

政策名	アジア大洋州地域外交				番号	①								
評価方式	総合・実績・事業・その他		政策目標の達成度合い		相当程度進展あり				(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額				6年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係るアジア大洋州地域 外交に必要な経費			653,160				722,950			
	一般	外務本省	地域別外交費	アジア大洋州地域外交に必要な経 費			3,542,263				4,125,513			
	一般	在外公館	地域別外交費	アジア大洋州地域外交に必要な経 費			68,015				65,113			
	小 計				一般会計		4,263,438				4,913,576			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		4,263,438				4,913,576			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

施策Ⅰ－１ アジア大洋州地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省4-I-1)

施策名(※)		アジア大洋州地域外交					
施策目標		アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 4 ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互惠関係を一層深化させる。 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,723	3,183	3,146	3,610
			補正予算(b)	6	0	0	
			繰越し等(c)	712	189	340	
			合計(a+b+c)	3,441	3,372	3,486	
		執行額(百万円)	2,968	2,243	3,113		
同(分担金・拠出金)		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	705	719	699	653
			補正予算(b)	5,545	423	11,304	
			繰越し等(c)	0	0	0	
			合計(a+b+c)	6,251	1,142	12,003	
		執行額(百万円)	6,244	1,100	11,996		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化	
		*1-1 日ASEAN協力の進展	a
		1-2 ASEAN+3(日中韓)(APT)協力の進展	b
		1-3 ASEAN地域フォーラム(ARF)協力の進展	b
		*1-4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	b
		*1-5 日中韓三か国協力の進展	b

	1－6	地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	b
	1－7	総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数	b
	個別分野2 朝鮮半島の安定に向けた努力		
	*2－1	北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	c
	*2－2	拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	c
	2－3	米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数	b
	個別分野3 日韓関係の改善		
	*3－1	日韓関係の改善	a
	3－2	人的交流の拡大	b
	*3－3	経済関係緊密化のための各種協議等の推進	b
	3－4	日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与	b
	個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等		
	*4－1	「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）	b
	*4－2	「日中新時代」に向けた取組（経済面）	b
	4－3	日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）	b
	4－4	日モンゴル関係の着実な進展（経済面）	b
	4－5	日台実務関係の着実な進展	b
	4－6	日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む）	b
	4－7	中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）	c
	個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化		
	*5－1	要人往来等を通じた二国間関係の強化	b
	5－2	経済協議の実施と貿易投資環境の整備	b
	*5－3	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	c
	5－4	要人往来数（政務官レベル以上）	b
	5－5	日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	b
	個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化		
	*6－1	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	b
	*6－2	各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	b
	6－3	平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	b
	6－4	要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	b
	6－5	日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	c
	個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化		
	*7－1	インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	b
	*7－2	要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）	b
	7－3	南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	b
	7－4	要人往来数	b
	個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化		
	*8－1	豪州及びNZとの関係強化	a
	*8－2	太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	b
	8－3	要人の往来数	b

（注1）評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・個別分野1につき、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下において、国をまたぐ往来が制限される中、オンライン等の手段を活用しつつ外交的努力が継続されてきた点は高く評価される。また、コロナ対策について積極的な支援を行い、各国から謝意が表明されている点についても同様。 ・測定指標1-1について丁寧に施策の進捗状況・実績が書かれており、FOIP 強化へ向けて AOIP に関する日 ASEAN 協力を推進し、計画通りの目標を達成したことは大いに評価できる。また、エビデンスとして、リンクが示されている AOIP 協力プロGRESS・レポートには具体的な事例が紹介されており有益である。 ・AUKUS や QUAD といった新しい協力枠組みが台頭する中で、ASEAN の中心性と ASEAN の当事者としての役割を支持した外交は高く評価できる。とりわけ AOIP 協力に関する日 ASEAN 共同声明を発出したことは、ASEAN の AOIP への継続的コミットメントを強調するものとなった。インド・ニューデリーで発表した「FOIP のための新たなプラン」も、FOIP の包摂性を協調する上で効果的だった。 ・ASEAN 各国との協力や感染症対策センターの設立支援など、日本が積極的に行っている国際協力で日本がリーダーシップを発揮し、貢献していることは大変価値があるといえる。「日 ASEAN 協力の重要性について各国と見解を共有していることが首脳レベルで確認され」、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを特定して AOIP で海洋協力、連結性、SDGs、経済という4重点分野を具体化していくという方針から、日本の対外政策の積極的な姿勢を読み取れる。しかし、それらによってどのように各国民の生活が改善されたのかについての具体的に記述し、政策の有効性や影響力をより深く理解できるような記述によって表現することが今後の課題となる。日本の AOIP への協力を紹介する広報活動については、様々なメディアを活用し、ターゲットとなる視聴者や読者に対する訴求力を最大化することが求められる。特に、デジタルメディアの利用は、広範囲の人々に情報を届ける有効かつ効率的な手段であり、これを適切に活用することで、日本の外交活動への理解と支持を高めることが可能となろう。 ・測定指標1-7について、国際会議の参加国や目的によって重要性やその成果は異なると思われ、これを一律にカウントして測定指標とすることには少し無理があるのではないかと。施策の分析では測定指標1-7について「この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった」としているのに対し、これに続く次期目標等への反映の方向性の冒頭では安全保障環境は厳しさを増していることの記述がある。「有効であった」とするのは、どの会議がどう有効であったのか、施策の分析で示されていないと次期目標への繋がりが悪いと思われる。 ・個別分野2につき、測定指標2-1や測定指標2-2は「c」と判定されているが、北朝鮮問題については国交もないなか外交的努力には限界があるところ、外部環境が好ましくない状況にあることなどから「c」判定が付されている。この判定では外交的努力が正当に評価されないが、正当な外交的努力が払われたかという判定と、外部環境の判定は、分けた方がよいのかもしれない。 ・個別分野3につき、日韓関係は大きく改善の兆しをみせているところ、これまでの外交的努力の成果として積極的に評価してもよい面が少なくないと思われる。 ・日韓関係においては、尹錫悦政権発足の外交機会を十分に活かし、外相・次官・局長協議を重ね、日韓双方の信頼を積み上げ韓国側に懸案の解決を促し、日韓首脳会議とシャトル外交の再会に結びつけ、日韓、日米韓の戦略的連携を推進した成果は高く評価できる。 ・個別分野4につき、日中、日台、日モンゴルの関係は難しい局面も少なくないなかで、外交的努力が着実に実を結んでいる面も多く見られる。 ・日中関係を牽引した「戦略的互惠関係」が退潮し、米中間では戦略的競争関係が深まる中で、日本の対中外交目標についてさらなる明確化が求められる。中国との「建設的かつ安定的な関係の構築」はG7広島首脳コミュニケを含め国際的広がりを持つ概念として発展したことを評価。日中の危機管理メカニズムの構築にも着実な進展が得られた。中国における邦人の安全管理についてさらなる努力を期待。
------------------------	---

- ・測定指標 4－5につき、世界的にみて、あるいは我が国もかかわる G 7 等の共同宣言などにも表れているように、台湾（海峡）の重要性が高まるに従い、このセクションで、我が国の台湾に対する施策やスタンスが「台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナー」以外、ほとんど何も書かれていないまま、経済文化交流に関する記述に終始していることに愕然とする。そのような付度は誰に対してなぜ必要なのか、理解に苦しむ。実際に実質的な外交関係を取り持つ団体（日本台湾交流協会）があり、大使級を交換し、本省の指示を仰ぎつつ外交政策が策定実施され、本省でも台湾班長から実質的な課長ポストにいたるまで拡充が図られている中、日本国政府・外務省の外交政策評価に、台湾にかかわる「現状」とは何か、それに関していかなる施策を実施しているのかに関する記述は不可欠であり、それなしに統合的なアジア太平洋外交評価はしえず、国民の「現状」理解も得られない段階に来ている。とりわけ、G 7 諸国の台湾をめぐる「現状」理解はばらばらで、日本は多数派を形成していない（「一つの中国」政策理解を共有していない）状況では、最低限、日本のいう「現状」とは何か、そのために何をしているのか、形式はともあれ、来年度からは記述を本評価の冊子に加えるべきだと考える。
- ・個別分野 5につき、クーデター後のミャンマーに対して、「複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め」、さまざまなフォーラムやアクターをつうじて、改善を求めてきた経緯については、了解したが、結果に乏しい。この点について外務省がどう評価しているのか、中長期的な視点から政策評価をするためにも、やったことを羅列するのではなく、きちんと現状の総括をすべきだと考える。とりわけ、ASEAN 議長国や G 7 など関連フォーラムで後押ししたり議論したり宣言に「参加」したりした一方、制裁や非難は欧米主要国未満だったことの効果をどう図るのだろうか。東アジア首脳会議、その他インド太平洋にまたがる様々な施策で、法の支配などの原則を強調したうえで、具体的な施策を起案し実施している旨を強調するわりには、ミャンマーの苛烈な弾圧殺戮に対して、控えめな制裁・非難しかせず、伝統的なバックチャネル外交によって関係を維持しようというスタンスは、そうした原則とどう整合するのか疑問なしとしない。付言すれば、そうした「ソフト（声高に非難しない）」アプローチで、天安門事件以降の中共政権を甘やかし結果、生産力軍事力の増強とも相まって増長を許したことへの反省が内外で生じているなかで、同様のアプローチが機能するという前提がすでに欠けているなか、その点を含めてなぜいま日本外交の対ミャンマーのスタンスになっているのか、自国のスタンスの弁証なり検証なりをきちんと記述すべきではなかろうか。
- ・個別分野 6につき、測定指標 6－5 は「c」と判定されているが、日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れの実績値が目標を大幅に下回ったことがその理由のようであるが、コロナ禍下での実績の悪化はやむを得ない。他方で、アフターコロナに向けた取組については着実に進められており、そうした努力も正當に評価していくことも必要である。
- ・インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師・介護福祉士候補者についての滞在期間の延長について、他箇所での記述は行われているが、測定指標 6－5 においては全く記されていない。当該指標においてはとりわけ重要な措置と目されるところ、測定指標 6－5 においても相応の記述が行われてもよいのではないだろうか。
- ・個別分野 7につき、ロシア・ウクライナ戦争に対するインドの立場は、QUAD の亀裂を深めかねなかったが、日印・日米豪印双方の枠組みで一方的な現状変更を容認しない立場を確認しつつ、QUAD における実務的協力の拡大に焦点を置いたことは評価できる。インドで開催された G 20 外相会談に林外相が国会日程の都合により参加できなかった問題はかなり深刻な問題であり反省を要する。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価 実施時期	令和 5 年 8 月
-------	---------	--------------	------------

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（近隣外交）
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)
厳しさを増す安全保障環境への対応
「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進
近隣諸国などとの関係
地域外交の課題

測定指標 1－1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標（一年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された 4 つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和 2 年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和 2 年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、9 月 9 日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に 5 千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への1百万米ドルの支援も併せて発表した。11月12日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

- 2 連結性については、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。また、9月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靱化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金（JAIF）を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約25億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」のウェビナー、交流を実施し、560名が参加した。
- 4 11月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを49個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和2年3月に ASEAN 事務局からの要請を受け、4月14日の新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。6月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査（FS）を経て、11月12日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和3年度目標

令和2年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、茂木外務大臣は、リム・ジョクホイ ASEAN 事務総長と電話会談を実施し、ミャンマー情勢等について意見交換を行った。茂木外務大臣から、今後任命される ASEAN 特使の活動への支援やミャンマーへの人道支援を含め、ASEAN の取組を日本として引き続き後押ししていくこと、また被拘束者の解放が重要である旨述べ、ミャンマー問題への対応に関し、今後も緊密に連携していくことで一致した。また、日 ASEAN 友好協力50周年を迎える令和5（2023）年に向けて、日 ASEAN 関係を更なる高みへ引き上げるべく連携していくことを確認した。

8月にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、拉致問題の即時解決の重要性や南シナ海における深刻な事案への懸念等が盛り込まれ、日本の考えを一定程度反映することができた。議長国ベトナムのソン外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木大臣から、新型コロナ対策として医療物資供与

や技術協力を実施しており、感染が急拡大している一部の ASEAN 諸国への酸素濃縮器の供与も決めた旨を述べた。

10 月にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、南シナ海問題、北朝鮮問題、ミャンマー情勢等の地域情勢について、日本の考えを一定程度反映することができた。同会議にて日本の対 ASEAN 新型コロナ対策支援ファクトシートを発表し、岸田総理大臣から、新型コロナ対策について、ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチンを供与するとともに、コールド・チェーン整備等のための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約 320 億円の無償資金協力を実施したことを紹介した。また、岸田総理大臣から、ASEAN 感染症対策センターについて、ASEAN 各国の公衆衛生担当者向けの研修開始に触れつつ、日本はセンターが地域の感染症対策の中核となるよう、全面的に支援していく意向を表明した。

12 月、岸田総理大臣は、カンボジアのフン・セン首相とテレビ会談を実施し、岸田総理大臣から、来年カンボジアが議長国を務める ASEAN 関連会議の成功に向けた協力を表明した。また、令和 5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けても協力していくことで一致した。令和 4 年 3 月には、岸田総理大臣はカンボジアを訪問し、日カンボジア首脳会談を実施した。同会談で日カンボジア首脳共同声明が採択され、AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明に基づいて引き続き具体的な協力を進めていくこと、令和 5（2023）年に日本が開催する日 ASEAN 特別首脳会議において、日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げるべく緊密に連携していくこと等が盛り込まれた。

- 2 連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援については、10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、岸田総理大臣から、ポスト・コロナを見据え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。さらに、岸田総理大臣から、日本は ASEAN 包括的復興枠組を強力に支援しており、各国の経済回復に寄与すべく、累計約 1,950 億円の無利子に近い財政支援円借款を実施していることを紹介した。令和 3 年度には、日 ASEAN 統合基金（JAIF）により、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）において 5 回のサイバーセキュリティ演習及び 1 回のサイバーシーゲームを実施し、同分野における能力構築を推進した。また、8 月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、ワクチンへのアクセスが、各国の置かれた状況や経済力によって左右されることがあってはならない旨述べつつ、日本として COVAX ファシリティへの資金拠出等を通じて途上国を含めた「ワクチンへの公平なアクセス」の確保に貢献していることや、日本で製造されたワクチンを、これまで ASEAN 向けに計 960 万回分供給しており、今後も継続を前向きに検討していきたい旨を述べた。ASEAN 各国からは、日本による ASEAN 感染症対策センターや、ワクチンの供与を始めとするコロナ対応における日本の支援への謝意が述べられた。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、令和 2 年度に引き続き再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。7 月には、講師派遣事業として、「AOIP に基づく日 ASEAN 協力」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約 120 名が参加した。
- 4 10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、令和 2 年の日 ASEAN 首脳会議の「AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」を指針とし、海洋協力、連結性、SDGs、経済という重点分野に沿った、具体的な協力を進めている旨を述べた上で、令和 2 年の首脳会議に際して発表した 49 件の協力案件の進捗とともに、24 件の追加案件を掲載した合計 73 件のプロGRESS・レポートを発表した。加えて、「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0」を発表し、ASEAN 各国との協力を推進していく意向を表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN 各国を包括的に支援する旨述べた。ASEAN 側からは、新型コロナ ASEAN 対応基金への日本の貢献への感謝、公衆衛生緊急事態のための ASEAN 地域医療品備蓄（RRMS）、ASEAN 包括的復興枠組（ACRF）及び右実施計画等の ASEAN の取組への日本の継続的支援への期待、ASEAN 感染症対策センターの運用化に向けた日本の支援への感謝、AOIP に対する日本の揺るぎない支持への歓迎、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定を改正する第一議定書の全ての国による完全な批准への期待、ASEAN 統合イニシアティブの実施等の開発格差の縮小やサブリージョンの開発促進に対する日本の継続的な支援への感謝、ASEAN スマートシティ・ネットワークに対する日本の積極的で継続的な支援への歓迎、ASEAN エネルギー協力行動計画（APAEC）を通じたエネルギー移行の取組実施における日本の継続的な貢献への感謝等が表明された。

「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、令和 5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることを念頭に、以下の項目を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済等という 4 つの重点分野における具体的な協力を引き続き推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施等を通じて、戦略的広報を実施するとともに日 ASEAN 間の人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

令和 5 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることを念頭に、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、以下の項目を推進した。

- 1 8 月 4 日にプノンペン（カンボジア）にて 3 年ぶりに対面形式で開催された日 ASEAN 外相会議に林外務大臣が出席し、対日調整国であるタイのドーン副首相兼外相と共同議長を務めた。地域・国際情勢については、ミャンマー情勢、ウクライナ情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮等を取り上げ、率直な意見交換を実施した。成果文書として発出された議長声明には、これら地域・国際情勢についての懸念や基本的原則に関する日本の主張の多くが反映された。特にウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国際法及び国連憲章の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに地域を不安定化させ、誤算及び深刻な対立を生じさせ得る最近の台湾海峡の情勢に対して懸念が表明された。また、同議長声明には、平成 29 年 8 月の外相会議にて採択された「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画改定版」における 75 の実施項目全てに対応する活動及びプロジェクトが実施済ないし実施中であることを歓迎する旨が盛り込まれた。

11 月 12 日にプノンペン（カンボジア）で開催された日 ASEAN 首脳会議には岸田総理大臣が出席し、日本と ASEAN は地域・国際情勢についても多くの点で考えを共有しているとした上で、ミャンマー、ロシアによるウクライナ侵略、東シナ海・南シナ海、北朝鮮等を取り上げ、日本の考えを説明した。成果文書として発出された議長声明には、日 ASEAN 外相会議議長声明と同様に、これら地域・国際情勢についての懸念や基本的原則に関する日本の主張の多くが反映された。特にウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国際法及び国連憲章の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに台湾海峡の平和及び安定の重要性を再確認するとともに、兩岸問題の平和的な解決を求めた旨記載された。また、岸田総理大臣から、日 ASEAN 友好協力 50 周年となる令和 5 年の 12 月を目途に東京で特別首脳会議を開催したいと述べたのに対して、多くの国々が支持を表明し、通常の日 ASEAN 首脳会議に加え、特別首脳会議を開催することと一致した。

加えて、7 月 20 日、10 月 5 日、令和 5 年 2 月 21 日に林外務大臣と東南アジア諸国駐日大使等との会談を実施し、ウクライナ情勢等について意見交換を実施した。

また、この他にも、ビデオ会議も含め、高級実務者（SOM リーダー）レベル、局長レベル、常駐代表・次席レベルでも日 ASEAN 間の対話、議長国（令和 4 年はカンボジア、令和 5 年はインドネシア）や対日調整国（タイ）との協議等を実施し、緊密な意見交換を行った。

- 2 11 月の日 ASEAN 首脳会議では、日本の ASEAN 包括的復興枠組への支持の一環として、総額 2,950 億円の財政支援円借款を供与している旨紹介し、これからも持続可能な成長を支援していく意向を表明した。また、日本の専門家の派遣を含め、ASEAN 感染症対策センターを引き続き支援していく意向を表明した。

さらに AOIP に沿った日本の協力について岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」と本質的原則を共有する AOIP への支持をいち早く表明した日本は、ASEAN 一体性・中心性を一貫して強く支持していることを改めて表明した。さらに令和 2 年の AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明以来、具体的な協力案件が計 89 件に上っていることを紹介し、実績を強調した（AOIP 協力プロセス・レポート（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100419965.pdf>））。加えて、日 ASEAN 友好協力 50 周年に向け、（1）海上交通安全等の海洋協力、（2）質の高いインフラ投資等の連結性支援、（3）ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを始めとした保健、気候変動対策、防災、（4）サプライチェーン強靱化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い経済分野での協力を強化していくことを表明し、我が国の知見・経験を最大限活かして、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」を実現していきたい旨表明した。

これに対し、ASEAN 各国からは、新型コロナからの回復の支援を始めとする上述のような各種取組や、ASEAN 感染症対策センターの設立支援等について、高い評価と謝意が表明された。さらに日本の A0IP 協力についての高い評価とともに、引き続きの緊密な協力への強い期待が表明された。このように、日 ASEAN 協力の重要性について各国と見解を共有していることが首脳レベルで確認された。

- 3 8 月の日 ASEAN 外相会議では、令和 5 年を「日本 ASEAN 友好協力 50 周年」とすることに合意し、50 周年の公式ロゴマーク及びキャッチフレーズを共同で発表した。またその旨は議長声明にも盛り込まれた。令和 5 年を通して日 ASEAN 間の人的交流を拡大すべく、12 月には 50 周年記念行事・交流事業の一般公募を開始した。これらの一連の 50 周年広報では、日アセアンセンターと連携し、同センターのリソースやネットワークを活用した。特に 50 周年特設ウェブサイトの開設や公募受付といった協力を得た。講師派遣事業として、9 月には「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた ASEAN との協力深化」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約 60 名が参加した。

また、令和 5 年 2 月にはジャカルタで 50 周年記念シンポジウムを開催し、総理大臣メッセージを含む日本の A0IP への協力を紹介した JAIF 広報動画や、林外務大臣のビデオ・メッセージを活用し、ASEAN に寄り添い、聴衆に訴えるメッセージを工夫し、効果的な戦略的広報を実施した。結果として、現地報道のみならず、大臣のビデオ・メッセージが日本国内でも NHK で報道された。令和 5 年 3 月に東京で開催された国際交流基金主催の 50 周年記念シンポジウムでも、総理大臣のビデオ・メッセージや、レセプションにおける林外務大臣の挨拶等で、日 ASEAN 関係を重視するメッセージを発出した。また、同レセプションでは、効果的な広報を実施する観点から、公式ロゴマーク・公募コンテストの表彰式を合わせて実施した。

令和 4 年度は、新型コロナの影響からコロナ前の水準を超えるような日 ASEAN 間の人的交流の拡大には至らなかったが、日 ASEAN 間の会議を含む ASEAN 関連会議も対面で開催されるなど、人的交流の再活性化に向けた動きが見られた。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： a

測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）(APT)協力の進展

中期目標（一年度）

「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和 2 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月 14 日に、新型コロナに関する ASEAN＋3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という 3 つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

9 月 9 日に、オンライン形式にて、第 21 回 ASEAN＋3（日中韓）外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11 月 14 日に、オンライン形式にて第 23 回 ASEAN＋3（日中韓）首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。4 月の ASEAN＋3 特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総

理大臣から、医療支援について、2億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN+3 協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靱化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN+3 協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靱化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN+3 の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

- 2 12 月 10 日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化」に関する第 18 回東アジア・フォーラム (EAF) については、曽根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靱性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) についても、11 月 18 日、第 32 回国別代表者会議 (CCM) がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去 1 年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靱的、持続可能的連結性強化」(日本主催)の作業部会 (WG) の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN+3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和 3 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8 月 3 日に、オンライン形式にて、第 22 回 ASEAN+3 (日中韓) 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、チェンマイ・イニシアティブ改訂契約書の発効を歓迎し、新型コロナに対応できるよう運用が改善された ASEAN+3 緊急米備蓄は食料安全保障の観点からも重要であり、引き続き支援していきたいと述べた。また、AOIP の重点分野で具体的協力を促進していくことが重要であると述べた上で、自由で公正な経済秩序の構築の重要性や、ポスト・コロナ時代の成長の原動力としての「グリーン」と「デジタル」について協力を進めていく旨を表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出、ワクチン供与、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力などについて謝意の表明があるとともに、新型コロナ対策及びコロナからの回復における地域の協力の重要性を強調する発言があった。

10 月 27 日に、オンライン形式にて第 24 回 ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、医療支援について、「新型コロナウイルス感染症 ASEAN 対応基金」への拠出に加え、医療物資・機材供与やコールド・チェーン整備など、2億ドル以上の支援を更に進めていることを紹介した。また、日本は、人間の安全保障の理念の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、安全性、有効性、品質が確保されたワクチンを公平かつより多くの人々に届けることを全面的に支援し、これまで ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチン供与を行っている旨述べた。経済再生支援については、ASEAN 各国への無利子に近い財政支援円借款の供与や、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラ等への投資を拡大した旨述べた。また、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」の下、アジア・デジタル・トランスフォーメーション促進や、ASEAN のサプライチェーン多元化支援などの事業が進展しており、重点分野に基づき、アクションプランを更に拡充させていく考えを説明した。これに対し、ASEAN 側から、

日中韓からのワクチンを含む医療物資の供与や、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力について謝意が表明された。また、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進等への期待が表明されるとともに、ポスト・コロナの持続可能な回復に向けて、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があり、青少年のメンタルヘルス協力に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えを反映することができた。

- 2 12月7日にオンライン形式にて開催された、「東アジアにおける新型コロナからの包摂的で強靱な復興に向けた協力」に関する第19回東アジア・フォーラム(EAF)については、石月アジア大洋州局参事官が開会式典に出席し、東アジアにおける包摂的で強靱なポスト・コロナの復興に向けた、保健安全保障、デジタル化、グリーンな成長の3つの分野における日本の協力や、AOIPに関する日ASEAN協力について述べた(第19回EAFの報告書は、令和4年11月に開催予定のASEAN+3首脳会議に提出される予定)。東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)については、9月1日、第34回国別代表者会議(CCM)がフィリピン主催にてオンライン形式で開催された。同CCMでは、過去1年間のNEATの政策研究活動として、「気候変動と持続可能な発展(中国主催)」、「新型コロナに対するASEAN+3(APT)協力」(インドネシア主催)、「東アジアにおける2050年カーボンニュートラルの達成に向けて」(日本主催)、「人間の安全保障におけるAPT協力」(韓国主催)、「デジタル分野における中小企業協力」(フィリピン主催)の各作業部会の研究成果が報告され、その後、「NEAT政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、10月27日に開催されたASEAN+3首脳会議に提出され、ASEAN+3首脳会議の議長声明において、APT協力に向けたNEATの重要な貢献を認識し、5つのNEAT作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3協力作業計画」に基づく、金融、食料安全保障、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック1.5の枠組みである東アジア・フォーラム(EAF)及びトラック2の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)を活用し、ASEAN+3の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月4日に、プノンペン(カンボジア)にて、第23回ASEAN+3(日中韓)外相会議が開催され、林外務大臣が出席し、議長声明が採択された。林外務大臣から、ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)の採択を歓迎し、ASEAN諸国への新型コロナワクチン供与、ASEAN+3緊急米備蓄を通じたコメ支援の実施、チェンマイ・イニシアティブの更なるルール整備に向けた議論の進展への貢献、船舶通航支援業務(VTS)管制官育成等の日本の積極的な貢献について紹介した。また、法の支配による自由で開かれた国際秩序の維持・強化の重要性を述べた上で、AOIPの優先分野で具体的協力を促進していく旨述べた。これに対し、各国から、パンデミック後の経済回復、公衆衛生、食料安全保障、金融協力、デジタル経済等を始めとする、優先すべき協力分野について発言があった。

11月12日に、プノンペン(カンボジア)にて第25回ASEAN+3(日中韓)首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)に基づき、デジタル経済や強靱な農業といった新たな分野を含めた取組を着実に進める意向を表明した。その上で、AOIPを強く支持し、①海洋協力分野について、船舶の通航を支援する管制官の育成、海洋プラスチックごみ対策の計画策定や海洋モニタリングの支援、②連結性分野について、ASEAN連結性マスタープラン2025に基づく質の高いインフラ投資の促進、情報通信技術(ICT)、法制度整備、人物交流の活発化といったソフト連結性の分野の支援、③SDGsに関して、人間の安全保障の理念に基づく、SDGsの達成に向けた、ASEAN+3緊急米備蓄やASEAN食料安全保障情報システムの支援、ASEAN感染症対策センターの早期稼働に向けた全面的支援の継続、エネルギー安全保障、持続可能な成長の確保及び気候変動に対応するバランスの取れた脱炭素化の支援、④経済・金融分野について、ASEAN包摂的復興枠組の実施、チェンマイ・イニシアティブの更なる機能強化に向けた議論への貢献等、4つの優先分野に沿った具体的協力を進めていく旨述べた。これに対し、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築への期待や、ASEAN感染症対策センターの運用開始への期待が表明された。さらに、複数の国から、チェンマイ・イニシアティブの強化、ASEAN+3緊急米備蓄の更なる効果的活用、RCEP協定の完全な実施、デジタル分野におけるASEAN+3協力

拡充の重要性等を強調する発言があった。さらに、ウクライナ情勢、北朝鮮問題やミャンマー問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えが反映された。

- 2 12月19日～20日にニャチャン（ベトナム）にて開催された、「東アジアにおける包摂的、公正かつ持続可能な発展に向けた復興と成長」に関する第20回東アジア・フォーラム（EAF）については、紀谷ASEAN代表部大使が開会式典に出席し、AOIPの4つの優先分野に関する日ASEAN協力について説明した。東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）については、9月6日、第36回国別代表者会議（CCM）がラオス主催にてオンライン形式で開催された。同CCMでは、過去1年間のNEATの政策研究活動として、日本主催の「東アジアにおけるカーボンニュートラルの達成に向けて」の作業部会の研究成果が各国主催の作業部会の結果と共に報告され、その後、「NEAT政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、11月12日に開催されたASEAN+3首脳会議に提出され、ASEAN+3首脳会議の議長声明において、APT協力に向けたNEATの重要な貢献を認識し、6つのNEAT作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－3 ASEAN地域フォーラム（ARF）協力の進展

中期目標（一年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和2年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

7月2日にARF課長級会合、同月21日にARF局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行った。会合において、悪化する地域情勢への言及やARFとしてこれらに対応すべき等、ARF閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後のARF閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

9月12日にオンライン形式にて、ARF閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障におけるICTの安全及び使用の協力に関する声明の3つの個別声明が採択された。さらに、平成21年に採択されたARFビジョン・ステートメントを実施するために平成22年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEANを中心的な地域協力枠組みとするARFプロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、ワクチンと予防接種のための世界的同盟（Gavi）等を通じたCOVAXファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み）といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることに強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念をARF参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範（COC）が国連海洋法条約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和3年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

5月24日にARF 課長級会合、6月29日にARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢についての議論を行った。会合において、悪化する地域情勢への言及やミャンマー情勢の事態改善に向けたASEANの取組を歓迎する旨等、ARF 閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後のARF 閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

8月6日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、日本も共同提案国となった若者・平和・安全保障アジェンダの促進に関する声明が採択された。また、新型コロナへの対応に加え、東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、新たな軍備管理等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、冒頭、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催、バイ及びCOVAXを通じた各国へのワクチンの提供、コールド・チェーン整備を含む保健・医療分野での支援を実施しており、今後も安全で有効なワクチンへの公平なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく旨述べた。また、東シナ海・南シナ海について、力による一方的な現状変更の試みに強く反対すると述べた。北朝鮮情勢については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはないと述べるとともに、米朝の対話が再開され、完全な非核化に向けた具体的な動きが進展することへの強い期待を表明した。ミャンマー情勢についても、重大な懸念を表明するとともに、ASEAN 特使の任命を歓迎し、支持する旨述べた。加えて、新たな軍備管理に関し、米露間の新START 延長に言及した上で、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたい旨表明した。

これに対し、各国からは、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性や国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があった。また、ミャンマー情勢についても、ASEAN 議長特使の任命を歓迎するとともに「5つのコンセンサス（注）」を履行することの重要性が強調された。

（注）令和3年4月24日のASEAN リーダーズ・ミーティングにおけるミャンマー情勢に関する議論の結果、議長声明で発表されたもので、①暴力の即時停止、②全ての当事者間による建設的対話の開始、③ASEAN 特使による対話プロセスの仲介、④ASEAN による人道支援の提供、⑤ASEAN 議長特使がミャンマーを訪問し全ての当事者と会合すること、を内容とする。

令和4年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

1 5月17日にARF 課長級会合、6月9日にARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。それぞれの会合では、①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢に加え、ウクライナ情勢についても議論を行った。会合において、特にウクライナ情

勢をはじめとする悪化する地域情勢へ言及し、ARF 閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後の ARF 閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

- 2 8月5日にプノンペン（カンボジア）にて第29回 ARF 閣僚会合が開催され、林外務大臣が出席した。本会合では、拉致問題や南シナ海問題に関し、一定程度我が国の考えが反映された議長声明が発出された。また、ウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国連憲章、ASEAN 憲章及び東南アジア友好協力条約において記されている国際法の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに、①信頼醸成措置及び予防外交に関する声明、②東南アジア非核兵器地帯条約に関する声明の2つの ARF 声明が採択された。会合においては、ウクライナ情勢、台湾情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域・国際情勢や核の使用・威嚇、核軍縮・軍備管理について議論した。

林外務大臣からは、アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、地域の安全保障環境向上を目的とする ARF の重要性に触れ、今後も建設的な貢献を行っていく旨述べるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を継続・強化する考えを述べた。地域情勢に関して、ロシアによるウクライナ侵略は、主権及び領土一体性の侵害かつ武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、厳しく非難する旨述べた上で、こうした力による一方的な現状変更は、アジアを含め世界中どこであっても絶対に許されない旨述べるとともに、ロシアが直ちに侵略を止めるよう強く求めた。台湾情勢に関し、中国の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域を含む日本近海に着弾したことは、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、中国の行動を強く非難する旨述べるとともに、台湾海峡の平和と安定は重要である旨指摘した上で、今般の中国の行動は地域及び国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものであり、軍事訓練の即刻中止を改めて求める旨述べた。東シナ海及び南シナ海に関しては、力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明するとともに、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘した。また、平成28年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範（COC）に言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べた。北朝鮮情勢に関し、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはない旨述べたほか、岸田総理大臣が、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であると累次の機会に述べてきていることを紹介した上で、完全な非核化に向け、北朝鮮が関係国との実質的な対話を再開するよう求めた。ミャンマー情勢に関し、被拘束者の死刑執行は、日本が一貫して求めてきた「被拘束者の解放」に大きく逆行するものであり、深刻に憂慮する旨及び人道支援を含む「5つのコンセンサス」の実施に向けた ASEAN の努力を引き続き最大限後押ししていく旨述べた。核の使用や威嚇、核軍縮・軍備管理に関し、ロシアが行っているような核兵器による威嚇も、ましてや使用もあってはならない旨強調した。併せて、核兵器不拡散条約（NPT）の維持・強化に向けた各国の建設的な対応を呼びかけるとともに、地域における核戦力の透明性の向上に向け、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとして積極的な役割を果たすことを期待する旨述べた。

これに対し、各国から、ウクライナ情勢に関する深刻な懸念が表明されたほか、複数の国がロシアによるウクライナ侵略を非難した。また、台湾海峡の緊張の高まりに懸念が表明されたほか、林大臣の発言に応え、複数の国から中国の行動を非難する旨の発言があった。加えて、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性、国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があったほか、拉致問題の解決に向けた取組を支持する旨の発言があった。ミャンマー情勢に関し、各国からも、被拘束者の死刑執行を含め、深刻な懸念が表明され、「5つのコンセンサス」の履行の重要性が強調された。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和2年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（9 月）及び東アジア首脳会議（11 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

9 月 9 日に開催された第 10 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11 月 14 日に開催された第 15 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11 月 12 日の第 23 回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロナへの対応をめぐる日本を含む EAS 参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15 周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関する EAS 首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関する EAS 首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関する EAS 首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関する EAS 首脳声明、の 5 つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

- 2 EAS 大使級会合は、4 月 22 日、7 月 2 日及び 9 月 23 日に開かれるなど、定期的に開催された。
また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。

令和 3 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（10 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8月4日に開催された第11回EAS参加国外相会議では、茂木外務大臣から、FOIPとAOIPは本質的な原則を共有している旨改めて述べ、AOIPの進展につながる具体的な協力をAOIPの重点分野で進めていくことを表明した。また、新型コロナへの対応について、日本は、COVAXワクチン・サミットの共催を含めたCOVAXファシリティへの財政的支援、日本で製造したワクチンの供与やコールド・チェーン整備等の取組を実施しており、安全で有効なワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく意図を改めて表明した。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。南シナ海問題については、継続・強化されている一方的な現状変更の試みに対して強い反対を表明し、南シナ海における法の支配や紛争の平和的解決の重要性を改めて強調し、比中仲裁判断は当事国によって遵守されるべき旨述べた。さらに、南シナ海に関する行動規範（COC）は国連海洋法条約に合致する必要がある旨を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

10月27日に開催された第16回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げるAOIPを高く評価している旨表明し、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて強調した。また、新型コロナ対策について、ASEAN諸国へのワクチン供与や「ラスト・ワン・マイル支援」、ASEAN感染症対策センター設立に向けた支援等を通じ、有効性、安全性、品質が保証されたワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現、及び強靱かつ包摂的な保健システムの構築に向けて、引き続き協力を強化していく意向を表明した。さらに本年は、議長声明に加え、①メンタルヘルス協力に関するEAS声明、②観光回復を通じた経済成長に関するEAS声明、③持続可能な回復に関するEAS声明、の3つの個別声明が採択された。

2 EAS大使級会合は、6月7日及び8月20日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EASの機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和4年度目標

引き続きEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項（EAS参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 プノンペン（カンボジア）において開催されたEAS参加国外相会議（8月）及び東アジア首脳会議（11月）に、それぞれ林外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、対ASEAN協力に加え、ウクライナ情勢や台湾情勢、東シナ海・南シナ海、香港及び新疆ウイグル自治区、北朝鮮やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8月5日に開催された第12回EAS参加国外相会議では、林外務大臣から、AOIPへの一貫した支持を表明し、今後も具体的な協力を進めていく旨述べた。ウクライナ情勢については、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難し、ロシアが直ちに侵略を止めるよう強く求めた。また、台湾情勢に関し、中国の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域を含む日本近海に着弾したことは、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であるとして中国を強く非難し、台湾海峡の平和と安定の重要性を指摘した上で、今般の中国の行動は地域及び国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものであり、軍事訓練の即刻中止を改めて求める旨発言した。また、東シナ海及び南シナ海における、力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明し、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘した。海洋権益の主張や海洋における活動は国連海洋法条約に基づいてなされるべきである旨述べるとともに、平成28年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範（COC）に言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べた。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの

CVID の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。

11 月 13 日に開催された第 17 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣から、日本は一貫して ASEAN 中心性・一体性を支持している旨述べ、A0IP の優先分野に沿って協力を行うことを重視しており、今後も関連の取組に積極的に貢献していく意向を表明した。また、地域情勢として、ウクライナ、東シナ海・南シナ海、台湾、香港及び新疆ウイグル自治区、北朝鮮、ミャンマー情勢につき日本の立場を明確に述べた上で、国際秩序の根幹が揺らぎ、国際社会が歴史の岐路に立つ今、EAS の重要性はかつてなく高まっている旨指摘し、FOIP の実現と地域・国際社会の平和と繁栄の確保のため、今後も日本は EAS を始めとした ASEAN 主導のフォーラムを通じて、地域協力を強化していく意向を強調した。さらに本年は、地域情勢を含む議長声明に加え、女性の経済的エンパワーメント・包括的なポスト・コロナ回復のためのエネルギー協力の強化・持続可能な開発に向けたボランティア精神の促進に関する議長声明が採択された。

2 EAS 大使級会合は、6 月 30 日、10 月 20 日及び令和 5 年 3 月 1 日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標（一年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和 2 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和 2 年 3 月 20 日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する 3 か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも 3 か国協力の重要性について同意が得られた。
日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 2 年度に開催することができなかった。
- 2 日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（5 月 15 日）、物流大臣会合特別セッション（6 月 29 日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月 18 日）、保健大臣会合（12 月 11 日）、スポーツ大臣会合（12 月 24 日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において署名された。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETO キャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（5 月）、青少年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和 3 年 3 月）等）。

令和 3 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和3年度に開催することができなかったが、日中韓3か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5月3日）、物流大臣会合（8月20日）、文化大臣会合（8月30日）、特許庁長官会合（11月30日）、環境大臣会合（12月7日）、保健大臣会合（12月21日）がそれぞれオンライン形式にて開催、共同声明が発出される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が令和4年1月1日に発効した。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流等の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：日中韓三国協力国際フォーラム（4月）、日中韓協力事務局10周年記念写真展（4月）、アジア国際青少年映画祭（5月）、日中韓起業家フォーラム（6月）、日中韓ユーススピーチコンテスト（令和4年2月）、日中韓青年大使プログラム（令和4年2月）等）。

令和4年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 2 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和4年度に開催することができなかったが、日中韓3か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5月12日）、防災担当閣僚級会合（7月14日）、文化大臣会合（8月26日）、環境大臣会合（12月1日）、保健大臣会合（12月16日）、スポーツ大臣会合（令和5年2月9日）、人事行政ネットワークトップ会談（令和5年2月22日）がそれぞれオンライン形式にて開催され、共同文書が発出される等、各分野における日中韓協力が進められた。加えて、実務レベルの会合として、文化コンテンツ産業フォーラム（10月27日～28日）が韓国において、また、金融監督当局ハイレベル会合（11月3日）がハイブリッド形式にて、北東アジア港湾局長会議（11月24日）及び特許庁長官会合（11月29日）がそれぞれオンライン形式にて開催された。
- 2 日中韓協力事務局等を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、対面形式、オンライン形式、ハイブリッド形式を適宜活用する形で、文化・人的交流分野を中心とする協力事業が実施された（例：日中韓三国協力国際フォーラム（6月）、日中韓記者交流プログラム（7～8月）、日中韓起業家フォーラム（8月）、日中韓青少年交流ネットワーク立ち上げ式典（令和5年2月）、日中韓ユーススピーチコンテスト（令和5年2月）、日中韓青年大使プログラム等（令和5年2月））。令和5年2月の日中韓青少年交流ネットワーク立ち上げ式典には、武井外務副大臣が出席し、日中韓の若者代表から発表された3か国の若者交流促進に向けた提案の意義やその具体化・実現に向けた示唆を述べるとともに、日中韓の間での人的交流の重要性や、未来志向の日中韓協力における若者の役割を強調した。また、10月4日には、欧渚日中韓協力事務局長他による武井副大臣表敬が行われ、日中韓協力の更なる推進に向けた意見交換が行われた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和2年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによ

る関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和 3 年 1 月 20 日の閣僚級会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 50 回総会に際し日本側議員団のカントリーレポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア ACD 外相会合、ACD 首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 29 回）総会は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS は、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007 人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71 人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動（日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等）についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験について SNS 等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和 3 年度目標

- 1 アジア協力対話（ACD）等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、11 月 17 日の ACD 外相会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、成果文書として、今後 10 年間の ACD 協力のロードマップとなる「ブループリント 2021-2030」を採択した。また、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 29 回）総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 51 回総会は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。また、第 3 回 ACD 首脳会合については、開催国のカタールの都合により、令和 5 年に延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で引き続き国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS プログラムの目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを令和 2 年度に引き続き実施し、人的交流を継続した。オンラインを通じた FOIP を含む多様な分野におけるウェビナー、視察、意見交換等のプログラムに 2,304 人が参加し、また、同窓生を対象としたオンラインのプログラムには 342 人が参加し、各国に共通する課題等についてのワークショップ、海外展開する日本の事業組織の紹介を行うなどし、親日派・知日派の育成に貢献した。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについて SNS 等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進した。

令和 4 年度目標

- 1 アジア協力対話（ACD）等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。

施策の進捗状況・実績

- 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、議長国バーレーン主催での開催が予定されている、ACD 閣僚会合に向けて、高級実務者会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わしたほか、成果文書の策定に向けた調整を実施した。また、3 年ぶりの対面（タイ（バンコク））開催となった、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 30 回）総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。さらに、新型コロナウイルスの影響で延期されていた、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 51 回総会がオンラインで開催され、ステートメント作成支援等、アジア大洋州地域における議員外交の進展に貢献した。
- 国際的な人の往来が漸く再開し、JENESYS は本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを実施し、人的交流を継続した。オンラインによる訪日前の事前学習を含める招へい・派遣の対面交流では、AOIP と FOIP、政治、社会、文化等に関する専門家等の講義、視察、関係者との意見交換等を行い、約 3,000 人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、令和 4 年度から、既存参加者を対象としたフォローアップ事業を開始し、日本と ASEAN の学生による SDGs に係る各国共通課題の討論会を行い、また、バーチャル再訪日プログラム、ASEAN 各国に展開する日本企業等の紹介を含める同窓会等の実施を含め、約 1,100 人が参加し、ASEAN 諸国の青年は、日本への造詣を更に深めることができた。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期 目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	10	9（ビデオ・メッセージ 1 件を含む）	10	8	10	12（ビデオ・メッセージ 1 件を含む）	

参考指標：日 ASEAN の貿易量（総額）（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	231,665	206,234	248,922	341,262

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1－1 日 ASEAN 協力の進展 ＊】

令和 2 年度から 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、対面外交は実施困難な状況にあったが、オンラインも活用しつつ ASEAN 側との様々なレベルでの協議や意思疎通を継続するとともに、令和 4 年度は、対面外交が再開し、首脳・外相をはじめ様々なレベルで緊密な意見交換が実施できた。新型コロナ対策・経済回復支援や、日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた準備を進める中で、以下に記載のとおり多くの具体的な成果を上げ、日 ASEAN 協力を大きく進展させることができた。また、令和 4 年度は、令和 5 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた取組を進める時期に重なったことから、例年以上に日 ASEAN 協力の強化に向けた取組を積極的に進めた。日 ASEAN 首脳会議や同外相会議の場を通じて、我が国は地域・国際情勢に係る我が国の立場を積極的に発言し、その議長声明に我が国の立場を反映させることができたことは、日 ASEAN 協力の文脈で大きな意義があった。

特に、令和 2 年 11 月の ASEAN 感染症対策センターの設立やワクチン供与等の協力を通して、保健分

野での協力を強化するとともに、財政支援円借款等を通して、困難に際しての日 ASEAN 協力の重要性を強く印象づけることができた。

また 40 周年の際に採択した日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施計画改定版に記載された全ての協力項目の実施が確認されたことで、日本が約束どおりに包括的な分野で具体的な協力を着実に進めるパートナーであることを ASEAN 各国に強く印象づけ、一つの区切りを付けるとともに、50 周年に向けた大きな弾みとすることができた。

さらに、他の ASEAN 対話国に先駆けて令和 2 年 11 月に AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明を発出し、同声明に基づき、FOIP と AOIP が共有する本質的原則に資する具体的な協力を積み上げるとともに、AOIP 協力プロセス・レポートとしてとりまとめ、令和 3 年 10 月及び令和 4 年 11 月の首脳会議にて紹介し、積極的に広報したことで、AOIP 協力をリードするパートナーとしての日本を強く印象づけることができた。

加えて、50 周年に向けた準備を進める中で、例年の ASEAN 関連会合への対応にとどまらず、公式ロゴマーク・キャッチフレーズの公募コンテスト・共同発表、総理・外務大臣からのメッセージを含む動画の作成、日本アセアンセンターの活用、50 周年記念シンポジウムなどの開催等、様々な取組を通して、日 ASEAN 関係の重要性を強調する積極的な広報活動を展開し、ASEAN 事務総長などの ASEAN 側の要人も巻き込む形で日 ASEAN 関係の重要性を強調する発信につなげ、現地のみならず日本国内でも報道されるなど、大きな効果を上げることができた。

（令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①）、ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出（義務）（達成手段②）、ASEAN 貿易投資観光促進センター（任意）（達成手段③）、日・ASEAN 統合基金拠出金（達成手段④））

【測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）（APT）協力の進展】

令和 2 年度から令和 4 年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルにおいて、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野での協力について緊密な意見交換の実施を維持しており、令和 4 年 8 月の外相会議では「ASEAN＋3 協力作業計画（2023-2027）」が採択された。同作業計画では、AOIP に沿って ASEAN＋3 のパートナーシップをさらに強化していく等、日本が重視する事項が旨明示的に確認されたことが大きな成果であった。

「ASEAN＋3 協力作業依頼（2018-2022）」の推進については、特に令和 3 年 3 月にチェンマイ・イニシアティブ改定契約書が発効し、デリンク割合の更なる引き上げや、提供する外資の域内通貨への拡大等が実現、日本の供給割合は ASEAN＋3 の中で中国と並んで最大となっており、地域の金融市場の安定化に貢献するなど、金融協力の強化につながった。また、同年、中韓と連携し、ASEAN＋3 協力基金の残余金の 10%を「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に拠出するなどし、地域における新型コロナからの復興を目指す上で効果があった。また同年、ASEAN＋3 緊急米備蓄協定改正の議定書が発効し、ラオス、フィリピン、カンボジア及びミャンマーにおいて備蓄されていた日本拠出のコメの放出を行うなど、新型コロナや各種天災時における継続的な支援の実施に寄与している。このように、この期間において APT 協力には一定程度の進展があった。（令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標 1－3 ASEAN 地域フォーラム（ARF）協力の進展】

- 1 令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルスの影響があり、対面での開催が大きく制限された。そのような中でも①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの 5 分野についての分野別会合を始め、様々な ARF に関する会合がオンラインで開催され、対話と協力の体制が維持された。そのうち、不拡散・軍縮及びサイバーセキュリティについては我が国も共同議長として令和 3 年 4 月にサイバーセキュリティに関する第 3 回 ARF 会期間会合及び 6 月に第 12 回 ARF 不拡散・軍縮会期間会合をそれぞれ開催し、参加国間での活発な意見交換が行われた。加えて、ハイレベルにおいても、毎年、外務大臣から地域情勢についての我が国の立場を発信する等、ARF における様々な協議の場を通じ、参加国間で活発な議論が行われたことで、ARF の目標である信頼醸成の促進において一定の成果があった。
- 2 令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間で、①感染症発生の予防・対応の協力強化、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱い、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力、④青年・平和・安全保障アジェンダの推進、⑤信頼醸成措置及び予防外交を通じた平和、安定及び繁栄の促進、⑥東南アジアを非核兵器地帯として維持することへの改めたコミットメントといった広範な分野に関する ARF 声明が採択された。特に青年・平和・安全保障アジェンダの推進に関する ARF 声明については、我が国も共同提案国となり、有意義な内容の発出に貢献した。加えて、令和 2 年度の閣僚会合において、令和 7（2025）年までの ARF における協力の計画が示

された「ハノイ行動計画Ⅱ」について採択される等、将来的な協力の方向性についてもさらなる具体化が図られ、ARF における協力に一定程度の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 ＊】

令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナの影響で対面外交が制限される中でも、外相会議及び首脳会議を含め、EAS 関連会議はオンライン形式で開催され、新型コロナ感染症対策や AOIP 協力、地域の政治・安全保障問題について活発な議論が行われた。また、令和 4 年度には、3 年ぶりに対面形式で外相会議及び首脳会議が行われ、それぞれに林外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、地域・国際情勢について活発な意見交換を行い、日本の方針や考えをしっかりと説明するとともに、関係国との連携強化を確認することができた。

首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献した結果、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値は高まり、EAS 協力は一定の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 ＊】

日中韓 3 か国協力に関し、令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症等の諸般の事情に鑑み日中韓サミット及び外相会議については開催できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつも、閣僚級会合を含め、多様な分野・レベルにおける政策対話が多数再開され、実務レベルの協力が継続・深化された。

さらに、日中韓協力事務局(TCS)を通じ人的交流分野における協力事業が数多く行われ、未来志向の日中韓協力の推進に相当程度の進展があった。新型コロナウイルス感染症の影響が残存する中でも、令和 3 年及び令和 4 年には、ハイブリッド形式の活用を通じ日中韓三国協力国際フォーラムが開催され、我が国からも政府代表が出席するなど、経済・社会分野における日中韓協力の議論が深化した。

また、令和 5 年 2 月には、若者の人的交流促進を企図して TCS が立ち上げた「日中韓青少年交流ネットワーク」の立ち上げ式典が日本においてハイブリッド方式で開催され、武井外務副大臣が出席(中韓は駐日大使が出席)するなど、我が国として主体的に関与・貢献した結果、第 8 回日中韓サミットでもその重要性について一致した三か国間での人的交流促進に関し、着実な成果があった。

以上のとおり、日中韓 3 か国協力には一定程度の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①)、日中韓事務局拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑤))

【測定指標 1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展】

- 1 令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、アジア協力対話、APPF、及び APPU 共に、予定されていた会議や総会の開催が中止・延期となるなど、新型コロナの影響を受けたが、いずれもオンライン形式での開催が実現(APPF 総会については令和 4 年度にタイで対面開催)し、アジア協力対話については我が国からも令和 4 年度に高級実務者会合、令和 3 年度に外相会合・閣僚会合、及び令和 2 年度に閣僚会合に出席して地域・国際情勢に関する我が国の立場を明確に発信し、また、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わしたほか、成果文書の策定に向けた調整を実施した。APPF 及び APPU については、日本国会代表団及び日本議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、地域の安定と繁栄を目指した多国間協力や議員外交の進展に貢献することができた。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))
- 2 JENESYS については、オンラインとオフラインを併用したプログラムの実施や、令和 4 年度から開始したフォローアップ事業を通じ、各種プログラムを着実に実施することで、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる関係各国との信頼醸成を促進したことは、これらの地域枠組みにおける協力の進展の観点から有効であった。特に令和 4 年度から開始のフォローアップ事業を着実に実施したことは、ASEAN 諸国における親日派・知日派の発掘・育成につながった。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについて SNS 等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進することができた。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数】

- 1 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数に関して、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナ感染症拡大の影響もあり、目標値には及ばなかったものの、対面での外交が再開した令和 4 年度においては目標値を上回り、実績値が 12 となった。新型コロナウイルス感染症による制約

を受けながらも、東アジア地域域内の連携強化を進めることができた。

- 2 高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因に対して、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった。（令和2・3・4年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 アジア大洋州地域は、成長著しい新興国を数多く含む世界の成長センターである一方で、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による一方的な現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需要、頻発する自然災害、テロリズム、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。この中で、我が国が積極的な外交を展開し、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することで、地域の平和と繁栄を確保していくことが重要である。
- 2 東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。
- 3 地理的にも近く、基本的価値を共有する ASEAN との友好協力関係は、地域の平和と安定、発展と繁栄に極めて重要であり、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要。令和5年度の日本ASEAN 友好協力50周年を踏まえて、ASEAN 諸国との地域の平和と繁栄のための協力を一層推進していくことが重要である。
- 4 以上のとおり、アジア大洋州地域の安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間における友好関係を構築するための施策の一層の推進が望まれていることから、これらに対応する現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 日ASEAN 協力の進展 *

本質的な原則を共有する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と「インド太平洋に関するASEAN アウトルック（AOIP）」の実現のため、ASEAN中心性・一体性を支持しつつ、日ASEAN協力を引き続き強化する。AOIPの優先協力分野（海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等）とその主流化も踏まえつつ、日ASEAN統合基金（JAIF）等も活用しながら、日ASEAN友好協力50周年の機会にASEANと共同で新たな協力のビジョンと実施計画を打ち出し、それに基づく具体的な協力を進める。

1-2 ASEAN+3（日中韓）（APT）協力の進展

「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づいた食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野における取組の推進により、ASEAN+3 の枠組みにおける具体的な協力につながっており、協力実施計画に基づいた取組を推進するとの中期目標は適切であった。新たに AOIP の優先分野である海洋協力、連結性、SDGs 及び経済の協力を加えた「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、引き続き ASEAN+3 協力の一層の発展に貢献していく。

1-3 ASEAN 地域フォーラム（ARF）協力の進展

平成6年に設立されたアジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度である ARF は、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たしていることから、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合、各種分野別会合などの機会も活用しつつ、引き続き地域の安全保障協力の深化を通じた信頼醸成等に貢献していく。各種分野別の協力に関しては、令和2年9月に新たに採択された「ARF ハノイ行動計画Ⅱ」に基づき推進していく。

1-4 東アジア首脳会議（EAS）協力の進展 *

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中、地域の政治・安全保障問題に関するプレミア・フォーラムとしての EAS の重要性がより一層高まっていくことが予想されることを踏まえ、地域の安定と繁栄を実現すべく、引き続き、EAS の強化、及び安全保障等についての域内各国との協力促進を目

指していく。

1－5 日中韓三か国協力の進展 ＊

新型コロナウイルス感染症の影響が残存する中でも、様々な実務分野における閣僚級会合がオンラインで開催されるなど、日中韓協力が継続・深化したことから、「閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する」との中期目標は適切であった。令和5年度も引き続き、各種ハイレベル会合等を通じて既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていくことができるよう努める。

1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

過去3年間は、オンラインも活用しながら、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換を実施するとともに、JENESYS等を通じた対日理解の促進を推進することで、各国との協力が進展しており、「地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する」との中期目標は適切であった。対面外交が本格的に再開する中、引き続きオンライン形式も活用しながら、今後も精力的に、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）及びアジア・太平洋国会議員連合（APPU）等の多様な地域の協力枠組みを通じた会議や協力案件、JENESYSプログラムを含め、様々な形で地域の安定と繁栄に資する協力や人的交流の取組を探索、実施していく。

1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは重要であり、新型コロナウイルス感染症の制約を受けつつも、オンラインを活用して令和2・3・4年度ともにASEAN関連の国際会議に出席した（令和4年度は対面）。これら過去の実績や対面での外交活動が本格的に再開したことに鑑み、今後も引き続き積極的な出席に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 日・ASEAN 協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/index.html)
 - ASEAN+3（日中韓）協力
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean3/index.html>)
 - ASEAN 地域フォーラム（ARF）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>)
 - 東アジア首脳会議（EAS）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/index.html>)

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障（普遍的価値の重視）
- ・ 第 20811 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 76 回国連総会一般討論演説（令和 3 年 9 月 24 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 2 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 2 年度中、4 回の日米電話首脳会談（5 月、8 月、9 月及び令和 3 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（9 月）、1 回の日韓電話首脳会談（9 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計 9 回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。また、令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和 3 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 3 年度中、電話・テレビ会談を含めて 3 回の日米首脳会談（4 月、10 月及び令和 4 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（10 月）、1 回の日韓電話首脳会談（10 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、3 回の日米韓外相会合（5 月、9 月、及び令和 4 年 2 月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、令和 4 年 2 月の会合では日米韓外相共同声明を発出した。事務レベルでも、電話会談を含めて 5 回の日米韓次官協議（7 月、11 月、令和 4 年 2 月及び 3 月（2 回））を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性を改めて確認した。また、アジア大洋州局長が、米国・ソン・キム北朝鮮担当特別代表及び韓国・魯圭恵外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計 37 回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。

他方、北朝鮮は、特に令和 4 年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返し

ており、この中には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び中距離弾道ミサイル（IRBM）級の弾道ミサイルの発射や、「極超音速ミサイル」と称する新たな態様の発射も含まれるなど、安全保障上の脅威が高まっている。また、令和3年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和4年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和4年度中、電話・テレビ会談を含めて4回の日米首脳会談（5月、10月、11月及び令和5年1月）、1回の日中首脳会談（11月）、電話会談を含めて3回の日韓首脳会談（10月、11月及び令和5年3月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、2回の日米韓首脳会合（6月及び11月）及び3回の日米韓外相会合（7月、9月及び令和5年2月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、11月の首脳会合では「インド太平洋における三か国パートナーシップに関するプノンペン声明」を、9月の外相会合では日米韓外相共同声明を発出した。さらに、11月の北朝鮮によるICBM級弾道ミサイル発射を受けて、有志国首脳緊急会合が開催された。また、同発射及び令和5年3月のICBM級弾道ミサイル発射を受けて、それぞれG7外相声明が発出された。事務レベルでも、電話会談を含めて7回の日米韓次官協議（5月、6月、10月（2回）、11月（2回）及び令和5年2月）を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性等を改めて確認し、6月及び令和5年2月の協議では日米韓次官共同声明を発出した。さらに、アジア大洋州局長が、米国のソン・キム北朝鮮担当特別代表、韓国の金健外交部朝鮮半島平和交渉本部長（令和4年5月に就任）及び魯圭恵前外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計60回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくこと等を確認してきた。さらに、8月及び令和5年1月の林外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。北朝鮮による挑発行為などを受けて、日本政府は4月、10月、12月及び令和5年3月に、対北朝鮮措置として、北朝鮮の核・ミサイル開発などに関与した団体・個人を資産凍結等の対象として追加指定した。さらに、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、5月、10月、11月（2回）、令和5年2月及び3月には、国連安保理公開会合が開催された。

一方で、北朝鮮は、令和4年度には、日本の上空を通過するものや複数の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを含め、前例のない頻度と態様で弾道ミサイル等の発射を繰り返した。27回、少なくとも54発に及ぶ弾道ミサイルの発射などを行っており、安全保障上の脅威が高まっている。また、12月26日から31日まで開催された党中央委員会第8期第6回拡大総会では、金正恩国務委員長が、軍事力強化の必要性を強調し、「戦術核兵器の大量生産」や、「核弾頭保有量を幾何級数的に増やす」必要がある旨述べたと報じられるなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和2年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN+3（日中韓）

首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和3年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、9月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和3年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月に英国で開催されたG7サミット、9月に米国で開催された第2回日米豪印首脳会談、10月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、茂木外務大臣から北朝鮮の拉致問題の解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から支持を得た。

米国については、4月の日米首脳会談において、菅総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時の解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示され、日米首脳共同声明でも、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが明記された。また、10月の日米首脳電話会談及び令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、10月の日中電話首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、10月の日韓首脳電話会談において、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和4年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月にドイツで開催されたG7サミット、5月に東京で開催された日米豪印首脳会合、11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、8月の林外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、林外務大臣から拉致問題への国連側の引き続きの理解と協力を求め、グテーレス事務総長の全面的な支持を得た。

米国については、5月の日米首脳会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致

問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。5月の訪日の際には、バイデン大統領は、拉致被害者の御家族と面会し、拉致被害者を思う御家族の方々の心情や、拉致問題の一刻も早い解決に向けた米国の支援を求める発言にじっくりと真剣に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。さらに、10月の日米首脳テレビ会談、11月の日米首脳会談、令和5年1月の日米首脳会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、全面的な支持を得た。

中国については、11月の日中首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両首脳は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳間の懇談、10月の日韓首脳電話会談、11月の日韓首脳会談、令和5年3月の日韓首脳会談においても、岸田総理大臣から拉致問題の解決に向けた韓国の引き続きの理解と協力を求め、尹錫悦大統領から改めて支持を得た。

4月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、協議後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

()内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和3年度目標から電話会談を含む。）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	34	4 (11)	18	31 (68)	35	37 (101)	

評価結果（個別分野2）

施策の分析

【測定指標2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 ＊】

令和2年度から令和4年度にかけて、米国のみならず、韓国、中国との首脳会談等を通じて、北朝鮮への対応について関係国との連携を強化できた。また、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、令和4年5月、10月、11月（2回）、令和5年2月及び3月には、国連安保理公開会合が開催された。大多数の理事国から北朝鮮への非難・懸念・安保理決議違反の指摘がなされ、一定の意義があった。（令和2・3・4年度：日朝関連（達成手段①））

従来から、我が国は、対北朝鮮措置の一環として、（1）全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置と（2）北朝鮮との間の輸出入禁止措置を講じてきているところ、安保理決議の履行を担保するとの観点からも、令和3年度、これらの措置の期限を2年間延長することを決定した。さらに、令和4年度は、4回（4月、10月、12月、令和5年3月）の我が国自身の対北朝鮮措置を実施した。これまでに我が国が実施している国連安保理決議に基づく措置及び我が国自身の措置は、北朝鮮の厳しい経済状況と併せて考えた場合、一定の効果をあげていると考えられる。一方、北朝鮮は、令和4年度には、日本の上空を通過するものや複数大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを含め、27回、少なくとも54発に及ぶ弾道ミサイルを発射するなど、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。したがって、指標全体としては目標達成に向けて進展は大きくなかったと判定した。

【測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 ＊】

我が国は、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相

究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。

また、各国首脳・外相との会談、G 7サミット、日米韓首脳会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得ている。バイデン大統領は、令和 4 年 5 月の訪日の際、拉致被害者の御家族と面会した。また、令和 3 年度、令和 4 年度の G 7 サミットにおいて、我が国は、拉致問題の即時解決に向け、G 7 各国の全面的な理解と協力を要請し、G 7 各国から支持を得るとともに、首脳コミュニケにも、G 7 として拉致問題を直ちに解決することが急務であることを改めて表明する旨記載された。

これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた我が国及び国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動を強く求める環境を作る上で有益であった。（令和 2・3・4 年度：日朝関連（達成手段①））

他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者全員の帰国は実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

【測定指標 2－3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数】

北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化が見られない中、北朝鮮問題への対処に当たっては日米韓の緊密な連携の重要性がより一層高くなってきていることを踏まえ、朝鮮半島情勢に関する認識を共有し、対北朝鮮政策をすり合わせるべく、日米韓の枠組みの下で会合が開催された。また、これら一連の会合や日米、日韓それぞれの会合を通じ、北朝鮮への対応について、日米、日韓、日米韓 3 か国の緊密な連携を確認することができ、有益であった。（令和 2・3・4 年度：日朝関連（達成手段①））

日米韓で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数（電話会談を含む）については、令和 2 年度において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等から年度目標値には及ばなかった。一方で、令和 3 年度、令和 4 年度においては、首脳・外相・次官級を含む様々なレベルで日米韓の意思疎通を行ってきており、また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射等を受けた六者会合首席代表間の会議・協議を行った回数が大幅に増加していることから、年度目標値を上回った。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦である。日本は、引き続き、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も行わず、累次の国連安保理決議等に従って、非核化などに向けた具体的行動をとるよう強く求め続けていく必要がある。

北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致問題は、時間的制約のある人道問題である。日本としては、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを、北朝鮮側に対して、引き続き強く要求していく必要がある。

以上を踏まえ、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2－1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けて、「国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、取組を引き続き継続していく。

2－2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

拉致問題解決や日朝国交正常化に向けて、「拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であ

ったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続き米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求め、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注していく。

2－3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）が協議することは、連携を改めて確認・強化する上で重要である。令和3年度からは、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行っており、次期周期においても、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行う。令和4年度には、10月4日の我が国上空を通過した北朝鮮による弾道ミサイル発射等を受け、同日に日米首脳電話会談を、同月6日に日韓首脳会談を実施するなど、電話会談を通じて、日米、日韓、日米韓であらゆるレベルで緊密に連携を確認しているため、年度目標値に電話会談を含めるのが妥当である。上記施策の分析のとおり、今後とも北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓3か国の緊密な連携を図るべく取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
北朝鮮への対応に関する日米韓協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/juk.html)
大韓民国 「要人往来・会談」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html>)
アメリカ合衆国 「要人往来・会談等」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>)
中華人民共和国 「要人往来・会談」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
- ・官邸ホームページ
「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」等（令和4年5月29日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202205/29rachi.html)
- ・令和5年版外交青書（外交青書2023）
第2章 第2節 アジア・大洋州
- ・令和4年版外交青書（外交青書2022）
第2章 第2節 アジア・大洋州
- ・令和3年版外交青書（外交青書2021）
第2章 第2節 アジア・大洋州

個別分野 3 日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3－1 日韓関係の改善 *

中期目標（一年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和 2 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、9 月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけなくと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることとを改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和 3 年 1 月 8 日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和 40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成 27 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和 2 年度は、合計 2 回の日韓外相電話会談や 5 回の日韓局長協議（対面 1 回、テレビ協議 4 回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和 3 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 3 年度も、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対

する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めた（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年11月22日の日韓局長協議等）。

また、慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明した（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年7月20日の日韓次官間の協議等）。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、引き続き韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めていく方針である。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅（ムン・ジェイン）大統領に対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。さらに、令和4年3月、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、岸田総理大臣から、昭和40（1965）年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を発展させていく必要があり、尹次期大統領のリーダーシップに期待する、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨述べた。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和3年度は、上述の日韓首脳電話会談や岸田総理と尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領との電話会談に加え、合計5回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、4回の日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

令和4年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国における新政権発足の機会も捉えながら、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和3年5月の尹錫悦政権発足以降、旧朝鮮半島出身労働者問題について、両国の外交当局間で緊密な意思疎通を行ってきた。7月に訪日した朴外交部長官は、現金化が行われる前に、望ましい解決策が出るよう努力すると述べ、両外相は、この問題の早期解決で一致した。11月の日韓首脳会談において、両首脳は、9月のニューヨークでの首脳間の懇談に際する両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後、外相間を含む外交当局間の緊密な意思疎通を経て、令和5年3月6日に、韓国政府による措置の発表がなされた。

慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を令和3年度同様表明した。

韓国における新政権の成立を受け、日韓間で要人の接触が活発に行われた。岸田総理大臣と第20代韓国大統領への当選を果たした尹錫悦候補との3月の首脳電話会談を受け、4月に次期政権の代表団（韓日政策協議代表団）が訪日して林外務大臣と意見交換を行った。5月には、林外務大臣が尹大統領就任式に総理特使として出席し、6には NATO 首脳会合が行われたマドリードにおいて、日韓首脳が、日米韓首脳会合や NATO アジア太平洋パートナー（AP4）首脳会合などの場で初めて顔を合わせた。7月、朴外交部長官が、二国間訪問としては4年7か月ぶりに訪日し、林外務大臣は、同長官との間で、旧朝鮮半島出身労働者問題を含め日韓関係全般について幅広く率直な意見交換を行った。また、尹大統領は、8月15日や就任100日目にあたる8月17日の演説などにおいて、日韓関係改善に向けた強い意思を表明し、日本政府としてもこれを歓迎した。9月には、国連総会の機会を捉え、二

ニューヨークで日韓首脳による懇談が行われた。両首脳は、現下の戦略環境において日韓は互いに協力すべき重要な隣国であり、日韓、日米韓協力を推進していく重要性や懸案の解決に向けて現在行われている外交当局間の協議を加速化するように指示することで一致した。さらに、11月のASEAN関連首脳会議に際して、岸田総理大臣は、尹大統領との間で日韓首脳会談を約3年ぶりに実施した。両首脳は、北朝鮮問題や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に関して連携していくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題について、9月のニューヨークでの両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後、外相間を含む外交当局間の緊密な意思疎通を経て、3月6日に韓国政府による措置の発表がなされた。3月16日には、尹大統領が韓国大統領として12年ぶりの二国間訪問を行い、岸田総理と尹大統領との間で個人的な信頼関係を深め、日韓関係の新たな章を開く「シャトル外交」の再開で一致した。また、両首脳は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくことでも一致し、具体的に、安全保障対話や次官戦略対話の再開、新たな経済安全保障に関する協議の立上げなどを進めていくこととなった。

尹政権発足後、日韓首脳会談は3回（対面2回、電話1回）、日韓外相会談は10回（対面4回、電話6回）、日韓次官間の協議は3回（いずれも対面）、日韓局長協議は7回（いずれも対面）行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標3-2 人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和2年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきた「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、令和2年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和3年1月14日から運用を一時停止した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和2年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ9月、11月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和2年度は初めてオンライン形式での交流事業（計7回。大学生、高校生及び社会人約800名参加）を実施した。

令和3年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきた「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化による両国間往来者数の大幅な減少は続き、令和3年は約3万人にとどまった。11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止された。

両国間の往来者数が大幅に減少する中であっても、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和3年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続オンライン形式で、それぞれ9月に開催された。また、日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和3年度の交流事業は全てオンライン形式で実施した（13事業を計38回実施、合計530名程度が参加）。

令和4年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和4年10月には両国における査証免除措置が再開され、また、羽田－金浦（キンポ）線を始めとする日韓航空路線の運航が再開したことを受け、旅行件数が増加し、令和4年の両国間の往来者数は約131万人に増加した。11月の日韓首脳会談において両首脳は、査証相互免除の再開以降、両国間の人の往来が急速に増加している点を歓迎しつつ、両国間の人的交流が拡大することへの期待を表明した。また、令和5年3月の首脳会談では、岸田総理大臣から、両国間の人的交流がより一層活発化することで関係改善の好循環が更に加速することを期待する、政府としても対日理解促進交流プログラム（JENESYS）等により未来を担う若者の交流を支援していく旨述べた。

日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和4年はソウルで3年ぶりに対面形式で開催され、「また会える喜び」をテーマに、舞台公演や日本文化体験、トークイベント等が行われた（東京ではオンライン開催）。

「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2022）」は10月及び令和5年1月の2回、対面形式での交流事業を一部再開した（対面では289名、オンラインで187名が参加）

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（一年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和2年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和3年3月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約60名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から10年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第52回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和3年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、韓国政府に対し、4月、6月及び11月の日韓局長協議を含め、様々な機会を捉え、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第53回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、新しい未来創造、経済交流の拡大、共通課題への協力及び未来に向けた日韓友好インフラとなるよう青少年・地域間交流を推進していくことを含む共同声明が採択された。

令和4年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、様々な機会を捉えて韓国政府に対して早期の規制撤廃を働きかけた。また、9月には、韓国の韓国報道機関関係者約30名を対象に日本産食品の安全性等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて日本政府の説明に基づく記事が10本以上掲載された。

5月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第54回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、エネルギー安全保障等の分野での両国の連携や協力の重要性、経済交流・青少年交流・文化交流の増進等を含む共同声明が採択された。

令和5年3月、韓国側は、WTO事務局に対し、日本の輸出管理措置に関するWTO紛争解決手続を取り下げる旨通知した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（一年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和2年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、9月の首脳電話会談に加え、2度の外相電話会談（6月及び令和3年1月）、11月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を

行う。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、10月の首脳電話会談に加え、4度の外相会談（電話会談を含む。）、2回の日韓次官間の協議及び4回の日韓局長協議を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和4年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

施策の進捗状況・実績

2022年は、度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射などを受けて日韓外相間の電話会談も随時行われたほか、累次の機会における日韓次官間・局長間の協議を通じて、日韓両政府間の緊密な意思疎通を継続した。

11月のASEAN関連首脳会議に際して、岸田総理大臣は、尹大統領との間で日韓首脳会談を約3年ぶりに実施し、両首脳は、北朝鮮問題や自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に関して連携していくことを確認した。令和5年3月の尹大統領訪日に際しては、両首脳は、この歴史の転換点において自由で開かれたインド太平洋を実現する重要性について確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くために同志国が力を合わせていく必要性について認識を共有した。また、令和5年3月の日韓首脳会談に際し、尹大統領はGSOMIAの完全正常化を宣言し、その後同月21日には韓国側による令和元年（2019）年8月の協定の終了通告及び同年11月の終了通告の効力停止を取消す旨を、口上書をもって日本側に正式通報した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）

	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	9	0	3	6

参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）

	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	26.7	34.9	37.0	45.9

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 日韓関係の改善 *】

令和2年度は、外相電話会談を2回、局長協議を5回（対面1回、テレビ協議4回）実施し、令和3年度は、首脳電話会談や、外相会談を5回（電話会談を含む）、次官間の協議を2回、局長協議を4回実施した。そして、令和4年度は、首脳会談を3回（対面2回、電話1回）、外相会談を10回（対面4回、電話6回）、次官間の協議を3回、局長協議を7回実施し、ハイレベル間での意思疎通を図ったことで、新政権との緊密な連携の推進を進めることができた。（令和2年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①）及び令和3・4年度：日韓関連経費（達成手段①））

- 令和2年度は、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、合計2回の日韓外相電話会談や累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。一方で、令和3年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対し、原

告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。この判決は、日韓関係を未来志向への発展とは反する動きであり、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくために、韓国が「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう求めていく必要が生じた。（令和 2 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

2 令和 3 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めた。このような中、令和 4 年 3 月に、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨を表明したことは、未来志向の日韓関係推進に有益であった。（令和 3 年度：日韓関連経費（達成手段①））

3 令和 4 年、韓国における新政権の成立を受け、上述のとおり日韓間で要人の接触が活発に行われた。特に、11 月の ASEAN 関連首脳会議に際して岸田総理大臣と尹錫悦韓国大統領の間で両国の対面での首脳会談が 3 年ぶりに行われた。両首脳は、北朝鮮問題や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に関して連携していくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題について、9 月のニューヨークでの懇談における両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後の 3 月 6 日に韓国政府により発表された措置について、日本政府としては、平成 30 年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価している。同発表を契機とし、措置の実施と共に、日韓の政治・経済・文化等の分野における交流が力強く拡大することを期待しており、韓国政府と緊密に意思疎通していく。令和 5 年 3 月の日韓首脳会談の成果は、まず第一に、尹大統領が、韓国大統領としては約 12 年ぶりに日本を二国間訪問し、岸田総理大臣と尹大統領との間で個人的な信頼関係を深め、日韓関係の新たな章を開く「シャトル外交」の再開で一致したことである。両首脳は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととなった。尹大統領の訪日は、日韓関係の正常化にとって大きな一歩となる訪日となった。（令和 4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

【測定指標 3－2 人的交流の拡大】

令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の 3 年間、新型コロナにかかる水際措置の強化により両国間の往来が制限される中、オンラインを活用し、「対日理解促進プログラム」（JENESYS2020、2021、2022）を実施し人的往来の拡大を図ることができたほか、日韓両国で開催される文化交流事業「日韓交流おまつり」もオンラインで実施する等、相互理解や未来に向けた友好・協力関係の構築が一定程度促進された。（令和 2 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①）及び令和 3・4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

令和 2 年度の日韓間の人的往来は、平成 31 年 3 月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、約 92 万人にとどまった。令和 3 年 11 月 8 日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11 月 30 日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止されたため、人的往来は引き続き制限された。

一方で、令和 4 年には、両国における査証免除措置が再開され、また、羽田－金浦線をはじめとする日韓航空路線の運行が再開したことを受け、旅行件数が増加し、同年の両国間の往来者数は約 131 万人に増加した。また、令和 4 年度「日韓交流おまつり」はソウルで 3 年ぶりに対面形式で開催された。「JENESYS2022」の実施も、同年対面形式での交流事業を一部再開した。日韓両政府が、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点で一致したことは、人的往来の拡大を図る上で有益であった。（令和 4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

【測定指標 3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 ＊】

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者を対象としたオンライン説明会を令和 3 年 3 月及び令和 4 年 9 月に開催し、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産物は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30 件以上掲載されたことは本件にかかる理解促進に一定の効果があった。（令和 2・3 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

令和 2 年度から 4 年度には、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「日韓経済人会議」をオンラインで開催し、共同声明が採択される等、日韓の経済関係緊密化に向けた動きを推進する上で有益だった。（令和 2・3 年度：未来

志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

また、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間、継続して日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組を行っていたが、令和 2 年 2 月、日本及び韓国を含む 15 か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名し、令和 4 年 2 月 1 日、韓国について同協定が発効しており、日韓の経済関係緊密化については、一定程度の進展はあった。（令和 2・3・4 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

【測定指標 3－4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与】

様々なレベルや様々な枠組みで日韓の連携を確認し、地域の平和と安定に一定程度寄与した。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射などを受けて、令和 2・3・4 年度を通して、日韓首脳（電話）会談、外相（電話）会談、次官間の懇談、日韓局長協議等を活発に行い、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和 4 年度は、11 月の ASEAN 関連首脳会議に際して尹大統領が韓国の「インド太平洋戦略」の概要を発表し、日本政府は同戦略を歓迎し、インド太平洋地域における取組について連携していくことを確認した。（令和 2・3・4 年度：安全保障分野における協力の推進（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

韓国は国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国だが、日韓間では、ここ数年にわたり、旧朝鮮半島出身労働者問題を始めとして、平成 27 年の慰安婦問題に関する日韓合意の趣旨・精神に反する動き、竹島問題などにおいて、日本側にとって受け入れられない状況が継続してきた。ルールに基づく国際秩序が脅かされている現下の国際情勢において、日韓、日米韓の戦略的連携を推進していくことの重要性は論をまたない。そのためにも懸案を解決して日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要がある。今後、未来志向の日韓関係を構築していくため、引き続き施策目標を、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じた日韓関係改善に向けた努力とすることが適切である。日韓関係の正常化にとって大きな一歩となった尹大統領訪日を受け、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくべく次期目標の設定が必要となる。

【測定指標】

3－1 日韓関係の更なる発展 *

両国の首脳が形式にとらわれず頻繁に訪問する「シャトル外交」の再開を機に首脳・外相会談や局長級協議等の実施を通じ、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係の更なる発展に向けて、引き続き外交努力を維持・強化していく。日韓関係の正常化にとって大きな一歩となった尹大統領訪日を受け、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくべく次期目標の設定が必要となる。

3－2 人的交流の拡大

人的交流の拡大に向けて、各種交流事業の実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図るとの年度目標は適切な目標であったと考える。新型コロナによる水際措置の緩和を受け、人的往来数が増加しつつあるところ、今後とも、その維持・強化に向け、取組を引き続き継続していく。

3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

経済関係緊密化のための各種協議等の推進に向けて「幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」との中期目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、日中韓 FTA や RCEP 交渉の進展に向けた取組を引き続き継続していく。また、サプライチェーンの強靱化や機微技術流出対策など、日韓両国が共に直面する課題を解決するため、日韓間で経済安全保障に関する協議を立ち上げるために努力していく。

3－4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与に向けて、首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、幅広い分野における二国間の連携・協力を推進することは重要である。ルールに基づく国際秩序が脅かされている現下の国際情勢において、日韓、日米韓の戦略的連携を推進していくことの重要性を確認していく。また、日韓安全保障対話及び日韓次官戦略対話を早期に再開するよう

努力していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・令和4年度外交青書（外交青書 2023）
第2章 第2節 3（2）韓国
- ・外務省ホームページ 大韓民国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html>)

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の相互関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- 八 外交・安全保障（近隣外交）

測定指標 4-1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（一年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和2年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナについては、4月21日及び7月29日に、茂木外務大臣が、王（おう）毅（き）国務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。9月25日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計3時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11月25日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和2年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企

画協議（９月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、１２月１４日に岸防衛大臣と魏（ぎ）鳳和（ほうわ）中国國務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月１５日には大島衆議院議長と栗戰書（りつせんしょ）全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

- ２ 尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その件数は令和２年の１年間で２４件に上った（令和元年の領海侵入件数は３２件、平成３０年は１９件）。５月、７月、８月、１０月、１１月及び１２月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。１０月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる５７時間以上となった。また、４月から８月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の１１１日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和３年２月に開催した第１２回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- ３ 邦人拘束事案については、令和２年１１月の王毅國務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。
- ４ 令和２年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、両国で計５１件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。１１月に行われた日中外相会談では、双方は、令和３年夏の２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和４年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和４年に日中国交正常化５０周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。
- ５ 新型コロナの影響等により、令和２年度における協議の進展はなかった。
- ６ 地域・グローバルな課題に関しては、９月２５日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。１１月２４日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかりと伝えた。１１月２５日に菅総理大臣が王毅國務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和３年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- １ 首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。
- ２ 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- ３ 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- ４ 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- ５ 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- ６ 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- １ 令和３年度は、令和２年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い

議題について意見交換を積み重ねた。4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である令和4年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。このほか、外交当局間では、新型コロナ禍でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松(りゅうけいしょう)外交部アジア司長とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)など、日中間の意見交換が継続された。12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和(ぎほうわ)国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

- 2 東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の件数は令和3年の1年間で34件に上った。令和3年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行った。さらに、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、6月及び11月に開催した日中高級事務レベル海洋協議団長間協議、12月に開催した第13回日中高級事務レベル海洋協議等、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、令和3年8月に帰国した1名を含む3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和4年2月には北京で拘束され服役中であった邦人1名が病気のため死亡した。これまで、政府としては、当該邦人の病状に鑑み、累次にわたり、人道上の観点から早期帰国を認めるよう中国側に強く働きかけてきた。それにもかかわらず、今回、同邦人が帰国できないまま死亡に至ったことは誠に遺憾であり、その旨を中国側に抗議した。
- 4 令和2年度に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、新たな交流の在り方を模索しつつ、主にオンラインにより日中間の青少年交流を継続した。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、両国の高校生や大学生、研究者の相互理解及び対日理解促進を目的として、防災・減災や環境保護、ボランティア、伝統文化等をテーマとするオンライン交流を計17回実施し、約670人が参加した。10月に行われた日中首脳電話会談では、両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致し、また、11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、令和4(2022)年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。
- 5 新型コロナの影響等により、令和3年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間での電話会談において両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。また、茂木外務大臣から、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況などについて深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求めた。さらに、11月の日中外相電話会談では、林外務大臣から、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

令和4年度目標

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和4年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、水際措置の緩和にしたがって、対面を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について協議を積み重ねた。5月18日、林外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間でテレビ会談を行った。林外務大臣から、令和3年10月の日中首脳電話会談で達成された「建設的かつ安定的な関係」という重要な共通認識を双方の努力で実現していく必要があると述べ、王毅國務委員兼外交部長から同様の考えが示された。また、林外務大臣から、日中関係は様々な困難に直面し、日本国内の対中世論は極めて厳しいと述べた上で、互いに言うべきことは言いつつ対話を重ね、協力すべき分野では適切な形で協力を進め、国際社会への責任を共に果たしていくべきであると述べた。その上で、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明し、また、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。

また9月28日、松野官房長官は、故安倍晋三國葬儀に参列するため訪日した万鋼中国人民政治協商会會議全国委員会副主席による表敬を受けた。万鋼副主席からは、今回の訪日は中国側の日中関係及び岸田政権に対する重視の表れでもある旨発言があり、また、双方は、本年の日中国交正常化50周年を機に、両国首脳の共通認識である「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の実現に向け、共に努力していくことが重要であるとの認識を共有した。

11月17日には、岸田総理大臣が、習近平国家主席と初となる対面での首脳会談を行った。岸田総理大臣から、令和3年10月の電話会談では「建設的かつ安定的な日中関係」の構築との大きな方向性で一致した、その後国交正常化50周年を迎える中、新型コロナの影響はあるものの両国間交流は着実に回復している、現在、日中関係は様々な協力の可能性とともに多くの課題や懸案にも直面しているが、日中両国は地域と国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責任を有する大国である、課題や懸案があるからこそ率直な対話を重ね、国際的課題には共に責任ある大国として行動し、共通の諸課題について協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要であると述べた。習近平国家主席からは、日中関係には幅広い共通利益や協力の可能性がある、日中関係の重要性は変わらない、岸田総理と共に新しい時代の要求に相応しい日中関係を構築していきたいと述べた。

令和5年2月2日の秦剛・外交部長との電話会談や、同月18日ミュンヘンで行われた王毅・外事工作委員会弁公室主任との会談でも、日中関係に多くの課題や懸案があるからこそ対話が必要である旨述べ、秦剛部長及び王毅主任との間で、それぞれ各分野の対話を着実に進めていくことで一致した。

また、令和5年2月22・23日に日中外交当局間協議・日中安保対話を対面で開催した。

- 2 尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の件数は令和4年の1年間で28件に上った。令和4年度も令和2・3年度同様、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に近づこうとする動きが頻繁に発生した。また、令和4年の同諸島周辺接続水域内での中国海警船の年間確認日数は過去最多の336日を記録したほか、同年12月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる72時間45分以上となるなど、同諸島をめぐる依然として厳しい情勢

が続いた。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、中国側に対して厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し申し入れた。

こうした情勢の中、日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、同メカニズムの下での「日中防衛当局間のホットライン」については、11月の日中首脳会談で早期運用開始で一致し、令和5年3月に設置に至った。

また、6月23日、日中高級事務レベル海洋協議団長間協議として、船越健裕アジア大洋州局長と洪亮（こう・りょう）中国外交部辺境海洋事務司長との間でテレビ会議を実施し、東シナ海を始めとする海洋・安全保障分野の様々な課題について率直な対話を行った。日本側から、尖閣諸島の周辺海域をめぐる情勢、我が国周辺海空域における中国の活発化する軍事活動、東シナ海における一方的な資源開発や我が国の同意を得ない海洋調査及び日本海の大和堆周辺水域における違法操業等の海洋・安全保障分野の課題に関し、我が国の立場に基づき強い懸念を改めて申し入れ、中国側の対応を強く求めた。さらに、11月22日、第14回日中高級事務レベル海洋協議をオンラインで開催した。6月23日の団長間協議に続き、全体会議のほか、(1)海上法執行及び海上安全、(2)海上防衛、(3)海洋経済の3つのワーキンググループに分かれて会議を行い、東シナ海情勢等について個別の事案に関する懸念事項も含む様々な課題や、海洋分野における協力の在り方等について率直に議論した。

- 3 一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、10月、12月及び令和5年1月に新たに3人が刑期を満了し帰国した。政府としては、5月の日中外相テレビ会談、11月の日中首脳会談、令和5年2月の日中外相電話会談を含む、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和5年3月、北京市で新たな邦人拘束事案が発生した。政府としては、本事案の判明直後から、中国側に対して、当該邦人の早期解放を強く求めてきている。
- 4 日中国交正常化50周年に当たる令和4年には、十倉雅和経団連会長を委員長とする日中国交正常化50周年交流促進実行委員会との連携の下、年間で220件を超える事業が日中国交正常化50周年事業として認定され、文化、経済、教育、観光、地方などの様々な分野における交流が、オンライン形式を含めて日中両国で実施された。50周年の記念日に当たる9月29日には、東京において日中国交正常化50周年実行委員会主催の記念レセプションが開催され、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で交換を行った50周年を記念するメッセージが紹介された。同日、北京においても中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会主催の記念レセプションが開催された。日中間の青少年交流については、令和3年に引き続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」などにより、両国の学生や研究者の相互理解及び対日理解促進を目的とするオンライン交流を計13件実施し、約380人が参加した。日中ハイレベル人的・文化交流対話については、11月の日中首脳会談において早期開催で一致した。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議に関しては、新型コロナの影響等により、令和4年度における進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、11月の日中首脳会談において、岸田総理大臣から、気候変動、開発金融などの国際的課題について、国際ルールに基づき共に責任ある大国として行動していく必要性を強調した。ウクライナ情勢については、岸田総理大臣から、中国が国際の平和と安全の維持に責任ある役割を果たすよう求め、両首脳は、ロシアがウクライナにおいて核兵器の使用を示唆していることは極めて憂慮すべき事態であり、核兵器を使用してはならず、核戦争を行ってはならないとの見解で一致した。北朝鮮については、岸田総理大臣から、核・ミサイル活動の活発化について深刻な懸念に言及しつつ、国連安全保障理事会を含め、中国が役割を果たすことを期待すると述べた。また、拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両首脳は引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、令和5年2月には、約4年ぶりに日中外交当局間協議及び日中安保対話を東京で開催した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和2年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由、透明、迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

- 2 政府間の経済対話としては、11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、4月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。9月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国務委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を

迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和3年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの感染拡大の影響でハイレベル含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、真に公平・公正かつ安定的なビジネス環境の構築を含め、引き続き議論していくことを確認し、10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、11月に行われた日中外相電話会談でも、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。
- 2 政府間の経済対話としては、11月に第15回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和2年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、令和4年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、令和2年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、令和3年4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけた。また、12月1日から令和4年2月28日までの間、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体や関係各社・団体と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を実施した。この事業では、中国の消費者に中国にいながらにして、日本の地域の魅力をより体感してもらい、日本食、日本産品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和4年度目標

中国との建設的かつ安定的な関係を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、水際措置の緩和にしたがって、対面を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、日中間経済関係強化に関して協議を積み重ねた。5月に行われた日中外相テレビ会談では、両外相は、日中経済に関し、様々な分野・レベルで対話と協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、双方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後押ししていくことが重要である旨を確認した。また、同年11月に行われた日中首脳会談では、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力を後押ししていくことで一致した。さらに、令和5年2月に行われた日中外相電話会談では、林外務大臣から、日中経済に関し、首脳会談で一致した分野での互恵的協力の重要性について述べつつ、そのためにも透明・予見可能かつ公平なビジネス環境の確保と日本企業の正当な経済活動の保障が重要である旨述べ、中国側の適切な対応を改めて強く要請した。
- 2 政府間の経済対話としては、令和5年2月に第16回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）を令和3年度に続きオンライン形式で開催し、両国経済の現状、ビジネス環境、農水産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・高齢化・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境を確保し、日系企業の正当なビジネス活動が保障されることが重要である旨、改めて説明したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、今回の協議を踏まえつつ、日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、11月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえて、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、9月に李克強國務院総理と日本経済界とのハイレベルオンライン対話が開催されたほか、同年11月に第8回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、5月の林外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との日中外相テレビ会談や、同年11月の岸田総理大臣と習近平国家主席との日中首脳会談、令和5年2月の日中外相電話会談及び上述の日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して規制撤廃を強く求めた。また、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体等と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を行った。事業では、日本の58自治体のPR動画をSNSで配信したほか、中国において実施された日中国交正常化50周年イベント等でインフルエンサーによる日本の魅力のPRを行うことで日本食、日本製品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（一年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和2年度目標

令和2年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
- 3 文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和2年3月11日から全国際旅客定期便運航を停止、令和2年3月22日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内

を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和2年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは6月の総選挙を受けて7月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バートルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年7月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国國務委員兼外相に次ぐ2番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和3年2月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和4（2022）年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年に当たることを踏まえ、次の50年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成30年12月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第3の隣国（注：隣国中露以外で連携を重視する主要国）」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

- 2 コロナ禍で両国間の人の往来が制限を受けている中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約1,200万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバートル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航したMIATモンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバートル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

- 3 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和2年度は文化・人的交流を実施することができなかった。

令和3年度目標

令和3年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
- 3 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響により、日モンゴル間の人的往来は制約され、モンゴルでの開催を想定していた既存の各種政府間対話・協議は、ごく一部を除き実施に至らず、招へい事業は対面実施困難として全てオンライン開催となった。一方、ハイレベル間の対話は着実に行われた。7月、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として日本を訪問し、東京オリンピック開会式に出席し、菅総理大臣は、同首相との間で首脳会談を行った。首脳会談では、菅総理大臣から、「戦略的パートナー」である日モンゴルの協力を一層深化させていきたい旨述べ、両首脳は、令和4年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」にすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力

や、地域・国際社会での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、12月には、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間で外相テレビ会談を実施し、林外務大臣から、普遍的価値を共有するモンゴルを重視しており、「戦略的パートナー」である両国の協力を一層深化させるべく、バトツェツェグ外相としっかりした協力関係を作っていきたい旨述べ、両外相は50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とすることで一致した。

- 2 外交関係樹立50周年に関し、両国において実行委員会／作業部会が組織され、官民で準備が進められた。また、記念ロゴマークを公募・選定し、公式行事認定が開始された。また、令和4年2月24日の50周年記念日には、岸田総理大臣とオヨーンエルデネ首相は、50周年祝賀ビデオ・メッセージを同時発出した。さらに、50周年の祝賀行事として、モンゴルでは小林駐モンゴル大使がオヨーンエルデネ首相の出席を得て「天皇陛下誕生日祝賀兼日本モンゴル外交関係樹立50周年記念レセプション」を開催し、日本ではバッチジャルガル駐日大使主催による「モンゴル国と日本国の外交関係樹立50周年記念祝賀レセプション」に三宅外務大臣政務官が出席した。次期中期行動計画の策定作業についても、両国外務省間で意見交換を重ね、準備を進めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策については、モンゴル政府は、国民のワクチン早期確保を重視し、日本に対しても支援を要請した。これを受け、日本政府は、国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分のファイザー製ワクチンの調達・供給を支援した。このほか、医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やコールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力や技術協力を実施した。こうした日本による支援に対し、7月の首脳会談においてオヨーンエルデネ首相から、また、12月の外相テレビ会談においてバトツェツェグ外相から、それぞれ謝意が示された。

令和4年度目標

令和4年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年記念行事及び「青少年交流推進年」関連行事の着実な実施
- 3 新たな次期中期行動計画等の策定・発出

施策の進捗状況・実績

- 1 外交関係樹立50周年を迎えた中、ハイレベル交流及び政府間対話として、以下を実施し、戦略的関係の強化を図った。
 - (1) 5月、林外務大臣は、ウクライナ情勢をめぐりモンゴルが隣国ロシアとの関係で国際社会において難しい立場に置かれている中、ロシアによるウクライナ侵略以降、民主主義国の要人として初めてモンゴルを訪問し、フレルスフ大統領、オヨーンエルデネ首相を表敬するとともに、バトツェツェグ外相との間で外相会談を行った。会談では、ウクライナを含む地域情勢等について意見交換を行ったほか、外交関係樹立50周年を両国の「戦略的パートナーシップ」の更なる強化・拡大につなげていくとの方針を改めて確認するとともに、各レベルの交流や様々な分野での事業を両国で協力して行っていくことで一致した。同月、上杉外務大臣政務官と訪日中のバトエルデネ自然環境観光大臣との会談では、環境や観光の分野でも協力を拡大していくとの考えで一致した。
 - (2) 9月、オヨーンエルデネ首相、バトツェツェグ外相及びチョイジルスレン・エネルギー相が故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日した際、岸田総理大臣は、オヨーンエルデネ首相との間で首脳会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」を更に発展・強化していく考えで一致した。また、林外務大臣は、訪日中のバトツェツェグ外相との間でワーキング・ランチを行い、林外務大臣から、5月のモンゴル訪問の際に、モンゴル側から、今後も自由・民主の国であり続けるとの決意が示されたことに感銘を受けた旨述べ、日本としても、モンゴルの取組・努力を支援していくと改めて表明した。バトツェツェグ大臣からは、これまでの日本の一貫した支援につき、改めて謝意の表明があった。両大臣は、こうした協力関係を基礎に今後様々な分野での連携、協力を一層進めていきたい旨一致した。
 - (3) 10月には、秋本外務大臣政務官が、外務省の招へいにより訪日中のアンフバヤル外務次官と意見交換を行い、経済分野での協力などの二国間協力、及び国連などの国際場裡における協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、同次官の訪日中、第5回日米モンゴル協議を開催し、普遍的価値を共有する3か国が強固な信頼・協力関係に基づき、自由で開かれたインド太平洋の実現のために尽力していくことが重要との認識で一致するとともに、共同ステートメントを発出した。さらに、第4回日本・モンゴル戦略対話を4年半ぶりに行い、ウクライナ、北朝鮮問題を始めとする地域情勢について幅広く議論し、本年の日本・モンゴル間の外交関係樹立50周年の機会に、「戦

略的パートナーシップ」の下で、地域・国際情勢に関する意思疎通を今後一層強化していくことで一致した。

(4) 11月、フレルスフ大統領が実務訪問賓客として訪日した際、岸田総理大臣は同大統領と首脳会談を行い、両首脳は、二国間関係の更なる強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下でのグローバルな課題解決に向けた協力・協働の強化のため、両国関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。

(5) 令和5年2月、林外務大臣は、訪日中のエンフアムガラン教育・科学大臣の表敬を受け、双方は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の強化のために、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、同月、ミュンヘン安全保障会議に出席するためドイツを訪問した林外務大臣は、バトツェツェグ外相と立ち話を行い、今後、首脳間で一致した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を具体的に進めていくために引き続き緊密に連携していくことで一致した。

(6) 令和5年3月には、岸田総理大臣が、参議院の招待により訪日したザンダシタル国家大会議議長の表敬を受け、日・モンゴル外交関係樹立50周年であった令和4年にフレルスフ大統領との間で、日・モンゴル両国の中長期的な方向性を打ち出すことができた旨述べ、先方からは、普遍的価値を共有するモンゴルと日本の間で、経済分野を含む互惠的協力が拡大することに期待している旨述べた。

(7) このほか、政策企画協議や、国連を担当する部局間での協議も実施した。

2 日本とモンゴルは、外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」としており、5月の外相会談では林外務大臣から、「青少年交流推進年」の機会に、JENESYS等の青少年交流事業や「日本モンゴル学生フォーラム」を含む様々な取り組みを進めていく旨紹介したのに対し、バトツェツェグ外相からも、青少年交流の拡大にしっかり取り組んでいきたい旨の発言があった。「青少年交流推進年」には、以下の取組を実施した。

(1) 日本又はモンゴルで、官民間問わず計約150件の50周年記念事業・行事が、両国政府による記念事業・行事認定の下で行われ、青少年を含め活発な交流が行われた。

(2) 青少年交流事業「JENESYS2022」の枠組みで、対面での招へいが、新型コロナ禍が始まって以来初めて再開した。12月に、「科学技術」、「日本文化」をテーマにモンゴルの青少年40名を、また、令和5年3月には、「日本文化」、「スポーツ」、「デジタル」をテーマに青少年49名を招へいし、研究機関訪問や史跡視察、加えてホームステイ等を行い、親日派・知日派の育成を図った。

(3) 当省は、両国の次代を担う学生が共に学び交流しながら相互理解を深めるとともに、共通の課題について議論する「日本・モンゴル学生フォーラム」を開催した。同フォーラムは、3日間の事前オンライン学習会と、日本国内のモンゴルにまつわる土地での2泊3日の合宿というハイブリッド形式で実施した。7月～8月の事前オンライン学習会には、各日100名～120名が参加して活発な質疑応答が行われたほか、9月の合宿には、全国の33もの高等教育機関から合計67名の両国の学生が参加し、SDGsの取組視察、相互文化体験やワークショップ等を通じて活発な交流が行われた。なお、合宿の様子は、メディアでも大きく取り上げられた(NHK NEWS WEB(9月24日)、日本経済新聞電子版(10月1日)、NHK国際報道2022(10月5日))。

(4) こうした両国国民の交流の重要性は、11月に両国首脳が発出した「日本国とモンゴル国との間の平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ設立に関する共同声明」に明記され、「人材育成協力を継続し、両国国民の交流や相互理解の深化を引き続き促進していく。特に次世代を担う両国の若者の交流の深化を図っていく。」旨盛り込まれた。さらに、同共同声明の付属文書である後述の行動計画には、「JENESYS」、「日本・モンゴル学生フォーラム」を含め、「青少年等の人的交流事業促進のための方策の継続・強化」が盛り込まれた。

3 5月の外相会談で両外相は、2017(平成29)年～2021(令和3)年までの「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」のレビューシートを発出し、同中期行動計画が着実に実施され、当初の目標が達成できたことを歓迎するとともに、新たな「中期行動計画」の策定に向けた作業を加速化させることで一致した。その後、11月、両国政府は、達成された中期行動計画の成果を踏まえ、50周年を迎えて両国のパートナーシップが格上げされたことを契機に、新たに、今後10年間の取組を確認した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」を、首脳共同声明の付属文書として発出した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標 4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標 (令和3年度)

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和2年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
- 2 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和2年7月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和3(2021)年に延期となった。

10月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和4(2022)年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することで一致した。

さらに、茂木外務大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(250億円)の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中であっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和2年度は、学生100名及び教員8名の計108名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計291企業、延べ782名が参加した。

令和3年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月、三宅伸吾外務大臣政務官はバッチジャルガル駐日モンゴル大使と意見交換を行い、日・モンゴル経済連携協定(EPA)を含む経済分野での協力などの二国間協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、令和4年2月、モンゴル外務省の主催により外交関係樹立50周年記念「日本モンゴル戦略的パートナーシップのビジネス及び経済分野における拡大・強化」に関するシンポジウムが開催され、小林駐モンゴル日本大使が出席し、バトツェツェグ外務大臣とともに挨拶を行ったほか、両国の若手実業家や企業関係者によって、EPA発効後の両国間の経済貿易の現状等につき分析がなされるとともに、両国の経済関係の促進に向けた施策等について議論が行われた。また、モンゴル産はちみつについて、EPA適用による輸出に必要となるモンゴル側検査機関の日本厚生労働省への登録に際し、日本外務省から側面支援を実施し、令和3年11月に登録を完了した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響による人的往来の制約から、モンゴルで開催を予

定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会は令和3年度も開催に至らなかった。工学系高等教育機関の機能強化に関しては、令和3年度は、新型コロナ禍の中にあっても、学生101名及び教員12名の計113名が日本の大学・高等専門学校等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計697企業、延べ1,714名が参加した。新ウランバートル国際空港は、7月4日に「チンギスハーン国際空港」として開港し、日本企業連合が参画する形で同空港の運営が開始した。7月の首脳会談及び12月の外相テレビ会談において双方は、日本とモンゴルとの二国間協力の新たな象徴である同空港の運営が円滑に進むよう、引き続き連携していくことで一致した。

- 3 平成29年から令和3年までの5年間を対象とした「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画2017-2021」を踏まえ設定していた『「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる』との中期目標は、新型コロナの影響によるハイレベルやその他各種レベルの往来や既存枠組の対話が制限されたことを除けば、財政支援型円借款の実施によりモンゴル政府の財政再建の取組を下支えし、また、「チンギスハーン国際空港」の円滑な開港・運営に向けた協力、EPAの着実な実施、モンゴル経済の多角化及び地方経済の活性化のための支援等（特に農牧業・観光・環境等の分野）につき、連携が強化されるなどの成果があった。新型コロナの影響により達成できなかった目標については、令和4年度に策定予定の新たな中期行動計画も踏まえながら、引き続き実施を推進していくことが重要と考えられる。

中期目標（令和7年度）

「戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層深化させるべく、両国が令和4年に策定することで合意している新たな中期行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和4年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするべく、戦略的パートナーシップの関係の強化に向け、より互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する。具体的には、新型コロナ情勢を見極めながら、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けて、二国間の連携を推進する

施策の進捗状況・実績

二国間経済関係の強化に向けて以下の施策を実施した。

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施
 - (1) 要人往来の機会を捉え、関連の意見交換や働きかけを実施した。5月の外相会談で、両外相は、経済分野における関係の強化について、更に議論を深めていくことで一致したほか、林外務大臣から、モンゴルにおける日本企業の投資環境等について更なる取組を求めた。また、11月の首脳会談で、岸田総理大臣から、民間ベースの経済関係強化のため投資環境整備を要請した。
 - (2) 11月の首脳共同声明では、両首脳は「両国経済の一層の発展、より円滑かつ互恵的な経済関係の強化を引き続き追求する。このため、日・モンゴル経済連携協定や、日本モンゴル官民合同協議会等を活用し、両国の貿易・経済関係の一層の強化に向けた取組を推進する。」との方針で協力していくことを確認した。また、同声明の付属文書「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」には、「日モンゴルEPAの活用の積極的な推進」、「モンゴルによる、日・モンゴルEPAのより円滑な実施のために必要となる証券市場・金融市場の法整備や投資家育成の実施、及びこれらに対する日本国による支援」等、投資・ビジネス環境の整備に係る今後両国が取り組むべき行動を盛り込んだ。
- 2 より互恵的な両国経済関係の拡大・進化の推進
 - (1) モンゴルで開催を予定するも新型コロナ禍の影響で延期となっていた第10回日本・モンゴル官民合同協議会を、11月、フレルスフ大統領訪日の機会に、東京において開催し、秋本外務大臣政務官が出席した。同協議会では、両国の政府・企業関係者出席のもと、今後の経済分野における両国間の協力・交流拡大の可能性についてプレゼンテーション・協議が行われた。
 - (2) 工学系高等教育機関の機能強化については、有償資金協力「工学系高等教育支援計画」を通じ、令和4年度には学生47名および教員70名の計117名が日本の大学・高等専門学校等に留学、研究による渡航をした。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネ

スコースに計 1,220 企業、延べ 2,111 名が参加した。

(3) チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けては、5 月の外相会談で林外務大臣から、引き続きの配慮と支援を要請した。また、11 月の首脳共同声明で両首脳は、「日本とモンゴルの協力の新たな象徴となったチンギスハーン国際空港が、日本を始めとする諸外国からの今後の投融資誘致にも役立つことを踏まえ、引き続き、同空港の円滑な運営や航空路線の増便も含めた往来の活性化を側面支援する」との方針で協力していくことを確認した。同声明の付属文書である日モンゴル行動計画には、両国が今後 10 年間取り組むべき行動として、チンギスハーン国際空港の円滑な運営のための支援を盛り込んだ。さらに、令和 5 年 3 月に行われた訪日中のザンダンシャタル国家大会議議長による岸田総理大臣表敬では、岸田総理大臣から、両国の協力を象徴するチンギスハーン国際空港の円滑な運営に期待している旨を強調した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和 2 年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

- 1 日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が 489 万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和 2 年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。

そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和 2 年の貿易総額は前年並みを維持するなど堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性 PR を実施した。その効果もあり、令和 2 年の日本から台湾の農水産物輸出額は 73 億円増で過去最高を記録した。

- 2 文化交流についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で相互往来が困難となる中であっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる 28 の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災 10 周年の節目を捉え、令和 3 年 1 月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、7 月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて 2 度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和 3 年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

4 月の日米首脳会談、6 月の G 7 サミットなどにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性や両岸間

題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への注目は非常に高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度は引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の困難が継続する中にあって、日台双方の市民感情は総じて良好な状態を維持しており、貿易経済関係の深化、文化交流の強化、新型コロナウイルス対応における協力について、それぞれ進展があった。

- 1 経済面では、令和3年の日台間の貿易額は、輸出・輸入共に過去最高を記録した。令和4年1月から2月にかけては、新型コロナウイルスの影響等により約2年間開催が見送られていた日台貿易経済会議及び日台第三国市場協力委員会（日台双方の民間窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会に枠組）が開催され、経済分野における日台協力の重要性について改めて確認するとともに、日台間の個別具体的な課題への対応等について広く議論した。日台貿易経済会議閉会式においては、日台経済関係、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会を再開することが合意された。

日本産食品の輸入規制については、令和4年2月、台湾は福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入規制を緩和した。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、今般の台湾の輸入規制の見直しは、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けた大きな一歩であり、残された輸入規制の早期撤廃に向けて、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく考えである。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、東日本大震災から10年となる令和3年を通じて、震災発生後に多大な支援を寄せてくれた台湾の人々に対し改めて感謝を伝え、日台の相互理解の深化を図るため、台湾において日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを開催した。令和3年3月に台北市内で12日間の「東北友情特別展」を行い、蔡英文総統を含む約2万人もの人が来場した。

7月には、コロナ禍に見舞われた台湾人を励まし、更に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるべく、日台の人々がエールを送り合う動画を制作し公開した。唐鳳（オードリー・タン）政務委員の友情出演協力も得た同動画は、蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数75万回を超え、現地における東京大会への関心喚起や対日友好感情を強化することができた。

12月には、台北101水舞広場で音楽会開催や日本の飲食PRブースが30店出展し、来場者数は1.3万人に達した（コロナ対策のため入場総人数規制が行われ、かつ、激しい雨天の中での屋外行事への参加人数としては異例。また、音楽祭はネット中継を行ったため、実際のリーチ人数は3万人）。同開幕式には、蔡英文総統及び著名現代アーティストの奈良美智氏からビデオ・メッセージが寄せられたほか、呉釗燮外交部長等が出席した。また、台湾大手紙・テレビ局をはじめ計18社が取材に訪れ、多数の関連報道があった。当日は、会場を提供した台北101ビルの協力を得て、101ビルの壁面全体に「日台友情」の文字がライトアップされた。

令和4年3月、福島等5県産食品の魅力を伝えるとともに、福島第一原発ALPS処理水に対する懸念を払しょくするため、福島県を中心とした被災地の人々から台湾に対する友情のメッセージや地元海産物等を盛り込んだ動画を公開した。蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数は211万回を超える大ヒットとなり、福島等5県産食品に対するイメージやコロナ後の訪日意欲の向上、対日友好感情の強化につながった。

- 3 新型コロナウイルス対応について、コロナ対策の優等生として域内での感染拡大を効果的に抑え込んできた台湾において、5月以降市中感染が拡大し、ワクチン確保が深刻な課題となった。こうした中、日本は世界に先駆けて6月、海外へのワクチン供与の第一弾として、台湾に対し124万回分のワクチンの無償供与を実施し、10月までに合計420万回分を供与した。これに対して、台湾側からは、蔡英文総統、賴清徳副総統、蘇貞昌行政院長らがビデオ・メッセージ、SNSで繰り返し日本に対して謝意表明があった。野党の国民党からも、「日本がタイムリーに支援の手を差し伸べてくれたことは、台日間の長期にわたる深い友情を表すもの」等と謝意が表明された。最初のワクチン供与の発表後、日本台湾交流協会台北事務所には、SNS上での数万件の謝意メッセージに加え、多くの花束が寄せられたほか、台北101ビル、圓山大飯店は、ワクチン到着当日、日本への謝意を伝えるライトアップを実施するなど、台湾社会において広く歓迎された。また、台湾側からは、日本で不足していた酸素濃縮器やパルスオキシメーターが無償供与されるなど、日台双方が困難な状況下にあっても相互に助け合う姿が注目を集めた。

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和4年度において、特に以下の取組を慫慂する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化
- 2 人的往来の段階的な再開も見据えた文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

令和3年度に続き、令和4年度も台湾海峡の平和と安定の重要性及び两岸問題の平和的解決に関し、G7をはじめ多数の国際会議で提起されており、8月のペロシ米下院議長台湾訪問後に中国が実施した軍事演習を含む各種対抗措置等もあり、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への関心が一層高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度に続き、年度前半は新型コロナウイルスの影響により人的往来が困難な状況が継続していたが、10月以降、日台双方の水際措置が緩和されたことを受け、人の往来も徐々に回復してきた。

- 1 経済面では、4月に7年ぶりに第3回日台経済パートナーシップ委員会（オンライン会合）を開催した後、12月にも第4回会合を開催し、日台それぞれの関心事項を含め、総合的な貿易・投資の発展の方向性について、分野横断的な議論が行われた。また令和5年1月、約3年ぶりに日台海洋協力対話第5回会合を開催し、海洋廃棄物処理分野における日台協力推進のために両協会間で作成した協力文書「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の日台海洋廃棄物の処理に関する協力覚書」に署名し、同覚書の下での海洋環境協力、海上安全協力、海洋の科学協力、海洋の科学的調査、漁業分野における協力等、双方が共に関心を有する分野について幅広くかつ率直な意見交換が行われ、引き続き議論を継続していくことで一致した。令和5年2月には約3年3か月ぶりの対面開催となる第46回日台貿易経済会議及び第三国市場協力委員会が開催され、経済分野において日台協力を更に深化させていくことに合意するとともに、経済分野の具体的な課題、第三国市場における日台企業連携等について意見交換を行った。

なお、日本産食品輸入規制については、令和4年2月に台湾当局が規制の緩和を行ったが、引き続き、令和5年2月の日台貿易経済会議等を通じ、残された輸入規制について、台湾側が科学的根拠に基づく早期撤廃するよう粘り強く働きかけた。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、令和3年に東日本大震災から10年の節目に実施した日台友情シリーズと題した一連のイベントに続き、同協会設立50周年を記念して、「日台フルーツ夏祭」（8月）など各種文化交流イベントを開催した。このほか、JENESYSについて、新型コロナウイルスの影響によりオンラインプログラムのみの実施に止まっていたが、令和5年1月には、台湾の大学生31名を東北地方へ招へいし、東日本大震災後の復興状況及び食の安全・安心への理解増進を図ったほか、同年2月には、台湾の社会人12名を長野県へ招へいし、日本政府、地方自治体及び民間企業の地方創生に関する取組を紹介した。また、同年3月には、日本の大学生32名を台湾へ派遣し、台湾の大学生を対象にSDGsへの取組に関する日本の状況を説明し、日台双方の取組をシェアする事業を実施した。

- 3 そのほか、平成27年に米台間の人材育成の枠組みとして立ち上げられ、令和元年から日本台湾交流協会がフルパートナーとして参加しているGCTF（グローバル協力訓練枠組み）について、令和4年度においては、デジタル犯罪、ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生、持続可能な海洋（GCTFワークショップ初の日本開催）、スマート農業、持続可能な開発、持続可能な航空を含む様々なグローバルな課題を取り上げた。

【注】 上述の各種会議は、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が主催。また、各種事業は、公益財団法人日本台湾交流協会が主催又は参加しているものであり、日本政府関係者は必要に応じオブザーバーとして参加しているもの。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

①日中	中期目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2・
-----	-------	-------	-------	-------	------

②日モンゴル	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度目 標値	実績値	3・4年 度目標の 達成状況
	—	① 8 ② 2	① 1 ② 1	① 3 ② 2	① 0 ② 2	① 2 ② 2	① 2 ② 5	b

測定指標 4－7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）								
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	4	0	3	0	2	2	

評価結果（個別分野 4）								
施策の分析								
【測定指標 4－1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） ＊】 令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねることができた。また、令和2年度は「日中・スポーツ交流推進年」であり、各種行事を通じて日中双方の交流の強化を後押しすることができ、中長期的な両国関係の発展に貢献する取組を行うことのできた一年であった。 令和3年度は、令和2年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねることができ、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、外交当局間に限らず、様々な政府間協議を継続して行うことができ、両国間の緊密な連携を更に進めることのできた一年であった。 令和4年度は、人的往来の再開を受け、3年ぶりに対面での日中首脳会談を実施するなど、首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。また、日中国交正常化50周年を迎え、様々な分野において交流活動が実施されたほか、新型コロナ感染症の影響もあり開催されていなかった日中外交当局間協議と日中安保対話を4年ぶりに実施することができた。日中外交当局間協議では日中関係及び双方の関心を有する地域情勢等、日中安保対話では両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について幅広く、率直な意見交換を行った。このように、11月の首脳会談において両首脳が確認した「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の共通認識の下、あらゆるレベルにおける緊密な意思疎通が実現できたことは、地域の平和と安定に貢献する上で有益であった（令和2・3・4年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））。 【測定指標 4－2 「日中新時代」に向けた取組（経済面） ＊】 令和2年度には、新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、9月の日中首脳会談を始めオンライン会談等を通じて、経済分野の様々な課題についてハイレベル間の意見交換を引き続き行うことができた。また、同年11月に行われた日中外相会談において、双方は農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を更に進めていくことで一致した。また、気候変動問題に関し、日中間で話し合いの枠組み作りも含め、意思疎通を強化していくことで一致できた。11月には日中経済パートナーシップ協議次官級会合をウェブ会議形式で開催し、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広い意見交換を行うことができた。 令和3年度も引き続き新型コロナの感染拡大の影響でハイレベルを含む往来が制限されたが、その中でも、日中間の経済対話は引き続き行われ、11月の日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、明年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。同月には日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）をオンライン形式で開催し、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・								

省エネ、医療・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。加えて双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、明年の日中国交正常化 50 周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致したことは有意義だった。

日中国交正常化 50 周年の節目の年となった令和 4 年度には、5 月に日中外相テレビ会談を行い、両外相の間で、日中経済の様々な分野・レベルで対話と協力を適切な形で進めていくこと、双方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後押ししていくことが重要であることを確認した。また、林外務大臣から、新型コロナによる様々な影響がある中で、在留邦人の安全の確保や日本企業の正当な経済活動の保護等について中国側の適切な対応を要請した。11 月に行われた日中首脳会談では、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力を後押ししていくことで一致し、また、日中ハイレベル経済対話及び日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致した。令和 5 年 2 月には、第 16 回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和 3 年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農水産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・高齢化・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTO を含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境を確保し、日系企業の正当なビジネス活動が保障されることが重要である旨、改めて説明したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求める機会となった。また、日中双方は、今回の協議を踏まえつつ、日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、11 月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえて、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させることで一致できた。

中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、中国に進出する日系企業や駐在する日本人社員は極めて多く、経済については、日本全体の国益に資するような形で対話と実務協力を適切な形で進めていく必要がある。上記に代表されるこの 3 年度を通じた成果は、日中経済関係の強化を通じた我が国の経済的利益の追求の観点から、非常に有意義であった。このような成果に加え、首脳会談や外相会談を始めとする累次の機会を捉え、日中経済関係の更なる深化及び中国経済の持続的発展の観点から、知的財産保護の強化、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境の確保と日本企業の正当な経済活動の保障に向けた中国側の適切な対応を強く要請してきた。中国による日本産食品の輸入規制問題についても、首脳レベルを含め累次の機会に早期撤廃を要請し、令和 2 年 11 月の日中外相会談では、令和 3 年 3 月に東日本大震災から 10 年目の節目を迎えることも踏まえ、双方は、この解決に向けた協議を加速すべく、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致するなど、一定の進展があった。（令和 2・3・4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標 4－3 日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）】

令和 2 年度以降、新型コロナ禍における厳しい制約下でも、同年度の茂木外務大臣のモンゴル訪問や令和 3 年度のおよんエルデネ首相の訪日など、ハイレベルの交流を行ったことは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進、地域・国際場裏における協力の深化を確認するものとなり、戦略的パートナーシップの強化のモメンタムを維持する上で高い効果があった。また、外交関係樹立 50 周年を迎えた令和 4 年度には、両外相の相互訪問が実現し、また、モンゴルの大統領、国家大会議議長及び首相といった首脳 3 要人全員が訪日して首脳会談を行い、さらにモンゴルでの開催を想定するも新型コロナ禍で延期となっていた 2 つの政府間対話（日本・モンゴル戦略対話及び日米モンゴル協議）を本邦で実現したことは、幅広い分野における協力の発展を強力に後押しする機会となり、二国間関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」へと格上げし強化する上で有益であった。

外交関係樹立 50 周年、「青少年交流推進年」に当たる令和 4 年度に「日本・モンゴル学生フォーラム」を実施できたことで、両国の次代を担う学生が共に学び交流しながら相互理解を深めるとともに共通の課題について議論する取組が、二国間関係において初めて行われることとなり、青少年交流を推進する上で効果が高かった。

令和 4 年、林外務大臣のモンゴル訪問時、2017（平成 29）年～2021（令和 3）年の「中期行動計画」のレビューシートを発出し、同中期行動計画に次ぐ新たな「中期行動計画」策定に向けた作業の加速化で一致したことは、同年 11 月の首脳会談に際して「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022 年～2031 年）」を新たに発出する上で、これまでの成果を踏まえた行動計画策定のプロセスを効果的に前進させることとなり、有益であった。（令和 2・3・

4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①）

【測定指標 4－4 日モンゴル関係の着実な進展（経済面）】

令和 2 年度以降、モンゴルでは新型コロナの世界的拡大による影響を受けていたが、同年度以降、日本が新型コロナ対策支援として、総額 44.3 億円の医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やワールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力に加え、国内の移動制限、国際便の停止等による経済状況の悪化などといった社会・経済の回復課題への対応を支援するために 250 億円の緊急支援円借款を供与したこと等は、モンゴルがコロナ禍の困難を克服し、令和 4 年 3 月には海外からの渡航者に対する陰性証明、空港検査、自宅待機の要請を解除するなど水際対策を大幅に緩和し、自国の社会・経済を回復・安定・持続的発展させる上で効果があった。

令和 2 年度及び 3 年度、新型コロナ禍の影響によりモンゴルでの開催が延期となっていた第 10 回日本・モンゴル官民合同協議会は、令和 4 年度、大統領訪日の機会を捉えて本邦で開催したことで、経済関係の発展をめぐる課題について両国の官民の関係者が意思疎通する機会となり、互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する上で有意義であった。

二国間協力の新たな象徴であるチンギスハーン国際空港について、令和 2 年度及び 3 年度に、要人会談の機会を活用してモンゴル側に、円滑な開港に向けて連携を働きかけてきたことは、新型コロナ禍の中にあつて令和 3 年の開港の実現につながるものとなり、効果があった。また、令和 3 年 7 月の開港後も、要人会談等の機会を捉えてモンゴル側に、円滑な運営に向けて連携を働きかけてきたことは、両国の戦略的パートナーシップの新たな段階への引き上げ、また、平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップの発展を後押しするものとなり、有意義であった。（令和 2・3・4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標 4－5 日台実務関係の着実な進展】

令和 2 年度以降、新型コロナウイルスの影響により日台間においても人的往来が停止したことにより、台湾からの訪日観光客数は激減し、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が実施する各種会合も、延期又はオンライン実施を余儀なくされるなど、交流の推進が困難な状況であった。

他方で、コロナ禍においても、台湾での世論調査では 77%が日本に（日本台湾交流協会第 7 回対日世論調査（令和 4 年 3 月公表）、日本での世論調査では 76%が台湾に（台北駐日経済文化代表処日本人の台湾に対する世論調査（令和 4 年 1 月公表））親しみを感ずると回答しており、日台双方の市民感情は総じて良好な状況を維持している。

令和 2 年度は、コロナ禍において相互往来が厳しく制限される中、日台間でレジデンストラック開始に合意した。経済面では、令和 2 年の日台貿易総額は前年並を維持したほか、日本から台湾への農水産物輸出額は 73 億円増で過去最高を記録した。また文化面では、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多の 28 自治体が登録し交流を深めたことは、相互理解の促進及び日本の地方創生にとって効果的だった。7 月に、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理が弔問団を率いて 2 度訪台し、関係強化を内外に示すことができた。

令和 3 年度は、4 月の日米首脳会談、6 月の G 7 サミット等において、台湾海峡の平和と安定の重要性や兩岸問題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含む国際社会において、台湾情勢への注目が高まった。経済面では、令和 3 年の日台貿易総額は過去最高を記録した。2 月には日台貿易経済会議及び日台第三国市場協力委員会をオンラインで開催し、日台経済、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会の再開に合意し、また、同月、台湾当局は日本産食品の輸入規制の緩和が実施されたことは、経済面に限らず、日台関係全体の協力の促進を図る上で有益だった。また文化面で、日本台湾交流協会が、東日本大震災から 10 年となる節目に日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを実施したことは、その参加者及び関連報道の多さから、台湾人の対日理解の更なる増進及び友好関係の強化にとって効果的だったと考える。さらに、台湾においてコロナ感染が拡大したことを受け、台湾に対し 6 月から 10 月まで計 420 万回分のワクチン供与を実施し、蔡英文総統をはじめ台湾各界から謝意が示されたほか、メディア等でも大々的かつ好意的に報じられ、良好な日台関係の維持・発展に大きく寄与することができた。

令和 4 年度は、10 月以降、日台双方で水際措置が緩和されたことを受け、経済面では日台貿易経済会合、日台第三国市場協力委員会、日台海洋協力対話等の対面開催が再開したほか、令和 3 年度に再開に合意した日台経済パートナーシップ委員会も実施するなど、経済関係について有意義な議論を実施することができた。JENESYS 事業の招へい、派遣も再開し、日台の青少年の理解増進を図ることができた。日米台等による人材育成の枠組みである GCTF のワークショップを初めて日本で開催し、マルチで

の実務協力を進化させることができた。(令和2・3・4年度：アジア友好促進補助金(達成手段②))

【測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)】

中国との首脳、外相会談の実施回数は、令和2年度1回、令和3年度0回、令和4年度2回であった。令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、目標値は大幅に下回ったが、茂木外務大臣が、王毅國務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行い、9月には菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。また、新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅國務委員兼外交部長が訪日し、対面での3時間以上にわたって外相会談を行い、日中関係の方向性のほか、地域情勢、気候変動等の国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行うことができた。令和3年度は、令和2年度に引き続き、目標値を達成することはできなかったものの、4月5日に茂木外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、10月8日には日中首脳電話会談が行われ、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致し、11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅國務委員兼外交部長と電話会談を行うなど、電話会談を通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通を継続的に行ってきた。令和4年度は、人的往来の再開に伴い、目標値を達成した。9月に林外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間でテレビ会談が行われたほか、11月には、岸田総理大臣は、習近平国家主席と初となる対面での首脳会談を行い「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要であると述べ、習近平国家主席からは、共に新しい時代の要求に相応しい日中関係を構築していきたいとの発言があった。令和5年2月2日の秦剛・外交部長との電話会談や、同月18日ミュンヘンで行われた王毅・外事工作委員会弁公室主任との会談でも、日中関係に多くの課題や懸案があるからこそ対話が必要である旨述べ、秦剛部長及び王毅主任との間で、それぞれ各分野の対話を着実に進めていくことで一致し、たことは、地域の平和と安定への貢献の観点から有意義だった。このように前年に引き続き、首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、また対面での会談が再開し、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねることができた一年であった。

また、モンゴルについては、新型コロナ禍の影響により要人往来が困難な状況の中、令和2年度は実施回数1回となり目標回数2回を下回ったが、茂木外務大臣がチャーター便を利用してモンゴルを訪問したことで、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向けたモメンタムを維持する上で高い効果があった。令和3年度は、首相の訪日のほか外相テレビ会談が行われ、目標回数を達成し、外交関係樹立50周年に向けて二国間関係を一層発展させる好機となった。50周年を迎えた令和4年度は、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われたことで、11月の首脳会談では二国間関係が「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げされ、首脳共同声明の付属文書として「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」が発出されるなど、両国関係を新たな段階へと引き上げる一年となった。(令和2・3・4年度：日中・日モンゴル関係の推進(達成手段①))

【測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)】

外務省は、化学兵器が発見された旨の中国政府の通報を受け、これが旧日本軍のものかどうかを判断するための現地調査を行い、旧日本軍のものと判断された化学兵器は、内閣府によって廃棄処理される。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、現地調査を行うことが困難であったが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、往来が再開した令和4年度は、調査箇所数の目標値を達成することができた。中国における遺棄化学兵器の早期廃棄義務を誠実に履行する上で目標値の達成は極めて重要であり、また、現地調査の実施に不可欠である中国側の積極的な協力を得られたことは、今後も着実に事業に取り組んでいく上で極めて有意義だった。(令和2・3・4年度：中国遺棄化学兵器問題への取組(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。令和4年度は、人的往来が再開したことを受け、首脳・外相を含むハイレベルでの対話を対面で実施することができ、令和3年10月の首脳電話会談における「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性での一致を踏まえ、その構築を進めていく一年となった。日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有してい

る。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。これらを踏まえて施策目標を修正し、首脳間の往来に加え、様々なレベルでの対話や、経済、国民交流を中心とする分野での交流を深め、広げることで「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。

- 2 モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、令和4年11月に「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」として位置付けた友好的な両国関係を、真に互恵的なものとするべく一層強化していく。今後、令和4年11月に両国首脳が発出した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

【測定指標】

4-1 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組(経済面以外) *

令和3年10月に行われた日中首脳電話会談において、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致した。このことを受け、測定指標名を変更し、中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを目標とする。日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

令和4年11月の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳は、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを踏まえ、林外務大臣の中国訪問を令和5年度当初に行う。また、両首脳は、日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致したところ、次回開催に向けて引き続き、日中間で緊密に意思疎通していく。

4-2 「建設的かつ安定的な日中関係」の構築に向けた取組(経済面) *

中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、中国に進出する日系企業や駐在する日本人社員は極めて多い。中国との経済関係については、日本全体の国益に資するような形で対話と実務協力を適切な形で進めていく必要がある。また、経済大国となった中国が、国際社会のルールに則り、大国に相応しい責任をしっかりと果たしていくことが、日本経済、世界経済の更なる発展のためにも重要である。

令和3年10月に行われた日中首脳会談において、両首脳が「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標名を変更し、経済面についても、中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを目標とする。日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくためにも、令和4年11月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえ、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させるべく、日中間で意思疎通をしていく。

4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

令和4年11月に「戦略的パートナーシップ」から格上げされた、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していくとの中期目標達成に向け、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化、文化・人的交流の推進を継続していく。

4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」は、経済面においては、「活力ある両国経済関係構築」、「投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル経済の多角化」を柱に経済関係の一層の強化を図ることを目標としている。これを踏まえ、引き続きの日モンゴル EPA の着実な実施及び日本企業支援等を含め、同行動計画の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化を図る。また、令和3年7月に開港したチンギスハーン国際空港は、両国の友好・協力関係の象徴であり、引き続き同空港の円滑な運営のための協力に取り組んでいく。

4-5 日台実務関係の着実な進展

今後とも、良好な日台関係を維持・発展させていくとの中期目標達成に向け、台湾に関する我が国の基本的立場を踏まえつつ、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の進展の深化等の取組を進める。特に、日台貿易経済会議や日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ等を通じた交流促進を図るほか、日台両窓口機関によるその他の枠組も活用し実務関係の深化を図る。また、各種招へいプログラムや JENESYS 等も通じ、日台間の多層的な人的交流による関係の維持・強化を図る。さらに、科学的根拠に基づき、残された日本産食品への輸入規制緩和の撤廃されるよう、引き続き台湾側への働きかけを行う。GCTF に引き続き積極的に貢献していく。

4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益であり、引き続き取り組んでいく。

中国については、両首脳間で引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを受け、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築するため、過去の日中首脳会談や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

また、モンゴルについては、令和4年11月に両国首脳が発出した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいくため、過去の日中首脳会談や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)

中国政府から通報があったにもかかわらず現地調査ができていない化学兵器(吉林省、山西省等)を極力減少させ、また、至急対応する必要がある緊急案件に迅速に対応することが、遺棄化学兵器の廃棄完了達成に資するものであるところ、引き続き現地調査を実施の上、進捗状況を測定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・令和5年度版外交青書(外交青書2023)
第2章 第2節 2 中国・モンゴルなど
- ・外務省ホームページ
日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)の開催(結果)(令和5年2月22日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001314.html)
日中外相電話会談(令和5年2月3日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001272.html)
日中首脳会談(令和4年11月17日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page1_001413.html)
第14回日中高級事務レベル海洋協議(結果)(令和4年11月22日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001000.html)
中華人民共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
モンゴル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html>)
- ・日本台湾交流協会ホームページ
(<https://www.koryu.or.jp/>)

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
- ・ 「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・ 「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

8月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びブラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、ブラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はブラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、ブラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

(2) ラオス

茂木外務大臣は、8月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立65周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係5周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキング・ディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係るE/N署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10月に日ラオス外相電話会談を実施し、8月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

(3) ミャンマー

8月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和3年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに對し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

(4) タイ

令和3年1月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また5月、6月、10月及び令和3年3月の4度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

5月及び8月に安倍総理大臣とフック首相の間に、また、6月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

2 議会間、議員間交流

令和2年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブントアン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

12月、岸田総理大臣はフン・セン首相との間で首脳テレビ会談を行い、令和4年のカンボジアPKO30周年の機会に安全保障分野での協力を強化していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力すること、令和4年カンボジアがASEAN議長国を務めることを念頭に、ミャンマー情勢などで緊密に連携していくことで一致した。上記会談を受けて、安全保障分野では、12月に日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議のオンライン開催、令和4年2月にフン・マネット陸軍司令官の訪日、翌3月に海上自衛隊艦船のカンボジア寄港と着実に安全保障分野での連携が進んだ。また、ミャンマー情勢については、令和4年1月の外相電話会談のほか、事務レベルでも頻繁に情報交換し、連携を強めた。さらに、同年3月には岸田総理大臣がカンボジアを訪問してフン・セン首相と会談し、二国間関係のほか、ウクライナ情勢やミャンマー情勢などでの国際会議における対応で協力していくことで一致し、共同声明を発出した。

(2) ラオス

4月、菅総理大臣は、パンカム首相と両国首脳間で初めての電話会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることを確認した。さらに、両国関係の飛躍的な発展に向けた指針となる「日ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画（日ラオス行動計画）」を発表した。令和4年1月には、林外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施し、両外相は、上記「日ラオス行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。同年3月には、岸田総理大臣がパンカム首相と首脳電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現と両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させることを確認したほか、ミャンマー、ウクライナ情勢、北朝鮮や南シナ海問題など地域・国際社会においても引き続き連携することで一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、令和3年度は対面での首脳・外相会談は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と電話会談を実施し、両国間の「戦略的パートナーシップ」を一層発展させることで一致するとともに、新型コロナ対策を含む各分野における両国間の協力を進展していくことを確認した。また、8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策やミャンマー情勢を含む二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

11月に岸田政権初の外国首脳級の賓客としてチン首相が訪日し、岸田総理大臣との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ポスト・コロナにおける経済再生、サプライチェーンの多元化、経済連携の強化、人的交流、安全保障及び地域及び国際情勢等において協力を強化していくことを確認し、会談後に共同声明を発出するとともに、文書の交換に立ち会い、共同記者発表を行った。また、同月、林大臣とチン首相に同行して来日したソン外相との間で外相会談を実施し、両外相は二国間、地域及び国際社会の諸問題について意見交換を行った。このほか、令和3年度中に両国間で3回の首脳電話会談、1回の外相電話会談が行われた。

2 議会間、議員間交流

ラオスでは、令和3年度秋の外国人叙勲でケントン・ヌアンタシン・ラオス日本議連元会長が旭日重光章を受章したほか、小林駐ラオス大使とラオス日本議連関係者との意見交換及び日ラオス議連と駐日ラオス大使との意見交換が行われるなど、双方の議連との交流を行った。また、令和4年3月には、双方の議連同士でオンライン意見交換を実施した。

ベトナムでは、6月に大島衆議院議長とフエ国会議長の間でオンライン会談が行われた。両議長は二国間の議院間交流を含めた二国間、地域・国際情勢について意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

クーデター以降、日本は外務大臣談話（令和3年2月1日、3月28日に続き、4月27日、令和4年2月1日）を発出し、ミャンマー情勢について懸念を表明し、事態の改善を求めてきた。日本は、国際社会とも連携しており、クーデター発生後、ミャンマー情勢に関する国連総会決議の共同提案国となり、人権理事会決議に賛成してきた。また、クーデター直後のミャンマー情勢に関する2度のG7外相声明（令和3年2月）への参加に続き、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ（5月）、G7コーンウォール・サミットの声明（8月）に参加した。また、欧米諸国やASEAN主要国、インドなどと外相電話会談を実施したほか、ミャンマー担当国連事務総長特使との会談（5月）、G7外相会合（5月、12月）、日米2+2（令和4年1月）、日米豪印外相会合（令和4年2月）等の様々な機会ですべて事態打開に向けた議論を行った。

日本は、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において事態の改善に向けた具体的な行動を強く求めてきており、その結果として、5月の邦人ジャーナリスト解放及び11月に米国人ジャーナリストの解放に繋がったものの、今後も事態改善のための取組を継続していく必要がある。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANを含む国際社会と連携し、日本としての独自の役割を果たしていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

岸田総理大臣は、4月と9月にそれぞれ「第4回アジア・太平洋水サミット」出席及び安倍元総理国葬儀出席のため訪日したフン・セン首相との間で首脳会談を行い、安全保障分野などでの二国間協力の強化、地域・国際情勢への対応における連携強化で一致した。岸田総理大臣は、11月にASEAN関連首脳会議出席のためカンボジアを訪問し、令和5年の日カンボジア外交関係樹立70周年の機会に、両国関係を「戦略的パートナーシップ」から「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意するとともに、地域・国際情勢についても議論し、ウクライナを含む第三国における地

雷対策で協力していくことで一致した。また、林外務大臣は、8月にASEAN 関連外相会議出席のためカンボジアを訪問した機会及び令和5年1月、外務省賓客として、ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣が訪日した機会に外相会談を行い、二国間関係強化及び様々な地域・国際情勢への対応で協力していくことで一致した。さらに、令和5年2月には、武井外務副大臣がカンボジアを訪問し、日カンボジア外交関係樹立70周年事業の「絆フェスティバル2023 開会式」に出席してスピーチを行ったほか、フン・セン首相を始め政府要人への表敬及び会談を行った。令和4年度にわたってハイレベルでの意思疎通を頻繁に行った結果、安全保障分野や、デジタル・サイバーなどの新しい分野での二国間協力を進展させることができたほか、ウクライナ情勢への対応では、令和5年1月にカンボジアにおいて日カンボジア両国の専門家が協力してウクライナの地雷除去担当者に地雷探知機の使用訓練を行うなど、平和構築での協力も進展させることができた。

(2) ラオス

4月、岸田総理大臣は、「第4回アジア・太平洋水サミット」出席のため訪日したパンカム首相と首脳会談を行い、両国間の重要な協力を進めていくこと、地域・国際社会の課題への対応における緊密な連携を確認し、令和7年の日ラオス外交関係樹立70周年を見据え、両国の「戦略的パートナーシップ」を一層拡大していくことで一致した。また、8月のASEAN 関連外相会議の機会に、日ラオス外相会談を実施し、上記首脳会談のフォローアップ状況を確認したほか、二国間関係、地域・国際情勢について意見交換を行った。さらに、11月のASEAN 関連首脳会議の機会に、岸田総理大臣とパンカム首相が立ち話を行い、令和6年にASEAN 議長国を務めるラオスを最大限支援することを確認し、両首脳は引き続き緊密に連携していくことで一致した。加えて、12月には武井外務副大臣がラオスを訪問し、サルムサイ副首相兼外相を表敬するとともにポーサイ外務副大臣等政府・党の要人との会談を行い、二国間関係の強化を確認し、地域国際情勢について意見交換した。令和5年3月、ポーサイ外務副大臣が戦略的実務者招へいのスキームで訪日し、武井外務副大臣と意見交換を行って、日本の立場に対する理解を深めた。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの状況改善を受け、日タイ修好135周年にあたる令和4年は活発な要人往来が行われた。5月に岸田総理大臣が二国間訪問としては約9年ぶりにタイを訪問し首脳会談を行った。その際、日タイ防衛装備品・技術移転協定や新型コロナ対策関連の円借款及び無償資金協力2件の書簡への署名が行われた。その後、同じ5月にプラユット首相が訪日し、同じ月に2度の首脳会談を実施した。11月にはタイで開催されたAPEC 閣僚会議に出席するため、林外務大臣がタイを訪問し、日タイ外相会談を行い、両国の今後5か年の経済分野での協力の方向性を定めた「日タイ戦略的経済連携5か年計画」に両外相が署名を行った。さらに、同じ11月にタイで開催されたAPEC 首脳会議に出席するため、岸田総理大臣がタイを訪問し、年内3回目となる首脳会談を行い、幅広い分野で両国関係が進展していることを踏まえ、両国関係をこれまでの「戦略的パートナーシップ」から「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意し、本件に関する共同声明を発出した。

(5) ベトナム

5月に岸田総理大臣がベトナムを訪問し、チン首相との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ベトナム軍へのサイバーセキュリティ能力構築支援といった安全保障分野やサプライチェーン多元化、DX、技術革新を含む経済分野の協力推進で一致し、一連の技能実習生をめぐる問題の解決に向けて、技能実習生の送出に関する新たなプラットフォーム構築で合意した。また、防災能力向上のための地球観測衛星打ち上げ支援など国際社会共通の課題への協力を推進していくことで一致した。

9月にはフック国家主席が安倍元総理の国葬儀に出席するために訪日し、岸田総理大臣との間で首脳会談を行い、令和5年の日越外交関係樹立50周年に向けて、日越関係を更なる高みへと押し上げるべく、緊密に連携していくことで一致した。林外務大臣は、8月及び11月に国際会議出席の機会にソン外相と懇談、会談を実施し、二国間関係及び地域情勢について意見交換を行った。加えて、令和5年2月、武井外務副大臣は日越交流イベントであるジャパン・ベトナム・フェスティバルの開会式に出席するため、ベトナムを訪問し、ソン外相始め、政府・党の要人への表敬及び会談を行った。

2 議会間、議員間交流

8月には自民党青年局一行がベトナムを訪問し、ベトナムの若手国会議員と今後の日越協力に関し、意見交換を行ったほか、フック国家主席を含むベトナム要人への表敬、現地のIT企業、技能実習生送出機関、日本が実施するODA プロジェクトサイトを視察する等日越関係について理解を深め

た。9月にはマイ越日友好議連会長が訪日し、岸田総理大臣、衆参両議長と面会したほか、北海道と山梨を訪問し、ベトナム文化イベントに参加し、農場視察等を行った。

ラオスでは、4月に細田衆議院議長とサイソンポーン・ラオス国民議会議長との間でテレビ会談が行われ、両議長は、両国議会間交流の更なる促進、経済協力や人的交流など二国間関係全般について広く意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

我が国として、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において、事態の改善に向けて、(1)暴力の即時停止、(2)被拘束者の解放、(3)民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動を取るよう強く求めてきてきた。その成果の1つとして、7月末に拘束された邦人ジャーナリストが11月に解放されることに繋がったことが挙げられる。また、クーデターから2年となる令和5年2月1日にも外務大臣談話を発出し、政治的な進展がないまま緊急事態宣言が再延長されたことに強い懸念を表明し、ミャンマー国軍に対し、ミャンマー国民や国際社会が受け入れられるような平和的な問題解決に真剣に取り組むよう改めて強く求めた。

国際社会との連携においては、7月25日の民主化活動家を含む4名の死刑執行の際には、外務大臣談話のほか、有志国との共同声明及びG7外相声明を発出し、事態の改善を求めてきたほか、人権理事会決議(4月、7月)や国連総会第3委員会決議(11月)においても共同提案国入り又は賛成してきた。また、G7外相会合(5月)や日米豪印首脳会合(5月)などの機会を捉えて事態打開に向けた議論を行ったほか、米国等とも緊密に連携し、令和4年にASEAN議長国であったカンボジアの取組を後押しし、ミャンマー情勢の改善に努めてきた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標(一年度)

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和2年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

(3) ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会(注)において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調

査を実施した。

(注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成 25 年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。)

(4) タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和 3 年 2 月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

(5) ベトナム

12 月、日越共同イニシアティブ第 8 フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP 法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキンググループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度の実施は見送ることとなった。

令和 3 年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

8 月に第 22 回、令和 4 年 2 月に第 23 回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12 月に日ラオス官民合同対話第 15 回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和 2 年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。日系企業が直面する課題を解決し、新型コロナ後の経済回復を見据えて新たな投資を呼び込むことがますます重要になっている点で一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の商工会議所と事業運営における課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。

(4) タイ

6 月に日タイ経済連携協定に基づく「食品安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第 11 回会合をオンラインで開催し、7 月に日タイ経済連携協定に基づくビジネス環境の向上に関する小委員会第 10 回会合をオンラインで開催した。また、8 月に、茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第 5 回日タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ビジネス環境整備、連結性向上、メコン地域開発並びに新型コロナ対策を含む保健分野等についてハイレベルでの意見交換を実施した。

(5) ベトナム

10月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、11のワーキングチーム（①判例制度・競争制度・民事執行制度、②投資法・企業法、③労働環境、④PPP法、⑤証券市場・国営企業改革、⑥グリーンエネルギー、⑦LNG輸入促進・普及、⑧土地分野に関する協力、⑨裾野産業、⑩イノベーション、⑪人材育成）で取り組みを推進していくことで一致した。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、令和3年度も実施は見送ることとなった。

令和4年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第24回、令和5年2月に第25回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。また、在カンボジア日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(2) ラオス

11月にカムチェン計画投資大臣が訪日し、「ラオス投資促進セミナー」が実施され、また、同月、製造業を中心にラオスへの進出を検討している日系企業を対象にしたJETRO投資ミッションが派遣されるなど、両国間の貿易・投資促進への気運が高まった。さらに、12月に日ラオス官民合同対話第16回会合を開催し、駐ラオス大使とカムチェン計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和3年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。また、在ラオス日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の日本商工会議所と様々な事業課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。また、在ミャンマー日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(4) タイ

9月に日タイ経済連携協定に基づく「食品の安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第12回会合をタイで開催した。また、6月に日タイ社会保障協定の第2回作業部会をオンラインで、令和5年2月に第3回作業部会を日本で対面開催し、同協定の締結に向けて協議を行った。11月に両国外相間で署名された「日タイ戦略的経済連携5か年計画」において、ビジネス環境の向上・投資促進、人材育成、環境・エネルギー、農業、医療、インフラといった幅広い経済分野での協力を推進していくことを確認した。また、在タイ日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(5) ベトナム

5月に岸田総理大臣がベトナムを訪問した際、チン首相とともに技術革新・DX・サプライチェーン多元化における日越協力に関するセミナーを開催した。セミナーにおいて、日越技術革新協力パートナーシップ、日越デジタル・トランスフォーメーション・イニシアティブ、日越サプライチェーン多元化イニシアティブにおける協力を更に加速化し、日本とベトナム双方に裨益する、より強

固な経済関係を構築していくことで合意した。また、7月には日越共同イニシアティブ第8フェーズの中間評価会合、令和5年3月には日越共同イニシアティブ第8フェーズ最終評価会合が行われ、ベトナムの投資環境改善に向けた協議を行った。また、在ベトナム日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、令和3年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢が悪化の一途を辿った影響を受け、令和4年度も開催を見送ることになった。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（一年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和2年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略2018」及び「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 日メコンSDGsフォーラムを開催し、メコン地域におけるSDGsの達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

11月、テレビ会議方式で第12回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として5つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靱化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域におけるSDGsの実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第11回日メコン首脳会議で採択された「2030年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコンSDGsフォーラムの開催に高い期待を示した。

(2) 日メコン外相会議

7月、テレビ会議にて第13回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN感染症対策センター設立への支援、経済の強靱化支援の3つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

2 メコン地域におけるSDGsの達成に向けた官民合同での取組

令和元年11月の第11回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコンSDGsフォーラム」の令和2年度中の第1回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和3年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコンSDGsフォーラムを開催し、SDGs達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和3年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

8月、テレビ会議にて第14回日メコン外相会議を開催し、茂木外務大臣が議長を務めた。茂木外務大臣から、メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日メコン協力の枠組みを通じて、常にメコン諸国と共に発展していく旨述べ、また、ワクチン供与、コールド・チェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援についても紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていく旨述べた。さらに、デジタル、グリーンエコノミーなどについても、ポスト・コロナを見据えて活発な議論を行った。ミャンマー情勢に関して、茂木外務大臣から、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復をミャンマー国軍に強く求めるとともに、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を暴力停止や対話の開始に向けた第一歩ととらえており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。ミャンマーに対しては、ASEAN 特使の早期受け入れ、全ての当事者との対話の開始を実現するよう、強く働きかけた。

(3) フレンズオブメコン閣僚会合

8月、テレビ会議方式でフレンズオブメコン閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。茂木外務大臣からは、メコン地域はインド太平洋の中核に位置し、経済的にも大きな可能性を秘めた地域であることを指摘した上で、新型コロナ対策、連結性向上、メコン河での課題解決の3点を中心に日メコン協力の現状を紹介した。ミャンマー情勢に関し、茂木外務大臣から、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を事態の打開に向けた第一歩と捉えており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。今後は、「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげていくことが極めて重要であり、日本としても、ASEAN の取組を力強く後押しする旨改めて表明するとともに、ミャンマー側の建設的な対応を強く期待する旨述べた。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

12月、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコン SDGs フォーラムが、日本・タイ両政府の共催によりビデオ会議方式にて開催され、加納南部アジア部長及びアルンルン・タイ外務省メコン担当大使が共同議長を務めた。日本及びメコン諸国の関係省庁や国際機関、学生等が出席し、「保健分野でのパートナーシップ」、「持続可能な経済、コロナ禍からの景気回復」、「グリーンで包摂的な社会」をテーマに意見交換を行った。気候変動問題については、国際社会が一体となって直ちに取り組むべき重要な課題であり、メコン地域全体の発展のために地域横断的な取組を推進することで一致した。

令和4年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、ミャンマー情勢も踏まえたメコン諸国側の調整状況に鑑み令和4年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

第15回日メコン外相会議は、ミャンマー情勢も踏まえたメコン諸国側の調整状況に鑑み令和4年度中の実施は見送られた。

(3) 実務者レベルの協議

6月20日、プノンペンにて日メコン高級実務者(SOM)会合が開催され、日本はカンボジアと共に共同議長を務めた。同会合において、日メコン協力の現状と今後の方向性について議論し、日本側から、インフラ、気候変動、保健、人道支援等の各分野における協力のハイライトにつき説明すると共に、今後デジタル分野についても協力を推進していきたい旨述べた。これに対し、メコン各国から、日メコン協力の下でのプロジェクトに言及しつつ、日本の長年に対する謝意が示された。

8月2日、プノンペンにて米国主催のフレンズオブメコン SOM 会合が開催された。メコン各国が

ら、日米及びメコン諸国政府による、より持続可能な電力セクターと質の高いエネルギー・インフラ開発を維持・促進するための日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）に対する感謝の意が表明された。各国からは、その他、環境、デジタル分野での協力、人材育成、コロナ後の経済回復等の分野での今後のフレンズオブメコンによる連携に対する期待が示された。

11月21日、タイにて、エーヤワディ・チャオプラヤ経済協力戦略（ACMECS）開発パートナー国 SOM 会合が開催され、ACMECS 諸国から我が国の ACMECS 開発基金への拠出（下記（4））に対する謝意が繰り返し述べられた。

（4）エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略（ACMECS）開発基金への拠出

令和3年度補正予算で、日本政府は ACMECS 開発パートナーとして初めて ACMECS 開発基金に 1.5 億円を拠出した。この基金を活用し、メコン各国において、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるメコン地域のビジネスコミュニティ及び中小企業支援のためのプロジェクトが開始された。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

第2回日メコン SDGs フォーラムは、参加国の都合が合わず、令和4年度中の実施は見送られた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	30回	

測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（--年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入りを推進する。

令和2年度目標

- 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入りを推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は88.9%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められている NAT-TEST 3級の合格を第8陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和2年度合格者には NAT-TEST 3級のみの方合格者も含まれる。）

2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実

現した。

令和3年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は87.7%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められている NAT-TEST 3級、J. TEST D-E レベル試験 500 点以上の合格を第9陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和3年度合格者には NAT-TEST 3級もしくは J. TEST D-E レベル試験 500 点以上のみの合格者も含まれる。）

- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和2年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和4年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は88.3%となり、目標値（8割以上）を達成した。

- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和3年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力、在外公館を通じた EPA 看護師・介護福祉士候補者募集のための広報活動を実施した。そのほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議の開催、JICWELS との協議の実施等）。令和2年来、新型コロナウイルスの影響により、入国時期に遅れが生じていたが、令和4年度は水際措置の緩和によりベトナム政府及び関係省庁と連携してほぼ例年通りのスケジュールでの入国を実現した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値				
	入国年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	看護師候補者	41	38	37	22
	介護福祉士候補者	176	193	166	131
合計		217	231	203	153

評価結果（個別分野5）

施策の分析

【測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *】

令和2年度は新型コロナウイルス蔓延の影響を受けたが、茂木外務大臣が8月にラオス、カンボジア、ミャンマーを、令和3年1月にタイを訪問し、菅総理大臣が10月にベトナムを訪問する等、政府

要人によるメコン諸国への訪問が行われた。令和3年度においても、岸田総理大臣が令和4年3月にカンボジアを訪問したほか、11月にチン・ベトナム首相が訪日し、このような機会に対面の首脳会談及び外相会談を実施すると共に、テレビ会議も併用しつつハイレベルでの意見交換を継続した。新型コロナウイルスに係る水際対策の緩和を受け、令和4年度は活発な要人往来が行われ、二国間関係の強化を進展させることができた。

特に、カンボジアに関しては、令和4年はASEAN議長国ということもあり、令和5年の外交関係樹立70周年を控えて、両国関係の強化のモメンタムが高まる中で、国際会議や国葬儀等の機会を捉えて、3度にわたる首脳会談、2度にわたる外相会談が行われ、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた。修好135周年を迎えたタイにおいても、3度にわたる首脳会談を経て、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意に至った。ミャンマーについては、令和3年2月のクーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないものの、我が国として、事態の改善に向けミャンマー国軍が具体的な行動を取るよう強く求めてきた。現地や事務レベルでの取組に加え、人権理事会や国連、G7等の国際会議の場においてもこの点につき議論を行い、ミャンマー情勢の改善に努めており、邦人ジャーナリストの解放等具体的な成果に繋がった。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備】

- 1 各国において、令和2年9月及び令和3年2月、8月、令和4年2月、9月、令和5年2月の日カンボジア官民合同会議、令和2年12月及び令和3年12月の日ラオス官民共同対話、令和3年2月の日タイ経済連携協定の原産地小委員会、令和2年12月及び令和3年10月、令和4年7月の日越共同イニシアティブ会合等、各種協定に基づく小委員会や先方政府関係者・ビジネス関係者との間で現地におけるビジネス環境改善に向けた協議を通じて、各国との二国間経済協力をさらに強化することができた。特にベトナムとは、令和4年5月に首脳レベルで日越協力に関するセミナーを開催した。本セミナーでは、技術革新・デジタル・サプライチェーンに関する各種イニシアティブを加速させることに合意し、将来に向けた経済関係の緊密化に資する機会となった。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))
- 2 他方、日メコン官民協力・連携促進フォーラムについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に続き、ミャンマーの情勢が悪化の一途を辿る中、令和4年度も開催を見送る結果となり、評価対象期間にわたりメコン地域全体での具体的な議論は未達成となった。

【測定指標5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *】

- 1 令和2年度は日メコン首脳会議及び外相会議を開催し、令和3年度はオンライン形式で日メコン外相会議を開催したが、新型コロナウイルス感染症やミャンマー情勢の悪化の影響等もあり、日メコン首脳会議は令和3年度以降、日メコン外相会議は令和4年度、開催することができなかった。
- 2 令和2年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢が悪化の一途を辿り、改善の兆しが見えない中、ミャンマーからの代表者をめぐる各国の意見が収束せず、政務レベルでの会議の開催は極めて困難な状態にあったため、実務者レベルの議論を積み重ねることを通じ、日メコン協力を進めていった。
- 3 第10回日メコン首脳会議で採択された我が国の対メコン協力の指針である「東京戦略2018」において、メコン諸国独自の協力イニシアティブである、ACMECSとの連携が目標の一つとされているが、令和3年度の補正予算で、我が国として開発パートナーで初めて、ACMECS開発基金1.5億円を拠出し、この基金を元に、メコン各国で新型コロナウイルス感染症の影響下にあるメコン地域のビジネスコミュニティ及び中小企業支援のためのプロジェクトが実施されている。また、メコン地域の持続可能で、質の高い電力セクター開発を日米が連携して支援するJUMPPに関し、メコン地域の支援ニーズを聴取し、今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを令和4年11月作成した。日メコンSOM会合、フレンズオブメコンSOM会合、ACMECS開発パートナー国SOM会合といった実務者レベルの協議にて、メコン諸国から日本の取組に対する謝意が何度も表明されており、このような実質的な協力の進展はメコン諸国に高く評価されている。(令和4年度：エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略拠出金(達成手段④))
- 4 一方で、日メコン首脳会議については令和3年度以降、日メコン外相会議について令和4年度、開催することができなかったこと、政務レベルでの会議の開催は極めて困難な状態にあったこと、日メコンSDGsフォーラムの開催が見送られたことから、本指標としてはc判定と判断した。

【測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)】

新型コロナウイルスの蔓延及び水際措置の強化を受け、令和2年度及び令和3年度の要人往来数はそれ以前に比べ減少したが、新型コロナウイルスに係る水際措置の緩和を受け、国際会議や要人往来

数は令和4年度に増加した。令和4年度は故安倍元総理大臣国葬儀が執り行われ、メコン地域における他国のプレゼンスが強まる中、各国ハイレベルの訪日が達成された。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進】

- 1 過去3年間毎年、約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格するとの目標について目標値を達成し、また、関係省庁・機関・地域との連携を通じて、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進してきた。
- 2 特に、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、日本語能力試験の中止と右を受けた入国要件への特例措置の適用、水際措置の影響による候補者の入国時期の後ろ倒し等、様々な変更点が生じたが、関連省庁との協議・連携を通じて候補者受入れへの影響を最小限にとどめることができた。
- 3 さらに、訪日前日本語研修の実施主体を選定する企画競争入札について、評価基準の明確化・見直しを実施するとともに、非応札企業への入札参加への呼びかけ等の働きかけを行った結果、入札者の増加につながった。これにより、競争性の高い入札が実現するとともに、企画・実施能力の高い団体を選定することができ、適正かつ効率的な研修の実施につながった。(令和2・3・4年度：日ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 ASEANが一体性を持つ形で安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、我が国外交にとって最も重要な基軸の1つである。この観点から、90年代にはアジア地域で最も不安定な地域の一つであった上、未だ他のASEAN地域との格差の残るメコン地域に対して、開発支援を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。令和3年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢は悪化の一途を辿っており、ミャンマー情勢に対する立場の相違がASEAN中心性・一体性への影響をもたらしている中、事態改善に向けて、ミャンマー国軍に強く働きかけ、幅広いミャンマー関係者と協議するとともに、メコン地域含むASEANの取組を後押しすることが重要である。
- 2 また、メコン地域を含むASEAN諸国の発展にともない、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。

【測定指標】

5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

各国との二国間関係の強化に向け、様々なスキームを通じて各種会談・協議等を実施することが重要であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度はそれぞれ適切な目標であったと考える。令和5年度も、これらの取組を基本的に継続していく。悪化するミャンマー情勢に鑑み、ミャンマーを除くメコン各国との首脳会談、外相会談を始め政府要人の会談の実現を重視していく。ミャンマー問題については、我が国として、事態の改善に向け、ミャンマー国軍に具体的な行動を取るような様々な機会を捉え引き続き強く求めるとともに、ASEANを含む国際社会と緊密に連携し、情勢の改善に努める。

5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

メコン地域の貿易投資環境の整備及び経済関係の緊密化に向け、各種投資委員会、フォーラムを実施することが有益であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は適切な目標であったと考える。令和5年度も、これらの取組を基本的に継続する。

5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

日メコン協力の強化及びメコン地域の平和と安定の強化に向け、日メコン首脳会議及び外相会議を通じ、「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトのフォローアップを行うことは重要であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は適切なものであったが、新型コロナウイルス感染症や悪化の一途を辿るミャンマー情勢等、目標設定の段階では予見できない事柄の影響を受け、首脳・外相会議やフォーラムが開催できないことがあった。

令和5年2月1日、ミャンマー現「政権」は非常事態宣言の延長を決定し、ミャンマー情勢の先行き

が見通せない中、日メコン枠組みにおいて政務レベルの協議の開催が困難な状況は継続すると思われる。日メコン首脳会議・外相会議が実施できない場合でも、実務レベルの協議を対面又はオンラインで実施したり、ミャンマーを除くメコン諸国とのハイレベル協議を実施したりことで、メコン側の意見を収集し、メコン側のニーズを踏まえた現場での協力を推進していくことにより、中期目標である「メコン地域の発展の支援を通じた、地域の平和と安定の強化」の達成に努める。

5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

要人往来は各国との関係強化における重要な要素であり、今後も引き続き要人往来を緊密化させる必要がある。ミャンマー以外のメコン地域との往来は更に増加させることが有意義であることから、今後も取り組んでいく必要がある。

5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

12 か月間の訪日前集中研修によりベトナム人日本語初学者がN 3（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば、6 割～8 割程度である。訪日前研修参加者のN 3 合格率は継続してこの数値に達している現状に鑑み、現在の取組を基本的に継続するとともに、訪日前研修への参加者数の増加を図るべく、現地の在外公館及びベトナム政府との連携を通じて、ベトナム国内において本制度に関する広報活動を強化する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・在タイ日本国大使館ホームページ
日本政府、ACMECS 開発基金に対し 1.5 億円を拠出
(https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pr2022_08.html)
- ・外務省ホームページ
日メコン協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html)
カンボジア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html>)
ラオス
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html>)
ミャンマー
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>)
ベトナム
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>)
タイ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html>)

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 6－1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（--年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和 2 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
例：令和 3 年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級招へい 2 件の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、令和 2 年 10 月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための 500 億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

また、8 月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウイルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 1 月に ASEAN 議長国に就任したブルネイとは、同年 2 月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN 議長国としての ASEAN 内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

上記のほか、フィリピン（令和 2 年 9 月及び 12 月）、インドネシア（10 月）及びシンガポール（10 月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和 2 年 4 月）、マレーシア（5 月）及びインドネシア（10 月、令和 3 年 2 月及び 3 月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 3 月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2020 で、各国との間で日 ASEAN 協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600人以上が参加した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： 令和4年にG20議長国を務めるインドネシアとの関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、電話会談や国際会議の機会を活用したハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めるインドネシアを始めとする各国との関係強化に努めた。インドネシアとの間では、6月のG20外相及び開発大臣関連会合や9月の国連総会の機会を活用して対面での外相会談を実施し、二国間協力やミャンマー情勢を含む地域情勢につき意見交換するとともに、G20に向けた連携を確認した。

令和3年1月にASEAN議長国に就任したブルネイとは、計7回の日ブルネイ外相会談（うち6回は外相電話会談）を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ミャンマー情勢への対応につき連携を確認したほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

また、シンガポールとの間では、4月にチー外務次官が訪日し、第15回日・シンガポール次官級政策協議を実施し、二国間協力や地域情勢等について意見交換を行ったほか、8月に國場外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム・アン外務担当兼国家開発担当上級國務大臣との会談を通じて経済分野や安全保障分野等の協力、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

上記に加え、フィリピン（5月及び11月）、インドネシア（11月及び令和4年3月）、マレーシア（12月）及びシンガポール（5月及び11月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（11月）、マレーシア（12月）及びインドネシア（4月、6月及び令和4年3月）、フィリピン（4月及び12月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナ海を含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。このほか、令和4年3月に安倍総理特使がマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相等と二国間協力や南シナ海問題を始めとする地域情勢における緊密な連携の継続について協議した。また、フィリピンとの間では、閣僚級の経済協力インフラ合同委員会のテレビ会議2回（7月及び令和4年3月）や局長級の海洋協議のテレビ会議1回（10月）を通じ、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた連結性向上、平和と安定及び法の支配に関する取組における引き続きの連携を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、青少年交流事業であるJENESYS2021で、各国との間で日本文化交流や若手行政官交流といったテーマでオンラインセミナーを開催した。令和4年1月には第15回日本・シンガポール・シンポジウムを開催し、日本側は林外務大臣、シンガポール側はビビアン・バラクリシュナン外相が基調講演を行ったほか、河野衆議院議員（日本・シンガポール友好促進議員連盟会長）や両国の有識者等の参加を得て、日シンガポール関係や地域情勢等について幅広い意見交換が行われた。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： G20議長国を務めるインドネシアとの関係強化、フィリピンの次期政権との関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の一定の落ち着きを受けた日本を含む各国の水際措置の緩和等により、二国間訪問や国際会議の機会における要人往来の件数が増加した。これにより、ハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めたインドネシアを始めとする各国との関係強化に向けた取組が活発に展開された。

インドネシアとの間では、4月、7月、10月（電話）、11月に首脳会談、7月、11月（電話）及び令和5年3月に外相会談を行った。これらを通じ、令和4年にG20議長国、令和5年にASEAN議長国を務める同国との間で緊密な連携を確認した。また、7月にはジョコ・インドネシア大統領が訪日し、岸田総理大臣との首脳会談では、二国間関係や地域・国際社会における諸課題に対する協力を確認するとともに、日本産食品に対する輸入規制措置が全て撤廃されることとなった。令和5年3月にはルトノ外相が訪日し、林外務大臣との間で閣僚級戦略対話を行い、地域・国際情勢について連携を確認したほか、二国間協力について両国の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致した。

フィリピンとの間では、5月（次期大統領との電話）、9月及び令和5年2月に首脳会談、4月、6月、7月（電話）、8月（電話）及び令和5年2月に外相会談を行った。4月に、第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、地域及び国際社会の諸課題に対する連携や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力等を一層強化していくことを確認した。さらに、新政権発足後の令和5年2月にはマルコス・フィリピン大統領が訪日し、これに際し開催された日・フィリピン首脳会談では、経済、安全保障・防衛、人的交流等を始めとする二国間関係の強化や、地域・国際社会の諸課題に連携して対応していくことを確認し、その成果として日・フィリピン共同声明が発出された。

マレーシアとの間では、4月（電話）及び5月に首脳会談、5月、9月（電話）、10月及び12月（電話）に外相会談を行った。令和4年はマレーシアの東方政策（日本人の労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力などが日本の発展の原動力であるとの考えの下、留学や研修を通じてこれらを日本から学ぶことで、マレーシアの経済・社会発展を目指した政策）の開始から40周年及び日・マレーシア外交関係開設65周年に当たることから、こうした会談の機会を通じ、時代の要請を踏まえて東方政策の更なる発展を目指し協力していくことで一致した。マレーシアにおける12月の新政権発足後に行われた日マレーシア外相電話会談では、日本ASEAN友好協力50周年に向けて緊密に連携していくこと等を確認した。また、令和5年3月に武井外務副大臣がマレーシアを訪問し、同国の新政権との間でも、安全保障分野を含む二国間協力の強化及び地域・国際情勢への対応について緊密に連携していくことで一致した。

シンガポールとの間では、令和4年度において首脳、外相の相互訪問が実現しており、5月、6月及び9月に首脳会談、5月及び10月には外相会談を実施した。6月には岸田総理大臣がシンガポールを訪問し、日・シンガポール防衛装備品・技術移転協定の交渉開始で一致した。また、10月には林外務大臣がシンガポール及びマレーシアを訪問し、それぞれ二国間関係や、ロシアによるウクライナ侵略等を始めとする地域情勢等について、有意義な議論を行い、協力を確認した。

ブルネイとの間では、8月に外相会談を行い、両大臣が外交当局間におけるハイレベルの協議を実施していくことで一致し、これを受けて令和5年2月には、第1回日・ブルネイ政策協議を開催した。首脳会談は令和元年以降実施されていないものの、11月には、カンボジアにて、岸田総理大臣の就任後、初めて首脳間での懇談が行われた。

東ティモールとの間では、5月の大統領就任式に総理特使として三宅外務大臣政務官を派遣したほか、8月及び9月には外相会談を行った。いずれの機会においても、日本側から、インフラ協力による連結性向上や海上保安能力強化等の分野で協力していきたい旨や、東ティモールのASEAN加盟に対する引き続きの支持を伝達したほか、地域及び国際社会の諸課題についても意見交換を実施した。

また、安倍元総理の逝去に際しては、各国首脳による深甚なる弔意が寄せられたほか、故安倍晋三国葬儀に当たっては、シンガポールの首相、インドネシア及びフィリピンの副大統領、ブルネイ王女等による参列があり、この機会に首脳会談等を実施した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けてオンラインでの開催となっていた青少年交流事業「JENESYS2022」が渡航形態で開催され、560名が訪日した。また、閣僚級招へいについてはプラクティノ・インドネシア国家官房長官を、戦略的実務者招へいについてはラグダメオ・フィリピン大統領特別補佐官をそれぞれ招へいした。講師派遣事業については、マレーシア及びフィリピンに宮家キャノングローバル戦略研究所研究主幹を派遣したほか、ブルネイにも有識者を派遣した。また、多層的ネットワーク事業では、ジョセフ・リャオ・シンガポール南洋工科大学人文社会科学部長を招へいした。

測定指標 6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（一年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和 2 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、8 月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靱化に関する協力の推進について一致した。
- 2 10 月に第 10 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。
日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12 月にインドネシアから 295 人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和 3 年 3 月 1 日現在）。他方で、平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和 3 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の日インドネシア首脳電話会談では、パティンバン港、ジャカルタ都市高速鉄道整を含めインフラ開発、人材育成、海上保安等の協力を進めることで一致した。
- 1 及び 2 フィリピンとの間では、7 月及び令和 4 年 2 月に、それぞれ第 11 回及び第 12 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合のテレビ会議を開催し、マニラ首都圏の鉄道整備事業、セブ・マクタン橋梁やダバオ・バイパス等の道路建設事業、スービック湾やニュー・クラーク・シティにおける都市開発協力、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援、海上保安協力、治水対策等の防災協力、地デジ推進に向けた協力、LNG 受入れ基地整備を含むエネルギー・トランジション協力など、官民を挙げたインフラ整備協力の継続について議論を行った。
- 2 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、8 月にインドネシアから令和 3 年度の候補者 271 人が入国した。フィリピンについては、令和 2 年度に入国できなかった 310 人の候補者が 5 月に入国し、令和 3 年度の候補者 237 人が 10 月に入国した。平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、インドネシア政府とは、協定見直し交渉の中で、候補者が訪日前日本語研修で習得すべき日本能力の目標値について協議し、また、12 月に日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会、令和 4 年 2 月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士

に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について協議を行った。

令和4年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

施策の進捗状況・実績

インドネシアとの間では、4月（於：インドネシア）及び7月（於：東京）の日インドネシア首脳会談において、ジャカルタ都市高速鉄道整備やパティンバン港の整備を含めたインフラ開発、投資、貿易、海上保安等の協力を進めることで一致した。

フィリピンとの間では、11月、マニラにて、第13回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会を開催し、インフラ整備事業や海上保安能力向上等、フィリピン政府が取り組む開発課題に関する協力案件が着実に進展していることを確認した。これらに加えて、令和5年2月の首脳会談では、日本が資金供与するマニラ首都圏地下鉄事業をはじめとする様々な経済協力を含む日・フィリピン共同声明が発出され、令和6年3月までに6,000億円の官民支援を実施することが発表された。

日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、6月にインドネシアから令和4年度の候補者287人が入国し、フィリピンについては、候補者237人が入国した。平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、11月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について令和3年度に引き続き協議を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（一年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和2年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数15回）等を通じて、パンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第13回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID-19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。

- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、7月及び令和3年1月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに8月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（4基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和3年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、国際空港の整備等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援のほか、子供への栄養支援等、住民の生活の質向上に資する支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、マラウィ市内中央道路整備事業等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援するとともに、4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第14回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「人類のための民主主義：パンデミック禍の経済及び社会正義の増進」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。上記に加え、フィリピンとの間では、スールー海域への沿岸監視レーダー設置が進められたほか、令和3年度中の本邦における97メートル級巡視船2隻の建造及び進水式に続き、同船操縦要員の訓練が実施されるなど、海上法執行能力構築に向けた進展があった。また、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海・南シナ海・スールー海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換した。

令和4年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、4件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び5件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、洪水対策支援等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学生受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、令和3年度から継続派遣されている独立退役・武装解

除機関 (IDB) への要員を通じて、9 月にバンサモロ地方における私有の小型武器及び軽兵器の管理・削減を支援する案件を発表し、その後実施が開始された。これを含め、令和 4 年度も引き続き武装解除・社会経済開発・ガバナンス能力向上に関する支援を実施した。

3 12 月にインドネシアで開催された第 15 回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「変化する世界の中の民主主義：指導力と連帯」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。

4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて、各首脳会談等において関係各国との連携を確認した。また、令和 4 年 7 月に南シナ海に関する比中仲裁判断発出から 6 年を迎えることを受け、外務大臣談話を発出し、当事国がこの判断に従うことにより、南シナ海における紛争の平和的解決につながることを強く期待することや、法の支配の重要性につき発信を行った。さらに、4 月には、日本の資金協力で建造された巡視船の母港となるフィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点の整備計画を開始したほか、5 月から 6 月にかけて、日本の資金協力で建造されたフィリピン最大級 (97 メートル級) の巡視船 2 隻が現地で就役するなど、海上法執行能力の向上に関して大きな進展があった。また、令和 5 年 3 月に第 5 回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海、南シナ海、スールー海、セレベス海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換を実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 6－4 要人の往来数 (日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	21	

測定指標 6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日本語研修終了時における日本語能力試験 N 3 (日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル) 相当程度の達成率	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	90%	新型コロナウイルスの影響で日本語研修が延期され、令和 3 年 6 月終了予定となったため、数値なし。	90%	27.7%*1 (新型コロナウイルスの影響で授業形式や教材等に大幅な変更があり、各家庭のインターネット接続状況も異なったため、従来とは異なる環境	90%	38.1%*1 (新型コロナウイルスの影響により訪日前研修がオンライン形式を継続。訪日後研修において専門日本語の時間を総合日本語に振り向ける工夫を行うなど基礎日本語能力	

					下での研修であつた点を考慮する必要がある。)		の向上に努め令和3年度よりもN3レベルの向上がはかれた。	
--	--	--	--	--	------------------------	--	------------------------------	--

*1:AOTS(研修事業落札業報告書)より

評価結果(個別分野6)	
施策の分析	
【測定指標6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *】 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数自体は全省的に縮小したが、そのような状況においても、令和2年度には、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問、8月の茂木外務大臣によるシンガポール及びマレーシア訪問、令和3年3月の東京における日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(「2+2」)の開催等が実現したほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施された。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により要人往来には更に制約が生じたが、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間でミャンマー情勢を中心に連携を緊密に図るべく計7回の日ブルネイ外相会談(うち6回は外相電話会談)を行ったほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施されるなど、コロナ禍においても積極的なハイレベルの意思疎通が図られた。いずれの機会においても、各国との間で、インフラ整備を始めとする経済分野や安全保障協力を含む二国間関係の強化や、地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認した。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の一定の落ち着きを受けた水際措置の緩和により、首脳や外相レベルの往来を含む要人往来が再活性化し、各国との間で、二国間関係の強化や、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認すべく、首脳や外相の往来を含め、関係国との関係強化に向けた取組が活発に展開された。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 主要点は以下のとおり。 (1) 令和2年度は、特に、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問が実現し、インドネシアの災害対応能力を高めるための500億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。さらに、インドネシアとの間では、令和3年3月にルトノ外相とプラボヴォ国防相が訪日し、第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(2+2)が開催され、日・インドネシア防衛装備品・技術移転協定が署名され、安全保障・防衛分野における協力の進展が見られた。(令和2年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 (2) 令和3年度は、特に、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間で、計7回の日ブルネイ外相会談を行い、主にミャンマー情勢を中心に緊密に意見交換を実施し、協力を確認した。また、令和4年がマレーシアの東方政策の開始から40周年及び日・マレーシア外交関係開設65周年に当たることから、両国の協力関係の更なる進展を目指すべく、令和4年3月に安倍元総理大臣が岸田総理大臣の特使としてマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相と会談を行い二国間関係や地域及び国際社会の諸課題について議論を行ったほか、マレーシア国際イスラム大学において東方政策40周年記念講演を実施した。これを通じ、東方政策及び日・マレーシア関係に対する内外の関心を喚起することができた。(令和3年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 (3) 令和4年度は、岸田総理大臣がインドネシア(2回)、シンガポールを、林外務大臣がフィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシアを訪問したほか、7月にジョコ・インドネシア大統領の訪日及び令和5年2月にマルコス・フィリピン大統領の二国間訪問が実現し、さらに5月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」や9月の安倍元総理国葬儀に際しインドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、東ティモールのいずれの所管国からも首脳級、外相級を含むハイレベルの要人の往来があつた。こうした累次の機会を捉え、各国との間で首脳・外相会談を実施し、二国間関係の強化や地域及び国際社会の諸課題について連携を確認することができたことは、各国との信頼関係を強化する上でも効果的であつた。特に、令和4年は、6月のフィリピンにおけるマルコス大統領の就任を念頭に置きつつ、前政権下の4月に同国との間で初となる外務防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、自衛隊とフィリピン国軍の間の訓練等の強化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始することで一致するなど、安全保障・防衛分野での協力の進展が見られたほか、6月のマルコス大統領就任式には林外務大臣が出席し、同大統領を表敬して二国間関係等につき意見交換を行う等、フィリピンとの関係を重視する日本の立場を内外に発信することができた。さらに、首脳間では、岸田総理大臣はマルコス大統領の就任直前	

に電話会談を実施したことを皮切りに、9月に国連総会の機会において会談を行ったほか、令和5年2月のマルコス大統領の訪日に際する首脳会談では、経済、安全保障・防衛、人的交流等を始めとする二国間関係の強化や、地域・国際社会の諸課題に連携して対応していくことを確認し、その成果として日・フィリピン共同声明を発出した。(令和4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

このほか、人的・文化交流については、JENESYSにつき、令和2年度及び令和3年度については新型コロナウイルスの世界的拡大の影響によりオンラインでの実施となったが、令和2年度については約2500人、令和3年度については約1400人の青少年等との交流を実施したほか、令和4年度には対面形式で招へいを実現し、560人の招へいを通じて各国との民間レベルでの信頼関係構築に寄与することができた。さらに、マレーシアの東方政策40周年の節目を捉え良好な日・マレーシア関係の促進に努め、政府要人の往来のほか、1年間で日本及びマレーシアにおいて合計181件の記念事業を実施した。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。

【測定指標6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 *】

令和2年度から令和4年度においては、インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道やパティンバン港の整備等の事業について、首脳級を含む累次の要人往来の機会にインドネシア側に働きかけを実施し、日系企業への側面支援を通じて二国間の経済関係を促進した。このうち、特に、令和3年12月に、パティンバン港の自動車ターミナルの本格運営開始が実現したことは、経済インフラ整備を通じたビジネス環境改善に係る協力強化の具体化として顕著な成果であった。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

二国間経済関係の文脈では、特にフィリピンについて、平成29年1月のフィリピン訪問時に際する安倍総理大臣による「ODA及び民間投資を含め、今後5年間で1兆円規模の支援を行う」との表明につき、令和3年7月のマニラ地下鉄整備にかかる借款供与の交換公文をもって、我が国による官民併せて1兆円規模の支援約束が5年の期間内に実現されたことは大きな進展であった。さらに、令和5年2月の日・フィリピン首脳会談において、岸田総理大臣から、マルコス政権の「ビルド・ベター・モア」政策を含むフィリピンの経済開発計画を支えるため、官民を挙げて令和6年3月までに6,000億円の支援を実施する旨伝達し、両首脳は、経済協力インフラ合同委員会を通じて、鉄道・道路橋梁等インフラ整備を始めとするODA案件の実施と官民連携(PPP)を模索していくことで一致したことも大きな進展である。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

また、日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、前期日本語研修終了候補者の訪日の遅れを余儀なくされた年度もあったが、令和2年度に615名、令和3年度に508名、令和4年度に520名を受け入れることができた。また、日本の国家試験合格率向上のため、平成26年の行政事業レビューの結果を受けて模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、試験時間の延長、滞在期間の延長等の各種取組を令和2年度、令和3年度及び令和4年度も引き続き継続した。また、令和3年度には日・インドネシアEPAに基づく自然人の移動小委員会及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を、令和4年度には日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策につき議論を行った。特に、看護師及び介護福祉士国家資格合格には日本語能力の向上が不可欠であるところ、令和3年度の日・インドネシアEPAに基づく自然人の移動小委員会及び令和4年度のフィリピンとの看護師・介護福祉士に関する特別小委員会においては、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策について協議を行い、訪日後日本語研修参加要件の足切りレベルについて、従来のN5(基本的な日本語をある程度理解することができるレベル)相当からN4(基本的な日本語を理解することができるレベル)相当程度にレベルアップすることにつき協議を行った結果、インドネシアとの間ではこうした変更について合意がなされ、令和4年度入国者年度候補から足切りレベルを上げた。また、フィリピンとの間でも、令和4年度の小委員会にて合格率向上を目指すための協議の場として、両国の各専門家からなる技術的ワーキンググループの設立に合意したほか、訪日後研修参加要件の足切りレベルを引き上げることにについても継続的な議論を行い基本的な合意に至っている。これらの改善策は、看護・介護分野での両国の経済関係を更に前進させる上で着実な進展となった。(令和2・3・4年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業(達成手段②))

【測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力】

令和2年度から令和4年度における、東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援等を通じて、各国及び地域の安定的発展に相当程度寄与することができた。東ティモール

では、インフラ整備や人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、国際空港の整備や洪水対策支援等のインフラ分野や小学校の建設計画を含め、令和2年度には5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を、令和3年度には4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を、令和4年度には4件の無償資金協力、4件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び5件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定し、東ティモールの国づくりに貢献した。

フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和3年4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始したほか、令和4年9月には、マルコス大統領によるバンサモロ地方初訪問直後に、同地方における私有の小型武器及び軽兵器の管理・削減を支援する案件を発表、開始された。これらを含め、令和2年度から4年度にかけても引き続き武装解除・社会経済開発・ガバナンス能力向上に関する支援を実施した。

バリ民主主義フォーラムについては、インドネシアは民主主義や法の支配等の普遍的価値を共有する戦略的パートナーであり、また、ASEANの盟主的な地域大国である。また、ASEAN唯一のG20メンバーであり令和4年のG20議長国としてリーダーシップを発揮し、国際的な役割と存在感を高めている。このようにインドネシアがこの地域において民主主義を掲げてバリ民主主義フォーラムの開催を継続していることは我が国の国益にも寄与すると考えられることから、令和2、3、4年と毎年同フォーラムに駐インドネシア大使が出席して意見交換を実施したことで、我が国として前向きなプレゼンスを示すことができた。

南シナ海をめぐる海洋秩序については、巡視船の運用開始や巡視船母港となる拠点の整備案件など、戦略的な重要性が高く、これまでの協力に積み上げる新規案件を矢継ぎ早に発表しながら、令和3年7月及び令和4年7月には、南シナ海に関する比中仲裁判断発出から5年及び6年の機会をそれぞれ捉えて外務大臣談話を発出し、フィリピンの国際的な立場を擁護するメッセージを発信することで、フィリピンとの関係強化を具体的に進めることができた。また、令和5年2月の日・フィリピン首脳会談では、岸田総理大臣から安全保障関連文書について説明し、マルコス大統領から、自由で開かれたルールに基づく国際秩序への日本のコミットメントを歓迎する旨の発言を得た。（令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標6－4 要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの世界的拡大及びそれに伴う我が国を含む各国の水際対策の強化により、令和元年度までの実績値より大幅に減少し、それぞれ2件の往来実績となったが、そうした状況の中でも、菅総理大臣のインドネシア訪問や、日・インドネシア「2＋2」の実施等、必要な要人往来は適時に実施された。また、首脳電話会談や外相電話会談の機会を活用し、東南アジア島嶼国との友好関係の強化に努めた。令和4年度の要人往来については、こうした影響から回復し、4月の東京における第1回日・フィリピン「2＋2」及び岸田総理大臣のインドネシア訪問、5月の日経「アジアの未来」（マレーシア及びシンガポールの首相及び外務大臣訪日）及び三宅外務大臣政務官（総理特使）の東ティモール訪問、6月の林外務大臣のフィリピン訪問、岸田総理大臣のシンガポール訪問（シャングリラ・ダイアログ出席）、7月のインドネシア大統領訪日、10月の林外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問、令和5年2月のフィリピン大統領訪日、同年3月のインドネシア外務大臣訪日及び武井外務副大臣のシンガポール・マレーシア訪問等、各国との間で非常に活発な要人往来が行われた。測定指標6－1のとおり、いずれの要人往来においても、各国との間で、経済や安全保障分野における二国間協力の強化や、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略についての日本の考え方の伝達を含め、地域及び国際社会の諸課題についての連携を確認することができたことは、東南アジア島嶼国との関係強化を図る上で有意義であった。さらに、例えばフィリピンとの間では初となる「2＋2」を実施し、また、同国新政権との間でも関係を構築し、その成果として令和5年2月のマルコス大統領の訪日及び共同声明の発出に至ったほか、シンガポールとの間では防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始し、令和4年にG20議長国であったインドネシアとの間では年3回に亘り首脳会談を実施し連携を確認しこれを内外に示すなど、具体的かつ顕著な成果が上げられた。さらに、令和4年9月に行われた故安倍晋三国葬儀には、シンガポールの首相、インドネシア及びフィリピンの副大統領、ブルネイ王女等が参列し、この機会を捉えて二国間会談を実施できたことは、東南アジア島嶼国との友好関係の強化の観点から有益であった。（令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推

進】

新型コロナウイルスの世界的拡大の影響を受け、現地での日本語研修を急遽オンライン化することを余儀なくされる等の混乱もあり、日本語能力の向上を示す本指標（研修終了時のN3相当レベル達成率）の達成率は、令和3年度で27.7%、令和4年度で38.1%と厳しい数字となった。他方、こうした状況の中においても、訪日後研修施設との緊密な協議により、同研修における総合日本語の時間数を増加させることにより日本語能力の向上をはかり、令和4年度の達成率は令和3年度と比較すると10%以上の改善が見られた。また、特に、看護師及び介護福祉士国家資格合格には日本語能力の向上が不可欠であるところ、令和3年度の日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会及び令和4年度のフィリピンとの看護師・介護福祉士に関する特別小委員会においては、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策について協議を行い、訪日前足切りレベルについて、現状のN5（基本的な日本語をある程度理解することができるレベル）相当からN4（基本的な日本語を理解することができるレベル）にレベルアップすることに関し協議を行った結果、インドネシアとの間ではかかる変更について合意がなされ、令和4年度入国者年度候補から足切りレベルを上げた。また、フィリピンとの間でも、令和4年度の小委員会にて合格率向上を目指すための協議の場として、両国の各専門家からなる技術的ワーキンググループの設立に合意したほか、訪日後研修参加要件の足切りレベルを引き上げることについても継続的な議論を行い基本的合意に至っている。これらの改善施策は、看護・介護分野での両国の経済関係を更に前進させる上で着実な進展となった（令和2・3・4年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業（達成手段②））。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

地政学上重要なシーレーンに位置する東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア）との間で、政治・経済・安全保障面など多岐にわたって緊密な外交関係を築くことは、自由で開かれたインド太平洋の実現、また地域の安定と繁栄に不可欠である。フィリピン、ブルネイ及びマレーシアは南シナ海における領有権や特定海域に対する管轄権を主張する国々（クレイマント）でもあり、これら及び近隣諸国と南シナ海問題の平和的解決に向けた協力を強化することは、地域の平和と安定に直結する。また、歴史上我が国と緊密な関係を有するこれらの国との関係を一層強化することは我が国の国際社会におけるプレゼンスの維持・強化の観点から重要である。

また、経済面で成長の著しい東南アジア島嶼部各国は、世界各国から重要な市場と認識されており、貿易・投資面においても我が国にとっての重要性が増しているところ、特にインフラ整備などにおいて、我が国として官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは重要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有している。ロシアによるウクライナ侵略等により、国際情勢が不安定化する中、同地域はエネルギー安全保障上もより一層重要度を増している。こうした各国との経済分野での関係強化は、我が国企業及び国民にも経済的に裨益する。

以上を踏まえ、現在のインドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するという施策目標は妥当であり、各国の特性に注意を払いつつ今後も同目標の達成に取り組んでいく。

【測定指標】

6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

「首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化、各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現」との令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、二国間の交流や協力を幅広くカバーするものであり、適切であったと考える。東南アジア島嶼部各国との信頼関係・協力関係の向上に向け、今後とも要人訪問を効果的に実施していくとともに、政府間、有識者、企業関係者や青少年の交流の活性化に取り組むことが重要であるため、令和5年度目標も引き続き、これらを包含した目標を設定する。

6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に置いた日系企業支援、経済関係の二国間協議、各EPAの枠組みでの小委員会の実施等を内容とする令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標については、近年はEPA に基づく協力以外にも多様な協議が実施されていることから、EPA の枠組みに限定せず、経済関

係協議を広く含めるよう設定した内容として方向性は適切であったと考える。今後も、大きな方向性については維持されるべきと考えるが、インフラ輸出支援については、日系企業支援の視点を超えて、地域の安定や繁栄に繋がる経済的な政策といった視点も含め、必要に応じて目標の修正を含めて検討を行うこととする。

6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

東ティモールのインフラ整備、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与及び南シナ海をめぐる問題に関する働きかけ等を内容とする令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、各国及び地域の安定的な発展に資するものであり、適切なものであったと考える。東ティモールのインフラ整備及びフィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、今後とも、中期目標の達成に向け、引き続き取り組みを維持・強化していく必要があると考えられる。他方、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与については、同フォーラムへの関与という視点のみでは、国際的な存在感を高めているインドネシアとの地域・国際的課題に対する協力関係を強化していく観点からは不十分であり、今後の目標はこれに限定せず、インドネシアが地域大国として国際的な存在感を高めていることを踏まえ、地域の平和と繁栄にも貢献すべく、普遍的価値の促進のみならず、幅広い分野での協力を念頭に置いた目標を設定する必要があると考えられる。南シナ海をめぐる問題に関する働きかけについては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現の観点からも、今後も適切な目標になると考えられる。

6-4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため、今後とも取り組んでいく必要がある。

6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日・インドネシア EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、「日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率が研修人数の90%」という令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、できる限り多くの者が施設での受入開始時に必要となる語学能力を備え、制度の目標である国家試験の合格に備えたとの観点から適切な目標であったと考える。今後とも制度改善を進めつつ、効率的な日本語研修の実施に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
- アジア
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)
- インドネシア共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>)
- シンガポール共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/index.html>)
- 東ティモール民主共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>)
- フィリピン共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/index.html>)
- ブルネイ・ダルサラーム国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/index.html>)
- マレーシア
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/index.html>)
- 第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（2+2）（令和4年4月9日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009337.html)
- 岸田内閣総理大臣の東南アジア及び欧州（令和4年4月29日～5月6日）（令和4年5月5日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page6_000692.html)
- 三宅総理特使の東ティモール訪問（結果）（令和4年5月20日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/tp/page1_001179.html)
- 林外務大臣のフィリピン訪問（令和4年6月29日～7月1日）（令和4年6月30日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page1_001207.html)

岸田内閣総理大臣のシンガポール訪問（令和4年6月10日～11日）（令和4年6月11日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page3_003338.html）
日・インドネシア首脳会談及びワーキング・ランチ（令和4年7月27日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/id/page1_001243.html）
林外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問（令和4年10月7日～10日）（令和4年10月9日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page1_001348.html）
日・フィリピン首脳会談（令和5年2月9日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page1_001505.html）
武井副大臣のシンガポール共和国及びマレーシア訪問（結果）（令和5年3月16日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page6_000824.html）
・厚生労働省ホームページ
インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025091.html>）
フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025247.html>）

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
- ・日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
- ・第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・日印首脳共同声明（令和 4 年 3 月 19 日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（一年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和 2 年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,945 人（令和元年 6 月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの影響がある中、4 月、9 月（10 日及び 25 日）及び令和 3 年 3 月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10 月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米国务長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
- 2 5 月に外相電話会談を実施したほか、10 月には、第 2 回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第 13 回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11 月に第 10 回日印科学技術協力合同委員会、令和 3 年 2 月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、9 月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10 月の第 2 回外相会合、令和 3 年 2 月の外相電話会談のほか、局長級協議を 9 月及び 12 月にオンライン会議方式で開催した。加えて、11 月にはこれら 4 か国による共同訓練「マラバール 2020」が実施され、連携・結

束が示された。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第11回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和3年3月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和3年1月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第6回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比1社の増加となった（令和2年10月時点で1,455社）。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和3年2月、JENESYS2020のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比85%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,694人（前年度：1,945人）に減少した（令和2年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和3年1月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和3年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,694人（令和2年6月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、4月、10月に首脳電話会談、そして9月、令和4年3月に対面での首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。令和4年3月、岸田総理大臣就任後初の二国間訪問として実現したインド訪問では、首脳会談において国交樹立70周年を迎える二国間の協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印の連携、ウクライナ情勢を含む地域情勢やグローバルな課題等について幅広く議論した。会談後に両首脳は、安保・防衛協力、地域・国際情勢、経済、デジタル、人的交流等の内容を含む日印首脳共同声明に署名した。さらに両首脳は、サイバーセキュリティ分野における協力覚書等6件の文書に係る署名・交換に立ち会った。
- 2 5月に茂木外務大臣とジャイシャンカル外相との間で日印外相会談をオンラインで実施し、林外務大臣就任後は、11月、令和4年1月に外相電話会談、2月に対面での外相会談を実施した。林大臣就任後初の対面での日印外相会談では、日印外務・防衛閣僚会合の実施を通じて安全保障面での協力を進めていくことを確認するとともに、サイバー、宇宙、海洋、軍縮・不拡散、安保理等の分野で重層的に対話や協議を重ね、協力を深めていくことで一致した。デジタル、気候変動対策、ヘルスケア等といった経済面での協力や、Beyond 5Gや海底ケーブル、サプライチェーン強靱化等、経済安全保障における協力も進めていくとともに、インド北東部での協力や日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業を着実に進展させていくことを改めて確認した。また、令和4（2022）年日印国交樹立70周年の様々な機会も活用しつつ、インドの優秀なIT人材や特定技能人材の活用を含め、人的・文化交流も進めていくことで一致した。加えて事務レベルでは、9月の第6回日・インド海洋に関する対話、11月の第2回日印宇宙対話が開催される等、重層的に協議が行われた。また、日米豪印の枠組みについては、令和4年2月の第4回外相会合のほか、局長級協議を8月にオンライン会議方式で開催した。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第13回合同委員会がオンラインで開催され、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の電気システム分野の業務を専門的知見から支援する「日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社」の設立を歓迎するとともに、同事業の進捗を確認し、引き続きこれを着実に進めていくことを確認した。ヘルスケア分野では、インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助として、人工呼吸器1,800台、酸素濃縮器2,800台が供与された。また、デジタル分野では総務省と印デジタル通信委員会の間で行われた5Gワークショップ等が実施された。4月以降のデルタ株の感染拡大に際しては、日本商工会が立ち上げたPCR検査事業を大使館が支援する等、進出日本企業を含め、在留邦人への支援を実施した。
- 4 引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、人的交流は限定的であったが、オンラインでの交流等可能なリソースを活用し人的交流の活性化を図った（令和4年2月～3月、JENESYSのオンラインプログラムを開催し、計140人の参加者に対して日本文化等を紹介する講義を実施した。）。また、7月にヴァラナシ国際協力コンベンションセンターの立ち上げ式が実施されたほか、同月には第1回日印フォーラム、令和4年2月には日印国交樹立70周年記念セミナーが開催された。訪日者数については前年比67%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,302人（前年度：1,694人）に減少した（令和3年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、特定技能の分野では、令和4年1月からインド国内で日本語試験及び技能試験が開始された。

令和4年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における日印間の各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、二国間の協力関係に加え、日米豪印を始めとする両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドのIT人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月、日米豪印首脳会合出席のために訪日したモディ首相との間で日印首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要との認識で一致し、安保・防衛、経済、エネルギー等の分野における協力の促進を確認した。また、令和4年3月の首脳会談の成果を基礎に、引き続き、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を発展させていくことを確認した。9月には、安倍元総理国葬儀出席のために訪日したモディ首相との間で、日印首脳会談を実施した。令和5年3月には、岸田総理大臣が訪印した。岸田総理大臣から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序の堅持と、グローバル・サウスと呼ばれる国々を含むG7を超えた国際社会のパートナーとの関係の強化という2つの視点から国際社会が直面する諸課題について取り上げたいという考えを説明した。両首脳は、開発金融、食料安全保障、気候・エネルギー等の課題について幅広く意見交換を行い、G7及びG20両方のサミットに向けて、様々な国際社会の諸課題について議論を重ね、連携していくことを確認した。両首脳は二国間関係についても議論し、関係強化を確認した。
- 2 9月、東京において第2回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催した。4大臣は、日印間の安保・防衛分野における協力の飛躍的拡大を確認した上で、今後も二国間・多国間の共同訓練を重層的に実施していくこと等で一致した。4大臣は、防衛装備・技術協力の分野における具体的な協力の実現に向けて議論を続けていくことで一致し、会合開催後、共同声明を発出した。また、同日に第14回日印外相間戦略対話を実施し、今後5年間における対印官民投融資5兆円の目標に向けて双方が努力していくこと、また、日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業や、インド北東部を含む連結性強化のプロジェクトを引き続き推進していくこと等を確認した。また、12月、山田外務審議官が訪印し、日・インド外務次官級政務協議を実施した。同協議では、令和4年3月の日印

首脳会談や9月の第2回日印「2+2」等の成果をレビューするとともに、次の日印首脳間年次相互訪問を見据え、二国間関係強化につき幅広く議論した。また、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、南アジア等の地域情勢や、令和5年日印がそれぞれG7、G20の議長国を務めることも踏まえ、国際社会での協力についても意見交換を行った。また、日米豪印での協力も着実に実施し、5月には東京で日米豪印首脳会合、9月にはニューヨークで日米豪印外相会合を実施した。

- 3 6月、インド高速鉄道に関する第14回合同委員会をオンラインで開催した。令和5年1月、インドのデリーにおいて、インド高速鉄道に関する第15回合同委員会を開催し、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の進捗を確認するとともに、今後も同事業を着実に進めていくことを確認した。また、これに先立って日本側共同議長の森総理大臣補佐官はグジャラート州スーラトを訪問し、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の建設現場を視察した。また、5月には第7回日印 ICT 合同作業部会、7月には日印サイバー協議をオンラインで開催し、事務レベルで両国間の協力を進展させた。インドへの日系企業進出数は、令和3年10月時点で1,439社、4,790拠点であり、令和2年度からほぼ横ばいで推移している。また、在インド日本大使館主催でインド企業法務セミナーを開催するなど、インドでのビジネス・トラブルへの対応等のセミナーを実施した。
- 4 特定技能の分野では、令和4年1月（暦年）以降実施されている日本語基礎テストを200名、介護技能評価試験を195名、介護日本語試験を153名、農業技能測定試験を14名が受験した（令和5年3月末現在）。また、特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア（令和4年11月、令和5年2月）や国内マッチングイベント（令和4年12月～令和5年2月）を開催した。また、両国において日印国交樹立70周年を記念したイベントが多く開催され、二国間の人的交流、文化交流、相互理解をより一層深化させた。インド国内では、220以上のイベントが実施され、在インド日本国大使館は、インド外務省の協力も得てデリーで流鏑馬イベントを実施した。そのほか、第5回日印インド太平洋フォーラムへの林外務大臣ビデオ・メッセージの発出や、インド国会議員や日印戦略対話（トラック2）参加者による武井外務副大臣表敬など、人的交流や文化交流を積極的に実施した。令和5年1月には、3年ぶりにJENESYSを通じたインド人学生の招へいを実現し、68名が訪日した。6月末時点で1,692名のインド人留学生在が滞在している。また、令和4年に訪日したインド人は約5万4,000人にのぼり、昨年比515%の伸び率となった。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *

中期目標（一年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和2年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブとの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。
- 2 事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンとの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、令和3（2021）年バングラデシュ独立50周年や令和4（2022）年外交関係樹立50周年に向けて、令和2年度中も

両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンとの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間で8月に首脳電話会談、パキスタンとの間で5月に外相電話会談、4月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和3年2月に第2回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した。
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカとの間では、10月に第4回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールとの間では、11月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブとの間でも、令和3年3月に第3回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和3年3月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。
- 3 バングラデシュとの間では、令和3年2月に第3回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和4年の日バングラデシュ外交関係樹立50周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和3年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つつ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナウイルスの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、各国ハイレベルとの電話会議、国際会議などの場や往来の機会を利用し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間では、6月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、茂木外務大臣から、バングラデシュ独立50周年に祝意を伝達しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力し、日・バングラデシュ包括的パートナーシップを発展させていきたい旨述べた。パキスタンとの間では9月の国連総会の機会に茂木外務大臣がクレーシ外相との間で外相会談を実施し、またモルディブとの関係では、6月に外相電話会談を行ったほか、8月にアブドゥラ・シャーヒド・モルディブ外相が第76回国連総会議長として訪日し、茂木外務大臣と会談した。スリランカとの間では、7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催した。
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を実施し、また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進めた。また、各国に対し、COVAX経由でのワクチン供与など、新型コロナウイルス対策に資する支援を実施した。

パキスタンとの間では、6月に安全保障対話をオンラインで実施し、両国の外交・安全保障政策やテロ対策等について意見交換を行った。

ネパールとの関係では、12月、本田外務大臣政務官が首都カトマンズにおいて開催された「復興国際会議 2021」にビデオ・メッセージを寄せ、日本の自然災害に関する経験と教訓に基づいてネパール復興に貢献してきたことを説明した。また、ネパールに対する新型コロナウイルス感染症対策支援では、COVAXを通じて日本製アストラゼネカ・ワクチン約160万回の供与、コールド・チェーン整備、人材育成支援、保健・医療体制強化のため医療機材供与等の無償資金協力による支援、国際機関等を通じた医療機材や防護服等の物資供与を行った。

バングラデシュとの間では、バシアンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、新型コロナ対応支援のための400億円の緊急支援借款を供与したほか、令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約455万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与した。

スリランカとの関係では、既存の地デジ案件の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け、令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約146万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

モルディブとの関係では、同国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約11万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

ブータンに対しては、7月に可搬型超音波画像診断装置11台、10月に太陽光発電設備、令和4年1月に計12台のSUV小型救急車及び車内搭載機器をブータン国内の病院に供与した。

- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）に向け、対話・人的交流を推進した。

バングラデシュとの間では、令和4年2月に開催された「日・バングラデシュ外交関係樹立50周年記念式典」において、岸田総理大臣からの祝賀ビデオ・メッセージを発出した。スリランカとの間では、令和4年1月1日、スリランカの主要紙に林外務大臣とピーリス・スリランカ外相がそろって特集記事を寄稿し、記念すべき70周年の幕開けを両国が共に祝った。パキスタンとの間では、9月の外相会談の際に、茂木外務大臣とクレーシ外相との間で、令和4年の日・パキスタン外交関係樹立70周年の機会に、二国間関係を一層発展させていくことを確認した。

また、日本・南西アジア交流年を通じて南西アジア諸国全体との交流を促進するために、本田外務大臣政務官が南西アジア各国在京大使等を招いて、令和4年1月に日本・南西アジア交流年キックオフイベント「書き初め会」を開催し、SNSを通じて積極的な広報を行った結果、イベントの様相を記録した動画が6,000回以上再生された。また、令和4年3月に「日本・南アジア関係：より包摂的で持続可能な未来に向けて」というテーマの下、南西アジア諸国の有識者を招いてウェビナーを実施し、国内外から190名の参加を得た。

令和4年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカについては、同国の経済・財務状況も注視しながら、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）において、新型コロナウイルス感染症の状況と水際対策を見極めながら、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラム（オンラインを含む）などを通じ、効果的な行事を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた各国の入国制限措置が緩和されてきたこと等を受けて、各国との間でハイレベルの往来を徐々に再開し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。

ネパールとの関係では、11月に武井外務副大臣が我が国の選挙監視団の団長としてネパールを訪

問し、同国の憲法制定後2度目の連邦下院・州議会選挙における投票所等の視察を行うとともに、大統領表敬を始めとした要人との面会等を通じて、同国の民主主義定着にかかる支援の継続を表明した。

バングラデシュとの関係では、4月及び9月に林外務大臣とモメン外相の間で外相会談を行ったほか、7月には本田外務大臣政務官が、11月には武井外務副大臣がバングラデシュを訪問し、外交関係樹立50周年の機会に「包括的パートナーシップ」を更なる高みへと引き上げるとともに「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことで一致した。

パキスタンとの関係では、8月に本田外務大臣政務官がパキスタンを訪問したのに続き、同月のASEAN 関連外相会議の機会に林外務大臣がブットー外相との間で外相会談を行った。また、9月の国連総会の機会には、岸田総理大臣がシャリフ首相との間で首脳会談を実施し、二国間関係のほか地域・国際情勢について幅広く意見交換を行った。

スリランカとの関係では、8月にASEAN 関連外相会議出席の機会に林外務大臣がサブリー外相との間で外相会談を、9月には故安倍元総理大臣の国葬儀参列のため訪日したウィクラマシンハ大統領との間で首脳会談を実施した。10月には、林外務大臣とサブリー外相による外相電話会談も行った。また、令和5年2月には、武井外務副大臣がスリランカからの招待を受けて同国を訪問し、同国独立記念式典に出席するとともに、大統領、首相及び外相への表敬や政府要人との会談を行い、二国間関係及び国際・地域情勢について意見交換を行った。

ブータンとの関係では、9月の故安倍元総理国葬儀の機会に岸田総理大臣がワンチュク王女殿下との間で会談を行った。また、11月には武井外務副大臣がブータンを訪問し、ワンチュク国王表敬、ツェリン首相表敬、ドルジ外相表敬を実施し、日ブータン関係の更なる発展に向けた協力を確認した。

モルディブとの関係では、9月に林外務大臣とシャーヒド外相による外相電話会談に加え、同月の故安倍元総理国葬儀の機会に外相会談を実施した、また、12月には武井外務副大臣がモルディブを訪問し、同国政府要人との間で表敬・会談等を行った。

- 2 事務レベルにおいても、令和5年2月の第4回日・バングラデシュ外務次官級協議を始め多くの協議を実施するとともに、各国の実情に応じて適切な支援・協力を進めた。

パキスタンとの関係では、同国において生じた甚大な洪水被害に対し、テント等の緊急援助物資を提供したほか、国際機関を通じて食料、シェルター・非食料援助物資、保健・医療、水・衛生等の分野で700万ドルの緊急無償資金協力を実施した。令和5年1月にジュネーブで開催された同国の洪水被害に関する支援国会合には秋本外務大臣政務官が出席し、約7,700万ドル規模の支援を行っていくことを表明した。

バングラデシュとの関係では、他国に先駆けてバシャンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、令和5年3月には避難民が食料危機に陥る中、緊急無償資金協力の実施を決定した。

スリランカとの関係では、同国の経済危機に起因する人道状況の悪化を踏まえ、我が国から国際機関経由で、食料、生活必需品、水・衛生、保健・医療等の人道支援を行う合計650万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

- 3 「日本・南西アジア交流年」を通じて南西アジア地域諸国との交流を促進するため、令和3年度に引き続き、日本及び南西アジア各国で文化交流イベントを行った。10月には、東京・下北沢で行われた日本最大級のカレーフェスティバルに参加し、日本と南西アジア地域共通の食文化であるカレーを通じた情報発信を行った。また、交流年事業の周知を目的に、公式twitterアカウント「外務省員 ミナミ・アジア子」を運用し、文化交流イベントの様子、南西アジアの珍しい情報、同地域に関わる外務省職員こぼれ話などの発信を通じておよそ3,000人のフォロワーを集めることに成功し、有識者からも好意的な評価を受けるなど、日本における南西アジア地域の認知度の向上に貢献した。

パキスタンとの関係では、4月の在京パキスタン大使館での日パキスタン外交関係樹立70周年記念レセプションに岸田総理大臣がビデオ・メッセージを寄せるとともに、本田外務大臣政務官が主賓として出席した。

モルディブとの間では、11月にモルディブにおいて在モルディブ日本国大使館主催の文化交流イベント「日・モルディブ祭り」を開催し、モルディブの一般国民に対して武道、日本食、浴衣、折り紙等の日本文化を紹介した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標 7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和2年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
- 2 南アジア地域連合（SAARC）及び環インド洋連合（IORA）といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（8月の日バングラデシュ首脳電話会談、4月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10月の第4回スリランカ海洋対話、令和3年3月の第3回日モルディブ政策対話等）、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。
 - (2) バングラデシュとの関係では、首脳電話会談（8月）や外務次官級協議（令和3年2月）において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。

スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。

ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済発展に寄与した。

パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。

モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。

さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。
 - (3) モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。

パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。
- 2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟 8 か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問

題を通した日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。

IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷲尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオ・メッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオ・メッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和 3 年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODA を含む様々な支援・協力を実施していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) スリランカとの間では、7 月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化に向け、防衛協力・交流を引き続き強力に推進していくことで一致した。

モルディブとの関係では、8 月のシャーヒド外務大臣の第 76 回国連総会議長としての訪日の際に、菅前総理大臣への表敬及び茂木外務大臣との会談を通じて基本的価値の共有を確認し、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けて引き続き協力していくことで一致した。
- (2) バングラデシュとの関係では、11 月に都市高速鉄道（MRT）1 号線、令和 4 年 3 月に MRT 6 号線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B 構想の下で連結性強化に資する支援を行った。

ネパールとの関係では、経済成長・強靱化政策借款や上水道改善計画の交換公文の署名が行われたほか、4 月にはパタン・セカンダリースクールの復興工事完了式典が開催された。また、医療機材整備や人材育成に関する計画の交換公文の署名も行われた。
- (3) パキスタンとの関係では、国境管理のための施設改善及び機材供与、国境管理官の能力強化のための研修等を行った。また、日本による支援の重点分野である人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、同国におけるポリオ撲滅に向けた支援や、母子を対象とした保健・医療サービスの体制強化及び質の向上にかかる支援等の無償資金協力を行った。

スリランカとの間では、海上自衛隊の掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」がトリンコマリーに寄港し、親善交流などを実施した（令和 4 年 1 月）。このほか、令和 3 年に自衛艦は 3 回同港に寄港している。
- 2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟国の約 100 人の青少年を対象にオンラインプログラムを令和 4 年 3 月に実施した。オンラインプログラムでは、ウェビナー等を通じ日本の政策等への理解を深めるとともに、日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。IORA に関しては、11 月に開催された第 21 回閣僚会合において本田外務大臣政務官がビデオ・メッセージを通じて「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信し、日本の政策への理解促進を図ることができた。

令和 4 年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

- (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着を進める。各国との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解を促進し、信頼関係を促進する。IORA に対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けて、インド、バングラデシュ、スリランカ、モルディブの首脳及び外相を含むハイレベルの接点において、二国間協力を一層強化していくことを確認した。
 - (2) バングラデシュとの関係では、6 月に都市高速鉄道 (MRT) 5 号線北路線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B 構想の下で連結性強化に資する支援を行った。
ネパールとの関係では、人材育成奨学計画に関する書簡の交換が行われたほか、9 月には、カトマンズ首都圏及びボカラ市を候補とした都市送配電網整備計画や、タライ東部地域における灌漑施設改修計画に関する書簡の交換が行われた。また、12 月に、我が国とバングラデシュは、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA) に関する共同研究」を立ち上げることで一致した。
パキスタンとの関係では、人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、下水道サービスの向上による衛生環境の改善や同国におけるポリオ撲滅に向けた支援、教室等の整備による女子を中心とした児童の前期中等教育へのアクセス向上にかかる支援等の無償資金協力をを行った。
モルディブとの関係では、同国の廃棄物管理体制の強化及び海洋環境資源の保全を目的に、廃棄物処理機材の供与に関する書簡の交換を行った。
 - (3) 安全保障上の協力としては、モルディブとの関係で、インド洋地域の戦略的要衝に位置する同国の海上保安能力の向上を目的として、5 月にモルディブ政府に対して警備艇等の警察保安関連機材を供与する旨の無償資金協力の交換公文に署名した。
スリランカとの関係では、令和 5 年 2 月に東部トリンコマリー開発プログラムの下、日本政府が支援するトリンコマリー港の夜間航行システムの引渡し、また同月に無償資金協力によるテロ・治安対策に資する機材・製品等の引渡しを行った。
また、6 月から 9 月にかけてパキスタンで発生した洪水被害への支援として、テント及びプラスチックシートの緊急援助物資の提供に加え、国際機関を通じた 700 万米ドルの緊急無償資金協力を実施した。また、令和 5 年 1 月には秋本外務大臣政務官がジュネーブで行われたパキスタン洪水被害に関する支援国会合に出席し、令和 5 年以降も、国内手続きを前提に、追加支援として、防災、保健・医療、農業分野を含め約 7,700 万米ドル規模の支援を行っていくことを表明した。
- 2 SAARC に対しては、令和 5 年 2 月に新型コロナウイルス感染拡大後初の青少年招へいを行い、2 回に分けて約 109 人の青少年が訪日した。招へいプログラムでは、視察ウェビナー等を通じて我が国の政策等への理解を深めるとともに、日本と SAARC 諸国との協力や相互理解の促進を図った。IORA との関係では、11 月にバングラデシュで開催された第 22 回閣僚会合において武井外務副大臣が日本政府から 3 年ぶりに対面で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信することで、我が国の外交政策への理解促進を図った。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 7-4 要人往来数					
外交青書資料	中期	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 2・

編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	目標値							3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	一	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	1	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	19	

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）				
（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	23,851	20,503	29,976	30,324

評価結果（個別分野7）
施策の分析 【測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 ＊】 首脳間では、電話も含めて10度の会談を行い、外相間では、電話も含めて5度の会談を行った。特に、令和5年3月の岸田総理大臣のインド訪問においては、岸田総理大臣から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序の堅持と、グローバル・サウスと呼ばれる国々を含むG7を超えた国際社会のパートナーとの関係の強化という2つの視点から国際社会が直面する諸課題について取り上げたいという考えを説明し、両首脳は、開発金融、食料安全保障、気候・エネルギー等の課題について幅広く意見交換を行い、G7及びG20両方のサミットに向けて、様々な国際社会の諸課題について議論を重ね、連携していくことを確認することができた。防衛分野では、両首脳は、令和4年9月の第2回日印「2+2」の開催以降、初の日印戦間機共同訓練を始めとする防衛交流が活発化していることを歓迎した。経済・経済協力分野では、両首脳は、令和4年3月に掲げた今後5年間の対印官民投融資5兆円目標に向け、順調に実績が重ねられていることを、また、3,000億円の高速鉄道建設事業の円借款に署名が行われたことを歓迎し、引き続き日印の旗艦プロジェクトとして高速鉄道事業を推進していくことを確認した。さらに、インド北東部開発につき、引き続き日印アクト・イースト・フォーラムなどを通じて協力していくことを確認した。環境分野では、両首脳は、令和4年発表した「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の下で両国の協力を促進していくことで一致するとともに、今般、二国間クレジット制度（JCM）構築に向けた意向を確認するエイド・メモワールに署名が行われたことを歓迎し、早期構築に向け協議を加速させることを確認した。文化・人的交流分野では、岸田総理大臣から、日印国交樹立70周年の令和4年に、多くの文化交流事業が行われたこと、最近日本による青年招へいプログラムも再開したことに言及し、技能実習制度や特定技能制度の活用、学術交流や自治体間交流を更に促進していく旨を表明した。また、両首脳は、インドにおける日本語教育を促進することで一致し、両国の人的交流、ビジネス交流の発展につながることへの期待を表明した。岸田総理大臣から、日本語教育に関する覚書が改訂されたことを歓迎し、また、日本の有償資金協力によるインド工科大学（IIT）ハイデラバード校の大学施設建設が進捗していることに言及し、更なる教員や学生間の交流、インド人IT人材の日本企業での活躍などにつながることへの期待を表明した。さらに、インド人学生の日本への留学の増加につき検討していくこと、及び、令和5年度を「日印観光交流年」として、観光交流を進めていくことで首脳間で一致した。今回の訪印を通じて、G7議長国及びG20議長国として国際社会をリードしていく姿勢を示すことができたことは、グローバルな課題における強固な連携をアピールでき、日印の二国間の文脈においても有益であった。また、日印の間では、政治・安全保

障、経済・経済協力に比して人的交流等は更に拡大する余地があると言われてきていたところ、「日印観光交流年」やIT人材の交流など、更なる協力を確認できたことは極めて有益であった。特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化を図る上で、特に有益だったと思われる取組は以下のとおり。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

1 第2回日印・外務防衛閣僚会合(「2+2」)

令和元年11月の初会合以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催されていなかった第2回会合を令和4年9月に東京で開催した。4大臣は会合において日印二国間の安保・防衛協力の進展を歓迎するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的協力、ウクライナ情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、南アジア等の地域・国際情勢について意見交換を実施したことは、二国間の安保・防衛協力を推進する上で効果的であった。

2 高速鉄道

令和2年度から4年度までの3年間で5度の合同委員会を開催したことは、日印二国間の旗艦事業である高速鉄道事業のプロジェクトを進展させる上で有意義であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響がありながらも、オンライン会合の実施等の手段を講じて柔軟に対応できたことはプロジェクトの円滑な進行という観点から効果的であった。

3 経済関係及び人的交流

令和4年3月の岸田総理大臣訪印時に発表した対印官民投融資5兆円目標の達成に向け、日印経済関係を着実に強化することができた。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、インド国内の日本企業数や拠点数は横ばいであるものの、官民の対印投資の増加(令和4年1月～12月対印直接投資約4,700億円)等、同目標の達成に向けた肯定的な影響が見られた。人的交流について、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で交流事業の活動が停滞していたものの、令和4年には両国の入国制限措置の緩和や日印国交樹立70周年の機会を得た交流年事業の推進により、JENESYSの再開を始めとする二国間の協力が大きく前進した。

4 日米豪印

令和4年5月に東京で日米豪印首脳会合を開催した。4か国の首脳は、ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす事態が発生する中、4か国として、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域において、許してはならないこと、そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認した。インドとの関係で、二国間のみならず、日米豪印の枠組みでも連携を確認できたことは有益であった。

【測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う各国の入国制限措置の強化の影響により、南西アジア地域各国との往来はハイレベル・事務レベルともに限定的であったが、オンライン会合を実施したり、各国の感染拡大状況に留意しながら徐々に往来を再開させたりしたことは、対面による外交が困難な状況においても各国との関係を維持し、より一層強化していくことができた。また、「日本・南西アジア交流年」であった令和4年に日本と南西アジア各国において文化交流イベント等を実施し、情報発信に努めたことは、両国間の国民レベルの関係強化と南西アジア地域における親日感情の醸成という観点から有意義であった。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

1 スリランカとの関係では、外交関係樹立70周年の令和4年8月に外相会談を、同年9月に首脳会談を開催し、二国間関係の強化のための方策等につき協議した。また、令和5年2月には武井外務副大臣がスリランカを訪問し、同国の独立75周年を祝う独立記念式典に出席した。また令和3年2月に第2回外務省高級事務レベル政策対話を実施したほか、同年7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領(国防相を兼務)の会談をテレビ会議形式で開催した。このようにハイレベル・事務レベルともに二国間で多くの会合を実施したことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

2 ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降の要人往来は限定的であったが、留学生交流120周年を迎えた令和4年に武井外務副大臣がネパールを訪問した。現行の憲法下で2度目となる連邦下院選挙において、各国選挙監視団の中では最もハイレベルとなる外務副大臣を団長とした選挙監視団を派遣したことは、民主主義の歴史が浅い同国における基本的価値の普及と我が国のプレゼンス向上において有意義であった。

3 パキスタンについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年夏頃まで往来の機会が限定されたが、そのような状況下においても、ハイレベル経済協議(令和3年3月)、安全保障対話(令和3年6月)をオンライン形式で実施し、二国間での対話を継続した。また、2度の対面で

の外相会談（令和3年9月及び令和4年8月）を実施するとともに、令和4年9月には6年ぶりとなる首脳会談を実施し、これまでの両国間の友好関係の確認及び今後の協力の可能性等について議論を行ったことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

- 4 バングラデシュとの間では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも令和4年度に2度の外相会談並びに武井外務副大臣及び本田外務大臣政務官のバングラデシュ訪問が実現したことは、外交関係樹立50周年の時宜を捉えた「包括的パートナーシップ」の更なる発展や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の強化という観点から有意義であった。また、令和5年2月に実施した日・バングラデシュ外務次官協議において、事務レベルで安全保障、経済・経済協力、人的・文化交流など幅広い分野で協力していくことを確認することができ、充実した議論になった。
- 5 モルディブとの関係では、令和3年8月と令和4年9月のシャーヒド外相の訪日の際に外相会談を実施し、二国間関係や国際情勢に関する認識を共有したことで、令和4年12月の武井外務副大臣のモルディブ訪問の際にソーリフ大統領を始めとする先方政府要人と意見交換を行ったことは、二国間の要人往来を継続させるとともに、二国間で「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた協力を推進していくことを確認できた点で有意義であった。また、令和3年3月に日・モルディブ政策対話を実施し、安全保障、経済、人的交流、地域情勢等の幅広い分野において議論を行ったことは、二国間でより実践的な協力を行っていく上で効果的であった。
- 6 ブータンとの関係では、令和4年9月の岸田総理大臣とワンチュク・ブータン王女殿下との会談や、11月の武井外務副大臣のブータン訪問等を通じて、二国間協力方策について議論できたことは有意義であった。特に、武井外務副大臣のブータン訪問では、国王陛下拝謁、首相表敬、外相表敬等、多くのブータン政府要人と多く面会できたことは、今後の二国間関係の発展にとって効果的であった。

【測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施】

- 1 令和2年度から4年度において、南西アジア地域各国に対して「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の理念をインプットするとともに、各国との間でFOIPの実現に向けた協力を推進していくことを確認できたことは、各国に対して基本的原則を遵守することの重要性を認識させるとともに、同地域に基本的価値を普及していくにあたって有意義であった。また、経済協力を通じて同地域における連結性の強化及び国民の生活水準の向上を図ったことは、地域の平和と安定及び持続可能な成長につながった。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて令和2年度にパキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し感染症対策及び保健・医療体制整備のための無償資金協力を実施し、バングラデシュに対して新型コロナウイルス危機対応のための緊急円借款を供与したことは、南西アジア地域全体の保健分野におけるレジリエンスの向上に資するとともに、我が国の保健政策をアピールする上で有益であった。（令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））
 - (1) スリランカとの関係では、同国の経済危機に起因する人道状況の悪化を踏まえ、令和4年に国際機関経由で保健、食料の分野における支援を行うための合計650万ドルの緊急無償資金協力を実施し、同国の治安維持および国民の生活水準の安定に貢献した。また、令和5年2月には東部トリンコマリ開港プログラムの下、日本政府が支援するトリンコマリ港の夜間航行システムの引渡しを行うなど、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた支援・協力を様々な分野でバランスよく進展させた。
 - (2) ネパールとの関係では、同国のニーズを踏まえ、農業、保健医療、教育、運輸交通、電力分野等と多岐にわたる支援を実施し、ネパール国民の生活水準の向上と南西アジア内陸部の連結性強化に貢献した。令和4年の連邦下院選挙に際しては、武井外務副大臣を団長とした監視団を派遣し、同国の民主化とガバナンス強化を支援した。
 - (3) パキスタンとの関係では、同国のニーズを踏まえ、主に無償資金協力および技術協力により、教育、上下水道、保健・医療、防災等の経済社会セクターを中心に支援を行い、同国の社会基盤の改善や平和と安定の確立に貢献した。
 - (4) バングラデシュとの関係では、令和4年4月及び9月の二度の日・バングラデシュ外相会談を始めとするハイレベルの会談等の機会に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことを確認した。また、地域の平和と安定に向けて、ミャンマー・ラカイン州からの避難民及びホストコミュニティに対する支援を実施し、避難民を受け入れるバングラデシュを後押しすることができた。
 - (5) モルディブとの関係では、令和4年9月の日・モルディブ外相会談等のハイレベル会談等の機会に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて二国間関係を強化していく旨を確認することができた。また、海上保安機材の供与や海事法執行機関に対する研修等を通じて同国の海洋法

執行能力を強化するとともに、廃棄物処理機材の供与や農業従事者に対する技術指導を通じて同国及びインド洋地域の持続可能な経済成長に向けた取組を行ったことは、インド洋地域の平和を維持し、更なる発展を推進していく上で有意義であった。

- 2 SAARC に関しては、ハイレベルの会合こそ開催されなかったものの、令和4年度に青少年招へいを行い、青少年の訪日を実現させたことは、日本と SAARC 諸国との相互理解の促進にとって有意義であった。

IORA に関しては、閣僚会合に3年連続でハイレベルが出席し、我が国のステートメントを発出したことは、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」に関する我が国のメッセージをインド洋地域諸国に対してインプットしていく上で有意義であった。

【測定指標 7-4 要人往来数】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は1人、令和3年度は2人にとどまったものの、各国の入境制限措置の緩和を受けて、令和4年度には各国の感染拡大状況に留意しつつ徐々に要人往来を再開させ19人にまで回復した。また、「日本・南西アジア交流年」であった令和4年に南西アジア地域7か国全てとの間でハイレベルの往来を行うことができたことは、各国との間で今後の二国間関係の方向性を定めるとともに、各国の国民の親日感情の醸成に貢献した点で有益であった。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 南西アジア地域各国は、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に位置する戦略的に重要な地域であり、また、域内で約18億人の人口を有し、高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点である。また、南西アジア各国は伝統的な親日国であり、日本は長年にわたって安全保障、経済、経済協力、人的交流などの幅広い分野においてこの地域の国々との関係を深めてきた。こうした基盤を活用しながら、南西アジア各国との関係を一層深化させていくことは、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現のために極めて重要である。
- 2 特に近年経済成長の著しいインドは、14億を超える人口を擁しており、民主主義や市場経済、法の支配といった我が国と共通の価値を有するとともに、グローバル・サウス諸国の中でリーダーシップを発揮していることから、自由で開かれた国際秩序の堅持及びアジア地域ひいては国際社会の繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での関係強化が求められる。
- 3 一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロなどの課題を抱え、また、洪水や地震等の災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄及び各国と我が国の関係強化のために極めて重要である。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けて、首脳間を含めた要人往来の着実な積み重ねを継続することが重要であり、また、幅広い分野で閣僚級の対話も進めていく必要が引き続きある。インドとは FOIP の実現や日米豪印といった多国間での連携の推進の観点から重要なパートナーであり、両国関係の一層の深化が必要である。経済分野では、官民投融资5兆円目標の達成に向けたインド側との協力やフォローアップを継続していく。安保・防衛分野では、第2回日印「2+2」のフォローアップを行い、二国間の同分野における協力を着実に前進させていく。人的・文化交流についても、さらなる活性化に向けて関係機関と協力していく。また、インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレイヤーであり、その意味でも地域的な包括経済連携(RCEP)協定への将来的な復帰が期待されるため、引き続き同国に対する働きかけを継続していく。

7-2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進(インドを除く)

南西アジア地域各国との関係の維持・強化に向け、引き続き、時宜をとらえてハイレベル・事務レベルともに各国との対話を実施する。

スリランカとの関係では、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流

を推進していく。その上で、対話・交流を各種協力の成果につなげるため、成果文書の作成やフォローアップ協議等の開催を目指していく。

ネパールとの関係では、更なる二国間関係の強化のため、政府・民間問わずあらゆるレベルにおいて人の往来の拡充に取り組む。また、政務協議を着実に実施し、二国間の実践的協力を拡大させていく。

パキスタンとの関係では、令和4年の外交関係樹立70周年で弾みのついた同国との友好関係の一層発展させていくため、要人往来の実現を含め、二国間の対話・人的交流を活発化させていく。

バングラデシュとの関係では、令和4年の外交関係樹立50周年で弾みのついた同国との「包括的パートナーシップ」の更なる発展のため、要人往来を通じて二国間関係を深化させる。また、事務レベルでの協議をより緊密に行っていく。

ブータン及びモルディブとの間で引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、伝統的な友好関係を一層進らせていく。また、事務レベルの協議を通じ、様々な分野における二国間の実践的協力を拡大させていく。

なお、これまで測定指標7-3に含めていた SAARC の招へい事業については、令和5年度以降、交流の促進に係る本測定指標7-2で取り扱うこととして整理し、引き続き、招へい事業を通じ、招へい者の日本への理解促進、招へい者間の相互理解・信頼関係の促進を図っていく。

7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。また、スリランカ政府の様々な要望に着実に応えていくため、従来の ODA に加えて官民連携 (PPP) 等の新たなオプションの実施について引き続き積極的に検討していく。

ネパールとの関係では、引き続き、我が国の開発協力方針に基づき、同国の経済成長・及び貧困削減、防災及び気候変動対策、ガバナンス及び民主化の強化という3つ重点分野からネパールの発展を後押ししていく。

パキスタンとの関係では、我が国の開発協力方針に基づき、同国の安定・繁栄に資する支援を引続き行っていく。

バングラデシュとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き推進していく。特に、ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B) 構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。

ブータン及びモルディブとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

環インド洋連合 (IORA) に対しては、閣僚会合への継続的なハイレベルの出席を通じてコミットを強化する。また、IORA の枠組みを活用して「自由で開かれたインド太平洋」構想への理解を促進するとともに、その実現に資する取組を推進する。

なお、SAARC の招へい事業については、令和5年度以降、測定指標7-2で取り扱うこととして整理する。

7-4 要人往来数

要人往来は、各国との二国間関係の発展の契機として大きな役割を果たすことが多いことから、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するという施策目標の進達成に向けて、今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう取り組む。新型コロナウイルス感染拡大の影響で停滞していた要人往来及び各種事務レベル協議を再開させていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
報道発表
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/index.html>)
在モルディブ日本国大使館
(https://www.mv.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
インド共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>)
スリランカ民主社会主義共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/index.html>)

ネパール

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/index.html>)

パキスタン・イスラム共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/index.html>)

バングラデシュ人民共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/index.html>)

ブータン王国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/index.html>)

モルディブ共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/maldives/index.html>)

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
(1) 及び (6)
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 8-1 豪州及び NZ との関係強化 *

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和 2 年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
- (2) 日豪 2 + 2 等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
- (4) 発効後、5 年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
- (5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。9 月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 7、9、11 月及び令和 3 年 2 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、6、10 月及び令和 3 年 2 月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。9 月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。
- (2) 豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（9 月、10 月及び令和 3 年 2 月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（9 月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和 2 年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪 2 + 2 は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の 2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。
- (3) 11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。
- (4) 日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和 2 年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和 2（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計))。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

(5) 10月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

(6) 10月に東京にて日米豪印外相会合、令和3年2月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネス・フォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオ・メッセージにて、日米豪3か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

2 日 NZ 関係

(1) 11月、菅総理大臣は、10月の総選挙で再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEPなどを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回(4月、6月及び9月)実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11月に就任したマフタ外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11月には日NZ高級事務レベル経済協議(次官級)をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZが議長を務める令和3年のAPECを始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年9月のアーダーン首相の訪日時に関国の首脳共同声明で開始につき一致した日NZ情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

(2) 12月に第4回日NZ太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った(平成27年以来開催していなかった協議を平成31年4月の再開に続けて実施)。

令和3年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

(3) 日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

(4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

(5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

(6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日NZ間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

(2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

(1) 6、9(2回)、10、11月及び令和4年1月に日豪首脳会談(テレビ会談形式を含む)、5、6、9、10、11、12月及び令和4年2月に日豪外相会談(電話及びテレビ会談形式を含む)を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、令和4年1月の首脳テレビ会談では、「特別な戦略的パ

ートナーシップ」の下、安全保障・防衛協力を始め、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、日豪の連携を更に強化していく決意を記す、日豪首脳共同声明を発出した。

(2) 6月に第9回日豪2+2テレビ会議方式で開催した。同協議では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」である日豪間の協力を深化させることで一致した。また、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（5月、8月、10月及び令和4年2月）、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に基づく自衛隊による豪州軍の武器等の警護任務の初実施（11月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した。

(3) 令和4年1月の首脳テレビ会談の際に、両首脳による日豪円滑化協定への署名を実現した。これは日本にとって初となる円滑化協定であり、両首脳により、画期的な成果であることが確認された。署名式に際し、両首脳は、両国の安全保障・防衛協力を新たな段階に引き上げる協定の署名を歓迎しつつ、日豪関係の更なる発展への期待を表明した。

(4) 経済分野では、経済分野における協力などの具体的なプロジェクトを始め、官民一体で日豪経済関係の進展に取り組んだ。令和4年1月の首脳会談では、両首脳は、西シドニーにおける新都市圏の開発など、官民一体で日豪経済関係を発展させていくことを確認した。さらに、気候変動などのグローバルな課題で協力を深めることを確認し、その中で、アジアのエネルギー・トランジションを加速させ、水素事業での協力等、脱炭素化の協力を推進していくことで一致した。また、累次の首脳会談・外相会談の成果の公表等を通じ、豪州の戦略的重要性についての日本国内の認識の向上に取り組んだ。

(5) 令和4年2月の日豪外相会談において、両大臣が火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援において日豪両国が連携していくことを確認する等、様々な機会やレベルでの、太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。また、令和4年3月に実施した第四回日豪太平洋政策対話では、太平洋島嶼国地域情勢及び同地域における日豪協力の方向性に関して意見交換を行い、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害等の諸課題に直面する太平洋島嶼国地域の持続的な発展のために両国の連携を一層強化していくことで一致した。

(6) 9月にワシントンDCにて日米豪印首脳会合、令和4年2月にメルボルンにて日米豪印外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、新型コロナ対策、気候変動、質の高いインフラ、サイバーセキュリティ、テロ対策、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、12月に日米豪インフラ協力等に関する協議を行い、日米豪3か国は、インド太平洋地域がこれらの分野で直面する課題についての認識を共有しつつ、3か国による具体的な協力の実施について、今後も緊密に連携していくことで一致した。

2 日 NZ 関係

(1) 令和4年2月、林外務大臣は、マフタ外相とテレビ会談を実施し、林大臣から両国の「戦略的協力パートナーシップ」を更に強固にする取組を進めていきたい旨述べるとともに、両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、関係国とも連携しつつ、具体的な取組を進めていくことの重要性を確認した。

令和3年9月には、日 NZ 政務協議をテレビ会議形式にて開催し、新型コロナウイルス対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広い議論を行い、双方は、今後とも自由で開かれたインド太平洋のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

(2) 9月の日 NZ 政務協議において、太平洋島嶼国地域における協力は日 NZ 間の協力の重要な柱の1つであることを確認した。また、令和4年2月の日 NZ 外相会談において、両大臣は、火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援をはじめ、太平洋島嶼国との協力における連携深化の重要性を確認した。

令和4年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

- (3) 日豪円滑化協定について、早期発効に向けて両国の国内手続を進めていく。
- (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
- (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 外交関係樹立 70 周年となる令和 4 年、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 5、7、9、10 月及び令和 5 年 3 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、5、7 及び 12 月に日豪外相会談・懇談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、10 月、岸田総理大臣が西豪州パースを訪問し、アルバニー州豪首相との間で、日豪はインド太平洋地域における同志国連携の中核となっており、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったとの認識で一致した。また、両首脳間で日豪首脳共同声明に加え、日豪安全保障・防衛協力の今後 10 年の方向性を示す羅針盤となる、新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」（日豪安保協力共同宣言）を発出した。
- (2) 12 月に第 10 回日豪 2 + 2 を東京で開催し、岸田総理大臣の訪豪から 1 か月強で、安保協力共同宣言を含む日豪首脳会談の成果のフォローアップを行い、両国の安全保障・防衛協力への強いコミットメントを示した。同協議では、地域・国際情勢に係る両国の戦略的な評価が極めて近いことを確認するとともに、早急に実施すべき二国間協力を特定し、速やかに実施していくことで一致した上、2 + 2 共同声明を発出した。また、令和 5 年 2 月～3 月には、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のため、豪州が航空機・艦艇を派遣した。さらに、11 月には、海上自衛隊護衛艦が、日米豪共同訓練の機会に、米海軍及び豪海軍に対する自衛隊法第 95 条の 2 に基づく警護を実施した。これは、自衛隊と米軍及び豪州軍が連携した形で初めて実施したものであり、日米豪 3 か国による安全保障・防衛協力の深化に貢献した。
- (3) 令和 4 年 1 月の日豪円滑化協定への署名を受け、日豪両国がそれぞれ国会での審議及びそれに向けた準備作業などの国内手続を加速化した。日本では、第 211 回通常国会で審議入りした。
- (4) 経済分野では、ウクライナ情勢等によって資源・エネルギー安全保障の重要性が高まる中、10 月の岸田総理大臣の訪豪時を始め、同月の林外務大臣とファレル豪貿易・観光大臣との会談等においても、日本にとって豪州が信頼できる貿易パートナー及び安全な投資先であり続けるとの豪州政府の立場を繰り返し確認するとともに、資源エネルギー分野での日豪協力を更に強化していくことで一致した。中でも、日豪経済協力における新たなフロンティアである水素・アンモニア分野において、水素エネルギーサプライチェーン（HESC）プロジェクトなどの数多くの日豪プロジェクトが進展した。さらに、気候変動に関するパリ協定の実施、周辺国への適応・緩和支援に係る協力及び重要鉱物に関するパートナーシップ等を通じて、更に協力を進展させることで一致した。また、両国は、インド太平洋地域におけるクリーンエネルギーへのアクセスを確保するための取組である、日本の「アジア・ゼロエミッション共同体」構想について、豪州からの支持を得た。
- (5) 日豪両国は、共通の関心事項である太平洋島嶼国地域に関し、頻繁に意見交換を実施した。10 月の日豪首脳共同声明においては、太平洋島嶼国のニーズと優先事項に対処するため、地域における協力を強化することを確認したほか、重要インフラ、災害復旧及び強靱性、海洋安全保障などの太平洋にとって主要な重要分野について、「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」などを通じて、他のパートナーとの効果的な協力を拡大することを追求することを確認した。
- (6) 5 月には、直前に行われた豪州議会総選挙の結果、新たに就任したばかりのアルバニー州首相がウォン外相と共に訪日し、日本が主催した日米豪印首脳会合に参加した。同会合への出席を通じ、同首相は新政権下においても日米豪印を始めとするインド太平洋地域の同志国連携を重視する立場を明確に示した。また、6 月には、岸田総理大臣が、日本、豪州、ニュージーランド、韓国の 4 か国から成る初の NATO アジア太平洋パートナー（AP4）首脳会合を主催した。同会合では、インド太平洋と欧州の安全保障は不可分であるとの認識の下、4 か国が主導してインド太平洋と NATO との意思疎通を深めていくことや、インド太平洋地域の平和と安定のために引き続き 4 か国で緊密に意思疎通を図っていくことを確認した。また、11 月、日本、豪州、そして米国は、豪州企業による

太平洋地域の大手通信事業者の買収に関する資金支援に係る3か国の協力を発表した。日豪NZ韓については、12月に次官級でのオンライン会合の実施、令和5年1月にEU次官も加え、日豪NZ韓国・EUの次官級協議をハイブリット形式で開催するなど、連携が強化された。さらに、8月には、日米豪閣僚級戦略対話(TSD)を開催し、中国の一連の軍事活動に対する深刻な懸念が表明するとともに、地域の平和と安定のため、引き続き日米豪3か国の間で緊密に連携していくことで一致した。

2 日NZ関係

(1) 首脳間において、4及び9月に対面にて会談を、外相間においては、令和5年2月に会談を実施した。そのほか、6月のNATO首脳会合、11月のAPEC首脳会議の際に、多国間の首脳級会合を実施した。

ア 4月には、アーダーン首相がコロナ後の初外遊先の一つとして訪日した。両首脳は、外交関係樹立70周年を迎える重要な時期の首脳会談開催との認識のもと、ロシアによるウクライナ侵略、中国のソロモン諸島との安全保障協定の締結の直後であり、世界及び地域の戦略環境が大きく変わる中、両国が同志国として連携し、「戦略的協力パートナーシップ」をより一層強固にすることで一致し、日ニュージーランド首脳共同声明を発出した。ロシアのウクライナ侵略に対し、両国にて明確な非難のメッセージを表明したほか、南シナ海に加え、両国間の文書においては初めて、東シナ海における一方的な行動への強い反対を記載した。北朝鮮による核・弾道ミサイル開発への強い非難、瀬取り対策での協力、アーダーン首相から拉致問題の即時解決への強い支持が表明された。経済分野においては、伝統的な協力分野である農業分野に加え、水素、地熱などの再エネ分野、宇宙分野などで更なる協力を進めることで一致したほか、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)における連携強化を確認した。

イ 9月の国連総会の際には、日NZ首脳間の懇談を実施し、4月の首脳会談のフォローアップに加え、翌令和5年のCPTPPの議長国を務めるNZとの連携を再確認した。同懇談の後、アーダーン首相は、岸田総理大臣が主催する包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ首脳級会合に参加した。また、11月のAPEC首脳会議の際に、北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けた有志国首脳級緊急会合が開催され、NZからはアーダーン首相が出席し、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化へ向け、協力を確認した。

ウ 令和5年2月、マフタ外相が外務省賓客として訪日し、林外務大臣との間で、外相会談・ワーキング・ディナーを実施した。中国への対応を含む地域情勢、太平洋島嶼国との連携、ALPS処理水についてなど、率直な意見交換を実施し、「太平洋島嶼国地域における協力に関する日ニュージーランド外相宣言」を発出した(令和元年に外相間で発出したものを、昨今の戦略環境の変化を踏まえて改定した)。両外相は、安全保障上の協力を深めること、太平洋島嶼国における連携強化、地域・国際的課題に対し、同志国として協力することで一致した。

(2) 太平洋島嶼国地域における連携については、上記(1)のハイレベル会談においても具体的に議論がされているほか、事務レベルにおいては、11月に、第5回日NZ太平洋協議を対面で実施した。太平洋島嶼国をめぐり情勢及び同地域における両国の協力の方向性や同志国連携について意見交換し、太平洋島嶼国地域の持続的発展に向けて、両国で緊密に連携していくことで一致した。サモアに所在する太平洋気候変動センターを含む具体的援助案件についても、事務レベルで調整を進めた。

(3) そのほか、7月に第27回日NZ高級事務レベル経済協議を対面にて実施した。二国間の経済協力の現状や今後の進展について協議したほか、経済安全保障、サプライチェーン、太平洋島嶼国における中国へ影響拡大への対応に加え、両国がCPTPPの副議長を務める中での協力、特に中国の加入申請について率直な意見交換をした。

令和2・3・4年度目標の達成状況: a

測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標(---年度)

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和2年度目標

1 太平洋・島サミット(PALM)関連会合の開催等を通じ、第8回太平洋・島サミット(PALM8)の主な成果の実施状況を評価するとともに、第9回太平洋・島サミット(PALM9)に向けた議論を進めていく。

- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9に向けた議論

- (1) 10月、PALM中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
- (2) PALM9に向けた有識者会合を11月から12月に全4回開催した。第1回はPALM9に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第2回は海洋及び漁業分野における協力、第3回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第4回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
- (3) 7月及び11月、木原内閣総理大臣補佐官及び和泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
- (2) 4月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行った。
- (3) 7月、中山外務大臣政務官はマタイトンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM中間閣僚会合やPALM9へ向けて協力していくことで一致した。
- (4) 8月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
- (5) 10月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立50周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を發出し、同イベントで放映された。
- (6) 12月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM9へ向けて協力していくことで一致した。

令和3年度目標

- 1 令和3年に開催予定のPALM9において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM9の成果等のフォローアップを然るべく行う。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9の開催とフォローアップ

- (1) 6月、木原総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）の開催に向け、関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくために、更なる議論を行っていくことが確認された。
- (2) 7月、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式でPALM9が開催され、日本、14島嶼国、オーストラリア、NZに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域的首脳等の参加のもと、今後3年間の重点分野として、①新型コロナへの対応と回

復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット（PALM9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシート－PALM8以降の日本の支援」を採択した。

（3）令和4年2月、PALM9のフォローアップとして、将来指導的立場につくことが期待される11名の若手行政官を太平洋島嶼国から招待し、オンラインで日本と太平洋島嶼国の関係について説明及び意見交換を行い、相互理解を深めた。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

（1）新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減するも、オンライン等を活用し、太平洋島嶼国との対話の機会を確保した。

（2）6月及び7月、PALM9の開催に際して、13島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行った。菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたい旨述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国からは、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。

（3）9月、中西哲外務大臣政務官が、マツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対して、お互いに謝意を表明した。

（4）令和4年1月、三宅外務大臣政務官は、アバル駐日パプアニューギニア独立国大使と懇談を行い、パプアニューギニアの社会経済の発展に向けた支援の在り方や、日本・パプアニューギニア間の投資・観光の促進に向けてとるべき方策等について意見交換を行った。

（5）令和4年1月、大規模な火山噴火及び津波により被害を受けたトンガ王国に対して、岸田総理大臣からお見舞いメッセージを発出するとともに、緊急援助隊（自衛隊部隊）による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与を行い、さらに、約244万米ドル（約2億6,400万円）の緊急無償資金協力の実施も決定し、被災地の復旧に向けて支援を実施した。これに対し、トンガ首相から謝意が表明された。

令和4年度目標

1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、PALM9の成果を着実に実施するとともに、令和6年に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向けた議論を進めていく。

2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9の成果の着実な実施とPALM10に向けた議論の実施

（1）太平洋島嶼国の首脳及び外相等との会談の機会（以下2参照）を捉え、PALM9で発表した重点5分野における日本の当該国への支援実施状況を総理大臣・外務大臣等から説明し、引き続き、太平洋島嶼国のニーズに寄り添った支援を行っていくことを伝達した。これに対し、太平洋島嶼国側からは日本の支援に対する謝意が示された。また、PALM10に向けて緊密に連携していくことについても確認した。なお、7月のキリバスの太平洋諸島フォーラム（PIF）脱退を受け、これらの会談において、平成3年からの域外国対話や平成9年からの太平洋・島サミットを通じてPIFとの協力・連携を積み重ねてきた日本として、キリバスを含む太平洋島嶼国地域の一体性を維持していくことの重要性を訴え続けたこともあり、令和5年2月にフィジー・ナンディで開催されたPIF特別首脳会合でキリバスはPIFに復帰した。

（2）ALPS処理水の海洋放出については、PALM9のコミットメントに基づき、岸田総理大臣、林外務大臣等のハイレベル及び我が方大使から各国首脳等に対し安全性の確保等について累次説明を重ねた結果、令和5年2月の日・ミクロネシア連邦首脳会談の共同記者発表において、パニエロ大統領から、以前のような懸念はもはや有しておらず、海洋資産及び資源を傷つけないという日本の意図と技術力へのより深い信頼を今や有している旨が発言された。また、令和5年2月のPIF代表团（ブラウン・クック諸島首相、カプア・マーシャル諸島外務・貿易相及びブナ PIF 事務局長）訪日の際には、岸田総理大臣との会談で、ALPS処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性や、PALM10の成功に向けて緊密に連携していくことについて一致した。

（3）同志国との連携については、既存の二国間及び多国間の連携枠組に加え、6月に新たに立ち上げられた、太平洋島嶼国への支援に係る各国のアプローチを調整するイニシアティブである「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」も活用しつつ、同志国との連携の一層の強化に取り組

んだ。9月に林外務大臣は、ニューヨーク（米国）を訪問中に PBP 外相会合に出席し、太平洋・島サミット等の我が国の取組に触れた上で、PBP においては、気候変動等において、太平洋島嶼国による地域の取組を支えていきたい旨発言した。太平洋島嶼国・地域代表からは、PBP による緊密な対話と協力の意向に対し、歓迎の意が示され、今後の具体的な協力について期待が表明された。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島嶼国との関係のより重層的な強化

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け滞っていた国際的な人の往来の再開を受け、要人往来やマルチの国際会議等の機会を捉え、太平洋島嶼国との対話を積極的に展開した。

(1) 首脳・閣僚レベルの会談

ア 4月、岸田総理大臣が、「第4回アジア・太平洋水サミット」に際し訪日中のナタノ・ツバル首相と首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現や気候変動問題について連携していくことを確認するとともに、国際社会の平和と安定のため、国際社会と連携して毅然と対応することで一致した。

イ 5月には、林外務大臣が、フィジー及びパラオを訪問した。フィジーでは、バイニマラマ首相兼外相を表敬し、二国間関係の一層の強化及び FOIP の実現に向けた両国の連携強化の重要性を確認するとともに、防衛当局間の交流を含む、安全保障・防衛分野等における協力を推進することで一致した。また、プナ PIF 事務局長と会談を行い、太平洋島嶼国における日本と PIF 事務局の共通の関心事項について引き続き緊密に連携していくことで一致するとともに、太平洋島嶼国地域の安全保障環境について、全ての太平洋島嶼国が一体となって協力することの重要性を確認した。パラオでは、二国間関係の一層の強化及び FOIP の実現に向けた両国の連携強化の重要性を確認するとともに、この地域の平和と安定のため、関係国が引き続き緊密に連携していくことの重要性を確認した。また、アイタロー国務大臣との外相会談では、第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向け連携していくことで一致するとともに、農畜産業分野、漁業分野及び遺骨収集事業等について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

ウ 8月、訪米中の岸田総理大臣は、バイニマラマ・フィジー首相と短時間懇談し、「核兵器のない世界」、FOIP 及び ALPS 処理水の海洋放出等について議論を行うとともに、日フィジー関係、日 PIF 関係の強化のために引き続き協力していくことで一致した。

また、林外務大臣は、マネレ・ソロモン諸島外務貿易相と電話外相会談を行い、中国とソロモン諸島との間の安全保障協力協定や、ALPS 処理水の取扱い等について意見交換を行うとともに、国際社会における協力や日ソロモン関係の強化、拉致・核・ミサイル問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き協力していくことで一致した。また、林外務大臣は、バイニマラマ・フィジー首相兼外相と電話外相会談を行い、インド太平洋経済枠組み（IPEF）における連携や、ALPS 処理水の取扱い及び地域の安全保障を含む諸課題について意見を交換した。

エ 9月、岸田総理大臣は、訪日したウィップス・パラオ大統領と首脳会談及びワーキング・ランチを行い、民主主義や法の支配といった基本的価値を共有する国々が結束することの重要性を確認し、緊密に協力していくことで一致するとともに、二国間関係、FOIP、太平洋島嶼国情勢及び国際社会における連携について意見交換を行った。両首脳は、日・パラオ首脳共同声明を発出した。

岸田総理大臣は、安倍元総理国葬儀出席のため訪日したマラペ・パプアニューギニア首相と首脳会談を行い、地域情勢について意見を交換するとともに、法の支配といった原則がしっかり尊重される必要があることで一致し、北朝鮮への対応において、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

また、同月、林外務大臣は、エリエイサー・ミクロネシア連邦外務大臣と外相電話会談を行い、両国間の更なる関係強化及び FOIP の実現のため協力していくことを確認するとともに、ALPS 処理水の海洋放出や地域の安全保障を含む諸課題について意見交換を行った。

オ 11月、バンコク（タイ）を訪問した林外務大臣は、トカチェンコ・パプアニューギニア外相と外相会談を行い、二国間関係や太平洋島嶼国地域情勢等について意見を交換した。ウクライナ情勢や安保理改革、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応において緊密に連携していくことで一致するとともに、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に対し、国際社会が一致して反対の声を上げていく必要があるとの認識で一致した。

カ 令和5年2月、岸田総理大臣は、訪日したパニエロ・ミクロネシア連邦大統領と首脳会談及びワーキング・ディナーを行い、二国間関係、地域情勢及び国際情勢等について意見を交換した。両首脳は、民主主義や法の支配といった基本的価値を共有する国々が結束することが重要であること、また、世界のどこにおいても力による一方的な現状変更は許されないと認識で一致したほか、FOIP の実現に向けて緊密に協力することを確認した。また、ALPS 処理水の海洋放出について、パニエロ大統領から、以前のような懸念はもはや有しておらず、海洋資産及び資源を傷つ

けないという日本の意図と技術力へのより深い信頼を今や有している旨発言し、両首脳は、日・ミクロネシア首脳共同声明を発出した。

同月の PIF 代表团（ブラウン・クック諸島首相、カブア・マーシャル諸島外務・貿易相及びブナ PIF 事務局長）の訪日の際には、岸田総理大臣との会談において、ALPS 処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性や、PALM10 の成功に向けて緊密に連携していくことについて一致し、林外務大臣との会談において、気候変動を含む安全保障環境や海面上昇の問題について議論を行い、同分野における協力を継続すること及び ALPS 処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性につき一致した。また、岸田総理大臣は、ブラウン・クック諸島首相との間で首脳会談を実施し、FOIP の実現に向けて緊密に協力していくことで一致するとともに、二国間関係及び ALPS 処理水等について意見を交換した。クック諸島が次期 PIF 議長国であることを踏まえ、令和 6 年の PALM10 の開催に向けて両国で緊密に協力していくことを確認した。また、林外務大臣は、カブア・マーシャル諸島外務・貿易相と外相会談を実施し、二国間関係や FOIP の実現に向けた協力、ALPS 処理水の海洋放出等について意見を交換した。

同月、ニューヨーク（米国）訪問した林外務大臣は、太平洋島嶼国の国連常駐代表等との昼食会を実施し、地域の持続可能な発展のための支援や気候変動による海面上昇に関する問題等について議論したほか、ウクライナ情勢を始めとする、国連における日本と太平洋島嶼国の緊密な協力の更なる強化や、ALPS 処理水の海洋放出について引き続き意思疎通を継続していくことで一致した。

キ 同年 3 月、林外務大臣は、ソロモン諸島及びクック諸島を訪問した。ソロモン諸島では、ソガバレ首相を表敬し、FOIP の実現に向けた一層の連携の強化と、令和 5 年開催予定の PALM 中間閣僚会合での協力を確認した。また、林外務大臣から ALPS 処理水の海洋放出に関する我が国の立場を説明した。マネレ外相との外相会談では、PALM 中間閣僚会合での協力を確認するとともに、ウクライナ情勢について今後とも協力していくことで一致した。クック諸島では、ブラウン首相を表敬し、林外務大臣から、PIF 議長であるブラウン首相を令和 5 年 5 月の G 7 広島サミットのアウトリーチ会合に招待する旨を伝達した。また、両者は、FOIP 実現に向けた一層の連携強化を確認するとともに、ALPS 処理水、東シナ海・南シナ海情勢、ウクライナ情勢、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応等についても意見交換し、緊密に連携していくことで一致した。

さらに、両者は令和 5 年開催予定の PALM 中間閣僚会合での協力を確認した。

（２）首脳・閣僚レベル以外の会談等

ア 外遊としては、4 月に、上杉外務大臣政務官がソロモン諸島を訪問した。ソガバレ首相への表敬では、両者は、FOIP の実現に向けて今後も二国間で緊密に連携していくことで一致するとともに、太平洋島嶼国地域の安全保障環境について議論を行う中で、中国とソロモンとの間の安全保障協力協定についても議論を行った。マネレ外相への表敬では、両者は、中国とソロモン諸島との間の安全保障協力協定について、ソガバレ首相とのやりとりも振り返りながら、改めて双方の考えについて率直な意見交換を行った。また、両者は、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮への対応を含む地域の諸課題についても足並みを揃えて対応していくことで一致した。令和 5 年 1 月には、武井外務副大臣がマーシャル諸島及びバヌアツを訪問した。マーシャル諸島では、カブア大統領及びカブア外務・貿易相等を表敬し、バヌアツでは、カルサカウ首相との懇談や、キルマン副首相兼土地・天然資源相及びナパット外務・国際協力・貿易相への表敬等を行い、我が国の新たな国家安全保障戦略等について説明するとともに、二国間関係や地域情勢等について意見交換を行った。

イ そのほか、以下の会談等が行われた。

（ア）4 月、三宅外務大臣政務官がシラ駐日サモア大使の表敬を受け、令和 5 年の日・サモア外交関係樹立 50 周年を契機とし、日・サモアの絆を一層強めていくことで一致した。

（イ）6 月、上杉外務大臣政務官は、東京都内で開催された駐日サモア独立国大使館主催の「サモア独立 60 周年・JICA ボランティア派遣 50 周年記念式典」に出席し、日本政府を代表し、挨拶を行った。

（ウ）7 月、三宅外務大臣政務官が訪日中のオロ・サモア公共事業・運輸・インフラ大臣と会談し、今後も日・サモア関係の強化に取り組むことで一致した。

（エ）11 月、武井外務副大臣は、フリッツ駐日ミクロネシア連邦大使の表敬を受け、二国間関係の強化や地域情勢について意見交換を行った。

（オ）12 月、武井外務副大臣は、ビング駐日マーシャル諸島大使の表敬を受け、二国間関係の強化やマーシャル諸島情勢等について意見交換を行った。

（カ）戦略的実務者招へいプログラムにより、12 月にパプアニューギニア外務次官を招へいしたほか、対日理解促進交流（JENESYS）プログラムにより、太平洋島嶼国の大学生 104 名を招へいする

とともに、日本の高校生 10 名をパラオに派遣した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 8－3 要人の往来数

(我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。)	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	3	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	2	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	40	b

評価結果(個別分野 8)

施策の分析

【測定指標 8－1 豪州及び NZ との関係強化 ＊】

日豪関係に関しては、令和 2 年度は首脳会談を 4 回、外相会談を 4 回、令和 3 年度は首脳会談を 6 回、外相会談を 7 回、そして、令和 4 年度は首脳会談を 4 回、外相会談を 3 回実施するなど、ハイレベルを含め幅広いレベルで緊密な意見交換を実施し、日豪関係を更に強化し、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を新たな次元に引き上げることができた。

日 NZ 関係に関しては、令和 2 年度から 3 年度の 2 年間ににおいては、新型コロナウイルスの影響から、要人往来は制限されたものの、オンラインでの会談や、事務レベルでの協議を通じ、協力強化のための土台作りを着実にに行った。令和 4 年度の国境開放後には、例年になく頻度でハイレベルの接点が実現した。会談において、二国間の安全保障や経済協力の進展、太平洋島嶼国における協力強化、同志国連携など、両国の「戦略的協力パートナー」としての協力が強化されていることを確認し、一層連携することによって一致した。

以上のとおり、日豪・日 NZ の間のパートナーシップをこれまで以上に推進・強化することができたため、本指標を a 判定と判断した。各年度における特筆すべき事項は以下のとおり。

1 日豪関係

(1) 令和 2 年度は、特に 11 月、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、菅政権が初めて受け入れる外国首脳としてモリソン首相が訪日し、安全保障・防衛や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう首脳共同声明に署名し、さらに、この機会に、日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎したことは、日豪の安全保障・防衛協力を一層具体的に推進する枠組みを更に充実させていく観点から有益だった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日豪 2＋2 は開催できなかったが、共同訓練の実施や武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始するなど、日豪間の具体的な協力が進展した。(令和 2 年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(2) 令和 3 年度は、ハイレベルで頻繁なやり取りを行った。特に、令和 4 年 1 月に実施された首脳テレビ会談では、安全保障・防衛協力、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、両国の連携を更に強化していく決意を盛り込んだ首脳共同声明を発出した。さらに、この機会にあわせ、日豪円滑化協定に署名した。本協定により、両国部隊間の協力活動の実施が円滑化され、両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪の関与が強固に支えられることになり、日豪の安全保障・防衛協力の進展を図る上で大きな一歩となった。また、日豪 2＋2 をオンラインで開始したほか、日豪太平洋政策対話並びに日米豪印首脳会合及び外相会合など、各種協議を通じて、様々な分野における協力を推進していくための連携を促進することができた。(令和 3 年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

①))

(3) 令和4年度もハイレベルでの協議を継続的に実施した。中でも、5月、就任直後のアルバニー首相が訪日し、日本が主催した日米豪印首脳会合に参加したことに加え、9月、同首相が3名の元首相と共に訪日し、安倍元総理大臣の国葬儀に出席したことは、日豪の強固な関係を示す上で効果的であった。また、10月には、岸田総理大臣が訪豪し、両首脳間において両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったことを確認するとともに、新たな日豪安保協力共同宣言を発出したことは、日豪の安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示すとともに、豪州の労働党新政権の下でも日豪関係がより一層発展していくとの力強いメッセージを発信する上で非常に有意義であった。さらに、同訪豪から間を置かず、12月に日豪2+2を実施したことは、安全保障・防衛協力を一層具体的に促進することに大きく寄与した。経済分野については、ハイレベルで資源・エネルギー分野における継続的な協力を確認するとともに、10月の首脳会談では豪州から日本の「アジア・ゼロエミッション共同体」構想への支持を得ることができた。また、日米豪印などの既存の枠組みに加え、日、豪、NZ、韓の4か国から成る協議の枠組みを立ち上げ、インド太平洋地域における同志国連携をより一層推進した。(令和4年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

2 日 NZ 関係

(1) 令和2年度は、総選挙を経て単独過半数の議席数を獲得し再選したアーダーン首相及び同政権との更なる連携を確認した。新型コロナウイルス感染症への対応についても両国間の情報共有や連携方法につき協議を行い、特に同感染症の影響により経済的に脆弱になった太平洋島嶼国への対応につき外相レベル及び事務レベルの両方で意見交換を行ったことは、島嶼国のコロナ対策に資する協力であるのみならず、太平洋島嶼国においてより戦略的に同志国連携を推進するための重要な機会となった。また、事務レベル(次官級)の経済協議を実施し、日系企業がよりよい投資環境でNZにおける経済活動ができるよう要請を通し、二国間経済協力の進展へ向けた素地を作った。(令和2年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(2) 令和3年度は、NZがAPECの議長国を、日本がCPTPPの議長国を務めた年であり、自由貿易体制の維持・強化との共通の価値を掲げる両国にて、事務レベルを含め連携することができた。令和4年年始のトンガで発生した火山噴火への対応については、NZ側から有益な情報共有の提供を受けるなど、太平洋島嶼国における具体的な連携が行われた。オンラインでの外相会談においては、右トンガでの連携について確認した上で、島嶼国地域について更なる連携の深化の重要性で一致したほか、緊張が高まるロシア・ウクライナ情勢について意見交換し、連携することを確認した。日NZの戦略的協力パートナーシップの土台である共通の価値観を擁護するため、より戦略的に、強固に協力を推進する決意を確認できた有意義な機会となった。(令和3年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(3) 令和4年度は、アーダーン首相の訪日、マフタ大臣の訪日などの機会を通し、厳しい地域・国際環境の中において、両国の連携が重要になっている旨を確認し、首脳間では共同声明を、外相間では、太平洋島嶼国地域における協力に関する外相共同宣言を発出した。情報保護協定を含む安全保障上の協力強化やCPTPPにおける連携を続け、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け共に協力していくことを確認したことは、両国関係がより戦略的な関係に発展していることを対外的に示す機会となった。会談においては、特に太平洋島嶼国地域に関し、NZが有する知見や島嶼国との関係性は、日本が同地域の政策を実施する上で重要であるとの認識の下、二国間協力の大きな柱の一つとして、多くの時間を割き、連携を具体的に進める土台ができた。(令和4年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *】

令和2年度から令和4年度第1四半期頃までは、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたことにより、対面での対話を極めて重視する太平洋島嶼国との関係強化に取り組む上で、非常に厳しい状況が大半を占めたが、テレビ会議も活用しつつ、PALM9及び関連会合並びに首脳会談等を行い、太平洋島嶼国地域における日本のプレゼンスの維持・強化を図るとともに太平洋島嶼国との首脳レベルでの信頼関係を構築した。また、太平洋島嶼国地域の地政学的重要性が高まる中、同地域におけるインフラ整備や災害対応を通じて、同志国との間で具体的な連携が進んだ。

(1) 令和2年度は、10月にPALM中間閣僚会合(テレビ会議形式)を開催し、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。コロナ禍にあっても、PALMプロセスを通じ、太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本の強いコミットメントを発信したことは、PALM9の成功に向けた機運醸成の

観点から有益だった。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が連携しつつオールジャパンで太平洋島嶼国との関係強化に取り組む体制を構築したことは、PALM9における「太平洋のキズナ政策」の発表につながった。また、国際的な人の往来が厳しく制限された中であっても、8月に茂木外務大臣がパプアニューギニアを訪問し、二国間関係や新型コロナウイルス対策及び国際社会における協力等について議論することにより、マラペ首相との信頼関係を構築するとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致したことはコロナ禍にあっても太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本の姿勢を示す観点から有益だった。(令和2年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(2) 令和3年度は、7月にテレビ会議方式でPALM9が開催され、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット(PALM9)首脳宣言」等を採択した。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」の下でのオールジャパンによる太平洋島嶼国との関係強化のための取組を「太平洋のキズナ政策」として発表したことは、太平洋島嶼国から歓迎をもって受け止められ、首脳宣言の附属文書である共同行動計画としてとりまとめられた。また、PALM9の開催に際して、13島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行い、各国との間で、今後も様々な分野で協力を進めていくことを確認できたことは、コロナ禍の中における各国との関係強化の観点から有益だった。国際的な人の往来が制限される中においても、日本がPALM9及び首脳会談等を実施したことは、太平洋島嶼国地域に対する強固なコミットメントを具現化する形となった。加えて、令和4年1月の火山噴火・津波被害を受けたトンガ王国への緊急援助隊(自衛隊部隊)による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与等の支援は、日・トンガ間の友好・信頼を更に高めた。なお、これらの支援は豪州との連携により実施され、同志国間の連携・協力の強化にもつながった。(令和3年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(3) 令和4年度は、首脳会談や外相会談等の機会を通じ、PALM9で採択された「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」の進捗状況や太平洋島嶼国地域における日本の貢献を確認することで、共通認識を醸成することができた。パラオ及びミクロネシア連邦との間では、首脳会談の際にこうした共通認識を首脳共同声明として発出し、また、ウクライナ情勢や北朝鮮等、国際情勢への対応においても太平洋島嶼国と連携・協力を確認できたことにより、両国とのパートナーシップがより強固なものとなった。我が国が、太平洋島嶼国のニーズに寄り添い日本の強みを生かした支援を通じ、PALM9のコミットメントを着実に実施してきたことが、太平洋島嶼国との信頼関係の強固な基盤となっている。こうした成果を得たことは、我が国がPALM9で発表した日本と太平洋島嶼国との間の協力を更に強化する政策である「太平洋のキズナ政策」の下、オールジャパンでの取組を積極的に展開してきたことが大きく寄与したものとする。(令和4年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

【測定指標8-3 要人の往来数】

令和2、3年度については、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたため、要人往来の件数は、極めて限られたが、その中でも豪州、NZ、太平洋島嶼国の全ての国々との間で、テレビ会議等も活用しつつ、積極的な政務レベルの意思疎通を継続することに成功した。令和4年度になると、要人往来が本格化し、総理大臣の豪州訪問、林外務大臣の太平洋島嶼国訪問等を中心に、対面での交流の機会が増え、件数としても令和3年度、令和2年度を大幅に上回る件数を記録した。

(1) 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたため、要人往来の件数は、極めて限られたが、その中でも豪州との間ではモリソン首相の訪日、NZとの間では、経済的に脆弱になった太平洋島嶼国への対応についての外相レベル及び事務レベルの両方での意見交換、太平洋島嶼国との間ではPALM中間閣僚会合のテレビ会議形式での実施等、積極的に意思疎通を継続し、要人往来数では測れない形で外交活動を継続した。(令和2年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①)、令和2年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(2) 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、引き続き要人往来は極めて限定的だったものの、首脳テレビ会談やPALM9でのオンラインでの実施等、遠隔ツールをさらに活用し、首脳レベルでの意思疎通の機会を確保した。(令和3年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①)、令和3年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(3) 令和4年度になると、要人往来が本格化し、総理・外相レベルのみならず、外務副大臣、外務大臣政務官、議員レベル等様々なチャネルを活用し、太平洋島嶼国との積極的に会談を実施した。その結果、要人往来数は、令和2年度と令和3年度の合計を8倍上回る高水準を記録した。(令和4年度：

太平洋諸国との友好関係の強化（達成手段①）、令和4年度：太平洋・島サミット開催経費（達成手段②）

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 豪州はインド太平洋地域において中核となる国であり、同国との間で、安全保障・防衛協力や経済などの分野において強固な二国間関係を維持・強化し、さらに日米豪印を始めとする地域における同志国連携を主導していくパートナーとしての協力関係を一層深化させていくことは、自由で開かれたインド太平洋を実現する上で、ますます重要となっている。
- 2 NZ は太平洋地域において重要なパートナー国であり、同国と協力関係を深めることは太平洋地域の平和と繁栄に資するため、引き続きパートナーシップの推進・強化との施策を維持する。
- 3 太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を引き続き確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高く、引き続き太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保するとの施策を維持する。

【測定指標】

8-1 豪州及びNZ との関係強化 *

インド太平洋地域における重要なパートナーである日豪・日 NZ の関係を維持・強化するため、ハイレベルを含む要人往来、二国間会談及び各種協議を引き続き実施する。

安全保障・防衛協力分野では、豪州との関係では、日豪 2+2 の開催及び日豪円滑化協定の早期発効等を通じて、具体的な協力を推進する。NZ との関係では、情報保護協定の締結に向けた交渉を加速化し、インテリジェンス部門での協力強化の土台を構築する。

また、太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を両国とそれぞれ実施して二国間での連携を強化するほか、日米豪印、日米豪、日豪 NZ 韓などの取組を通じて同志国連携を推進する。

8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

国際社会における我が国の影響力を保つ観点からも、太平洋島嶼国からの支持や協力を引き続き確保する必要性は極めて高いことから、太平洋島嶼国との関係強化を引き続き目標とする。そのために、招へい事業等を通して、ハイレベルから草の根レベルに至るまで我が国との交流を活発化させる。また、令和6年に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向け、令和5年に開催予定の第5回 PALM 中間閣僚会合に向けて議論が本格化していくところ、太平洋島嶼国地域をめぐる情勢も踏まえつつ、令和5年度において、太平洋島嶼国、PIF 事務局及び関係省庁との連携を密にして対応して、準備を本格化させる。さらに、昨今の太平洋島嶼国地域に対する国際的な関心の高まりを踏まえ同地域への支援をより効果的・効率的に実施していくため、「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」等の枠組みも活用しつつ、同志国との連携の更なる強化に取り組む。

8-3 要人の往来数

二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ 及び太平洋島嶼国について、「各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準」という目標を維持する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
オーストラリア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/index.html>)
ニュージーランド
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/index.html>)
キリバス
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kiribati/index.html>)
クック諸島
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cook/index.html>)
サモア

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/samoa/index.html>)
ソロモン諸島
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/solomon/index.html>)
ツバル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tuvalu/index.html>)
トンガ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tonga/index.html>)
ナウル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/index.html>)
ニウエ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/niue/index.html>)
バヌアツ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vanuatu/index.html>)
パプアニューギニア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/png/index.html>)
パラオ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/palau/index.html>)
フィジー
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/fiji/index.html>)
マーシャル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/marshall/index.html>)
ミクロネシア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/micronesia/index.html>)

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-1)

施策名（※）	アジア大洋州地域外交						
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、地球規模の課題への対処にあたり連携を強化するため、以下を推進する。 1 東アジア地域の地域協力を通じて関係国・機関との連携を強化し、地域の安定と繁栄を確保する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 4 中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。また、モンゴル国との間では、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。						
	法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。アジア太平洋地域の国々と法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を共有し、共に維持・強化していくための努力を継続することは極めて重要。 ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日) 九 外交・安全保障 ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)						
	施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	2,723	3,183	3,146	3,610
			補正予算(b)	6	0	0	
			繰越し等(c)	712	189	340	
			合計(a+b+c)	3,441	3,372	3,486	
	執行額(百万円)		2,968	2,243	3,113		
	同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の 状況 (百万円)		当初予算(a)	705	719	699	653	
		補正予算(b)	5,545	423	11,304		
		繰越し等(c)	0	0	0		
		合計(a+b+c)	6,251	1,142	12,003		
執行額(百万円)		6,244	1,100	11,996			
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局		政策評価実施 予定時期	令和8年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保のため、日米同盟を基軸としながら、東アジアにおいて、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓、日米豪印などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説 (令和 5 年 1 月 23 日)

測定指標 1-1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の新たなプランを念頭に、FOIP 実現の要である ASEAN の中心性・一体性を尊重しつつ、FOIP と本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトロック (AOIP)」の優先協力分野（海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等）に沿った具体的協力を推進し、AOIP の主流化を後押しする。

令和 5 年度目標

日 ASEAN 友好協力 50 周年の歴史的節目にあたる令和 5 年 12 月に東京で特別首脳会議を開催し、将来の日 ASEAN 関係を見据えた新たな協力のビジョンと幅広い具体的な協力を打ち出し、包括的かつ戦略的な関係を深める。また、関連して以下の施策を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、AOIP 優先協力分野（海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等）に沿った具体的協力を推進し、AOIP の主流化を後押しする。
- 3 日 ASEAN 友好協力 50 周年の機会を活用し、日 ASEAN 関係の重要性を積極的に広報する。
- 4 日 ASEAN 友好協力 50 周年の機会を活用し、日 ASEAN 間の人的交流の拡大につなげ、相互理解の促進を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ASEAN が AOIP 主流化の方針を打ち出し、また岸田総理大臣が令和 5 年 3 月に FOIP の新たなプランを発表したことを受け、これらに係る取組を強化するため、当該方向性を中期目標に反映した。また、令和 5 年度が日 ASEAN 友好協力 50 周年の歴史的節目にあたり、将来の日 ASEAN 関係を見据えた新たな協力のビジョンと幅広い具体的な協力を打ち出すこととなったため、年度目標に反映した。

測定指標 1-2 ASEAN+3（日中韓）(APT) 協力の進展

中期目標（令和 7 年度）

「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境、気候変動等、広範な分野の協力を推進し、AOIP に沿った ASEAN+3 のパートナーシップを強化する。

令和 5 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、AOIP の優先分野である海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等に係る協力を強化するとともに、食料安全保障、金融、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等をはじめとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年8月に新たに採択された「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」にて、AOIP 等に沿った ASEAN+3 のパートナーシップを更に強化していくことが明記されたことを受け、当該方向性を中期目標に追加し、AOIP の優先分野である海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等に係る協力を令和5年度目標に明記した。

測定指標 1-3 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 協力の進展

中期目標 (令和7年度)

政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムである ARF を通じ、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たす。この際、令和2年8月に新たに採択された、ARF における協力の計画が示された「ハノイ行動計画Ⅱ」に基づき、各分野における協力を推進していく。併せて、ARF 閣僚会合等の機会を活用して我が国の立場を発信しつつ、引き続き地域の安全保障協力の深化を通じた信頼醸成等に貢献していく。

令和5年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じて信頼醸成の促進を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果で記載したとおり、令和7年までの ARF における協力の計画を示している「ハノイ行動計画Ⅱ」が令和2年に採択されたことを踏まえ、当該計画の存在を中期目標に反映した。また、目標をより具体化させる観点から、ARF の具体的目標の1つである「信頼醸成」を中期目標及び年度目標に明記した。

測定指標 1-4 東アジア首脳会議 (EAS) 協力の進展 *

中期目標 (令和7年度)

地域の政治安全保障問題を各国の首脳が率直に話し合うプレミア・フォーラムである EAS を強化するとともに、域内における法の支配を始めとする基本的価値や原則の共有及び貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献する。

令和5年度目標

EAS の地域のプレミア・フォーラムとしての特性を踏まえ、特に政治・安全保障分野に関する我が国の立場や考えを首脳・外相という高いレベルで発信し、域内各国との戦略的対話の強化に貢献する。また、「EAS15 周年に関するハノイ宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項 (EAS 参加国大使会合の定期開催等) の着実な実施に貢献する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

首脳主導の地域のプレミア・フォーラムである EAS を一層強化する観点から、引き続きこれまでの目標を全体として維持しつつ、中期目標及び年度目標の記述を変更した。また、令和2年11月に採択された「EAS15 周年に関するハノイ宣言」を年度目標に反映した。

測定指標 1-5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標 (令和7年度)

ハイレベルを含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和5年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、ハイレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 2 日中韓協力事務局等を活用し、近年新型コロナウイルス感染症の影響等により困難であった対面での行事開催を通したものを含めて、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、特に本年3月の日韓首脳会談において、ハイレベルの日中韓プロセスを早期に再起動する重要性について一致した経緯等を踏まえ、ハイレベルを含む様々なレベルの政策対話について、中期目標に加筆した。また、評価結果においてその重要性への言及がある、3か国間での人的交流促進の観点から、近年新型コロナウイルス感染症の影響等により困難であった対面での行事開催を通したものを含めて、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させることについて、年度目標に明記した。

測定指標1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（令和7年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、日本とアジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を継続・実施する。

令和5年度目標

- 1 アジア協力対話（ACD）やアジア・太平洋議員フォーラム（APPF）、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）といった、上記測定指標にあるもの以外の枠組みにおいて、関係国と議員間を含む様々な主体・レベルでの緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域における人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。また、令和5年の日 ASEAN 友好協力50周年を契機としたプログラムを実施し、相互理解及びネットワーク構築を促進する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、1については、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）及びアジア・太平洋国会議員連合（APPU）における意見交換や交流が実現していることを踏まえ、APPF や APPU を通じた議員外交への貢献を年度目標に追記した。また、2については、急速な世界情勢の変化を踏まえ、人的連結を強化すべく、日本と ASEAN 間の周年行事を捉えたプログラムの実施を年度目標に加筆した。

測定指標1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	10

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額) (単位：億円)

(出典：財務省貿易統計)	実績値
	令和4年度
	341,262

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)		
----------	-----------------------------	--	--

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー事 業番号
①東アジアにおける 地域協力の強化	112 (66)	119 (73)	159 (89)	425	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7	
②ASEAN 貿易投資観 光促進センター拠出 金(義務)	204 (204)	204 (204)	204 (204)	204	1-1	
③ASEAN 貿易投資観 光促進センター拠出 金(任意)	79 (79)	71 (71)	70 (70)	69	1-1	
④日・ASEAN 統合基金 拠出金	5,480 (5,478)	273 (273)	11,100 (11,100)	0	1-1	
⑤日中韓協力事務局 拠出金(義務的拠出 金)	133 (128)	143 (101)	143 (0)	0	1-5	
⑥アジア紛争下での 女性尊厳事業	1.3 (0)	1.3 (0)	1.1 (0)	1.5	—	
⑦旧外地関係整理	16 (0)	11 (0)	10.4 (0)	10.4	—	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・第 77 回国連総会一般討論演説（令和 4 年 9 月 20 日）

測定指標 2－1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（令和 7 年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 5 年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、安保理理事国、そして令和 5 年の G 7 議長国として、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、日米、日韓、日米韓で緊密に連携するとともに、G 7 や国連の場を含め、国際社会とも協力していくことが不可欠である。これまでの中期目標の方向性を引き続き維持しつつ、令和 5 年は、我が国が G 7 議長国及び安保理非常任理事国を務める年であり、核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題の解決に向けた国際社会との連携を更に強化する好機であるため、当該方向性を年度目標に反映した。

測定指標 2－2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（令和 7 年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和 5 年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

拉致問題は、岸田内閣の最重要課題である。あらゆる機会を捉えて拉致問題の即時解決に向けて前進を図っていく必要がある。引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要であり、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進する。

測定指標 2－3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、電話・テレビ会談を含む。	中期目標値	令和 5 年度
	--年度	年度目標値
	—	35

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

事案発生直後に米国や韓国と速やかに連携を確認する観点から、電話やテレビでの協議を実施する必要もあるため、令和 3 年度からは、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行っている。令

和5年度目標でも、引き続き、電話・テレビ会談を含めた回数を目標値として設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する 測定指標	行政事 業レビ ュー事 業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①日朝関連	28 (12)	28 (12)	27 (11)	26	2-1, 2-2, 2-3	

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 日韓関係の更なる発展

施策の概要

首脳間の「シャトル外交」が本格化し、日韓関係改善が軌道に乗った中、重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を一層発展させていくために、様々なレベルでの意思疎通・協議を通じ、日韓関係強化の機運を確かなものにする。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 日韓共同記者会見（令和 5 年 3 月 16 日及び同年 5 月 7 日）

測定指標 3－1 日韓関係の更なる発展 *

中期目標（令和 7 年度）

両国間の「シャトル外交」が本格化し、日韓安保対話を始めとする安全保障分野を含む政府間の対話と協力の進展や、経済界の交流が力強く復活しているなど、日韓関係の改善が軌道に乗っている。このような状況のもと、日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくため、首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた連携を継続する。

令和 5 年度目標

日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくため、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で、日韓両国が共に裨益するような協力を進めるべく、日韓安全保障対話や日韓次官戦略対話の再開、新たな経済安全保障に関する協議の立上げなどを念頭に、政府間の意思疎通を活性化していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、また、令和 5 年 3 月の日韓首脳会談において、「シャトル外交」を再開し、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくことで一致したことを踏まえ、同方針を中期目標に反映した。また、両首脳が、両国が共に裨益するような協力を進めるべく政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくことでも一致したため、同方針を年度目標に反映した。

測定指標 3－2 人的交流の拡大

中期目標（令和 7 年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和 5 年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2023）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（令和 7 年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和 5 年度目標

日韓両国の重要な課題である経済安全保障について、令和 5 年 3 月の日韓首脳会談において、サブ

ライチェーンの強靱化や機微技術流出対策など、日韓両国が共に直面する課題を解決するため、日韓経済安全保障協議の立ち上げで一致したことを踏まえ、5月に我が国国家安全保障局と韓国国家安全保障室との間で第一回会合を実施し、この分野における政府間の意思疎通を継続していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、目標を全体として維持しつつ、日韓首脳会談（令和5年3月）において経済分野における政府間の意思疎通を活性化していくことで一致したため、その点を目標に追記した。

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（令和7年度）

グローバルな課題について日韓両国の連携を強化していく。

令和5年度目標

日韓次官戦略対話の早期再開に向け努力していく。自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、日韓両国間による具体的な連携・協力の可能性を探っていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和4年11月の日韓首脳会談において、自由で開かれたインド太平洋の実現に関して連携していくことを確認し、その後、令和5年3月の日韓首脳会議において、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととし、日韓安全保障対話及び日韓次官戦略対話を早期に再開することで一致し、自由で開かれたインド太平洋を実現する重要性についても確認した。日韓関係の改善が軌道に乗った中で、日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくべく、今後も更なる連携が期待されるところ、上記を年度目標に反映した。

参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	実績値
	令和4年度
	6

参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)

	実績値
	令和4年度
	45.9

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①日韓関連経費	35 (15)	252 (164)	264 (141)	225	3-1, 3-2 3-3	
②安全保障分野における協力の推進	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。				3-4	—
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)	138 (138)	131 (131)	170 (170)	60	3-2	
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金	79 (79)	75 (75)	72 (72)	70	—	

(任意拠出金)						
⑤日韓産業技術協力 共同事業体拠出金 (任意拠出金)	15 (15)	14 (14)	14 (14)	13	3-3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の相互関係の強化等

施策の概要

- 1 日中両国間には、様々な可能性と共に数多くの課題や懸案が存在する。同時に日中両国は、地域と世界の繁栄に対して大きな責任を有している。中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
- ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日）
（近隣外交）

測定指標 4-1 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（令和7年度）

中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。

令和5年度目標

日中両国間には、様々な可能性と共に数多くの課題や懸案が存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。また、日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和5年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和3年10月に行われた日中首脳電話会談において、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標を見直し、測定指標名を変更するとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを中期目標に定めた。

測定指標 4-2 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組（経済面） *

中期目標（令和7年度）

「建設的かつ安定的な関係」を構築していくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和5年度目標

中国との「建設的かつ安定的な関係」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和3年10月に行われた日中首脳会談において、両首脳が「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標名を変更するとともに、「建設的かつ安定的な関係」を構築していくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していくことを中期目標に定めた。また、評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（令和7年度）

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和5年度目標

自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、二国間及び地域・国際場裡における協力・協働を強化するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 グローバルな課題における協力の継続・強化
- 3 青少年交流事業を含む人的交流の継続・強化

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年11月に行われた日モンゴル首脳会談の際に岸田総理大臣とフレルスフ大統領との間で、二国間関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」へと格上げすることで一致し、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」を新たに発出したことを踏まえ、同パートナーシップの発展に向け、幅広い分野における協力を強化していくことを中期目標に定めた。その上で、グローバルな課題における協力の継続・強化を年度目標に加えた。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標（令和7年度）

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層強化すべく、令和4年11月の首脳会談の際に発出した行動計画（2022年-2031年）の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和5年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施の推進、チンギスハーン空港の円滑な運営に向けた協力、及び官民合同協議会の継続等を通じたビジネス・投資環境の整備を推進する。
- 2 モンゴル経済の多角化に向け、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化・人材育成、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和4年11月に行われた日モンゴル首脳会談の際に両首脳が二国間関係を「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致し、行動計画を新たに発出したことを踏まえ、同パートナーシップの行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させることを中期目標に定めた。その上で、年度目標の内容を整理した上で、引き続き推進することとした。

測定指標4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（令和7年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和5年度目標

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和5年度において、特に以下の取組を慫慂する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する残された輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化
- 2 人的往来の再開を踏まえた文化交流等を通じた相互理解の深化

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標の方向性を維持し、その達成に向け推進する。人的往来が再開され、台湾においても文化交流等のイベントの開催が可能となったことを踏まえ、対面の文化交流イベントを通じた相互理解促進を強化する。

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む）

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	① 3 ② 2
① 日中		
② 日モンゴル		

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

①については、令和4年11月の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳が、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを踏まえ、近年の実績値も勘案して年度目標値を設定した。②については、評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、前年度と同水準の年度目標値を設定した。

測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	2

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、今後も引き続き推進する。
令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、現地調査を行うことが困難であったが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、往来が再開したところ、年度目標値を2箇所と設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）		
----------	-----------------------------	--	--

	令和２年度 予算額計 (執行額)	令和３年度 予算額計 (執行額)	令和４年度 予算額計 (執行額)	令和５年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー 事業番号
①日中・日モンゴル 関係の推進	402 (285)	370 (235)	372 (253)	395	4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-6	
②アジア友好促進補 助金	1,674 (1,476)	1,664 (1,604)	1,846 (1,800)	2,011	4-5	
③中国遺棄化学兵器 問題への取組	63 (20)	542 (36)	1,027 (629)	731	4-1 4-7	
④中国における日本 理解促進に係る経費	1 (0.6)	0.6 (0.5)	0.5 (0.4)	0.5	4-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
九 外交・安全保障
- ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)
- ・「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（令和7年度）

悪化するミャンマー情勢に鑑み、ミャンマーを除くメコン各国と様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、二国間関係を強化する。ミャンマー問題については、我が国として、事態の改善に向け、ミャンマー国軍に具体的な行動を取るよう様々な機会を捉え引き続き強く求めるとともに、ASEANを含む国際社会と緊密に連携し、情勢の改善に努める。

令和5年度目標

- 1 ミャンマーを除くメコン各国と、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動を取るようミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANの取組を最大限後押ししていく。そして国際社会と緊密に連携し、日本としての役割を果たしていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、ミャンマーについて、事態の改善に向けミャンマー国軍が具体的な行動を取るよう様々な機会を捉え強く求めてきたので、当該方向性を中期目標に反映させた。

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（令和7年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和5年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（令和7年度）

首脳・外相会議及び実務者レベルの協議や「東京戦略」の下での各種プロジェクトの着実な実施を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和5年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下の各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコンSDGsフォーラムを開催し、メコン地域におけるSDGsの達成に向けて官民合同で取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、ミャンマー情勢の先行きが見通せない中、政務レベルの協議の開催が困難な状況が継続すると思われ、仮に日メコン首脳会議・外相会議が実施できない場合でも実務レベルの協議や「東京戦略」の下での協力プロジェクトを実施することで、メコン地域の発展の支援を通じた、地域の平和と安定の強化の達成に努めることは可能であるので、当該方向性を中期目標に反映させた。

測定指標 5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（令和7年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づくベトナム人看護・介護人材の受入れを推進する。

令和7年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
- 3 訪日前日本語研修を含む本制度の現地説明会の実施、訪日前日本語研修の様子のSNS発信を始めとする広報活動を強化し、ベトナム国内における本制度の認知度を高める。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標を維持するとともに、近年、候補者数が減少傾向にあるこ

とを踏まえて、年度目標に広報活動の強化を追加した。

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値	
	入国年度	令和4年度
	看護師候補者	22
	介護福祉士候補者	131
	合計	153

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①メコン地域諸国との友好関係の強化	58.3 (14.5)	120.1 (11.9)	86.5 (17.1)	97.5	5-1, 5-2 5-3, 5-4	
②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修	333.7 (248.1)	329.5 (207.5)	316.2 (217.8)	304.9	5-5	
③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金）	0 (0)	24 (24)	24 (24)	0	—	
④エーヤワディー・チャオプラヤー・メコン経済協力戦略拠出金	—	150 (150)	0 (0)	0	5-3	

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 6－1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（令和 7 年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア各国との間で、要人往来を含む様々な形式を通じて各種会談・協議等を実施し、二国間関係を強化する。また、各国との間で各種招へいスキーム等を活用した人物交流を実施し、層の厚い信頼関係を強化する。

令和 5 年度目標

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。
例： ASEAN 議長国を務めるインドネシアとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、目標を維持し、引き続き推進する。

測定指標 6－2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（令和 7 年度）

自由で開かれた地域の経済秩序の構築を目指し、個別案件での企業支援等を含むインフラ輸出の強化や、経済関係に関する二国間協議の実施等を通じて各国との経済関係を緊密化する。フィリピン及びインドネシアとの経済連携協定（EPA）については、二国間協議を適切に実施しつつ、関係省庁や受入施設等と連携し、EPA に基づく看護・介護人材の受入れを推進する。

令和 5 年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、インフラ輸出支援については、日系企業支援の視点を超えて、地域の安定や繁栄に繋がる経済的な政策といった視点も含め推進することとなったため、当該方向性を中期目標に追加した。

測定指標 6－3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	
中期目標（令和7年度）	
平和構築や国造りに対する支援や関与、バリ民主主義フォーラムへの関与を含む民主主義の普及・定着への貢献、南シナ海問題に関する連携等を含め、地域及び国際的課題に対し各国と共に対応する。	
令和5年度目標	
1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与を通じた同国及び地域への民主主義の定着を支援しつつ、令和4年にG20議長国を務め、令和5年にはASEAN議長国を務めるなど、地域及び国際社会における役割が増大するインドネシアへの関与を継続し、ともに地域・国際的課題への対処に当たる。 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。	
評価結果を踏まえた変更点及びその理由	
評価結果を踏まえ、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与については、同フォーラムへの関与という視点のみでは、国際的な存在感を高めているインドネシアとの地域・国際的課題に対する協力関係を強化していく観点からは不十分であり、今後の目標はこれに限定せず、インドネシアが地域大国として国際的な存在感を高めていることを踏まえ、地域の平和と繁栄にも貢献すべく、普遍的価値の促進のみならず、幅広い分野での協力を念頭に置いた政策を推進することとなったため、当該方向性を中期目標及び令和5年度目標に設定した。	

測定指標 6－4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)		
	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準
評価結果を踏まえた変更点及びその理由		
評価結果を踏まえ、従来の目標水準を維持し、引き続き推進する。		

測定指標 6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進		
日本語研修終了時における日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	－	90%
評価結果を踏まえた変更点及びその理由		
評価結果を踏まえ、従来の目標水準を維持し、引き続き推進する。		

参考指標：日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入実績（入国人数）		
(出典「厚労省、JICWELS、外務省」)	実績値	
	入国年度	令和4年度
	看護師候補者	16
	介護福祉士候補者	271

	合計	287
--	----	-----

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する 測定指標	行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①東南アジア島嶼国 との友好関係の強化	22 (13)	21 (13)	30 (31)	29	6-1, 6-2, 6-3	
②日・インドネシア 経済連携に基づく外 国人看護師・介護福 祉士候補者に対する 訪日後日本語研修事 業	10 (0)	692 (650)	161 (155)	348	6-2, 6-5	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
- ・日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
- ・日印首脳共同声明（令和 4 年 3 月 19 日）
- ・第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
（外交・安全保障）
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日）
VI 2 (1) イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化
- ・総理政策スピーチ「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」のための新たなプラン」（令和 5 年 3 月 20 日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（令和 7 年度）

各種会談・協議・交流等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和 5 年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話や、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における二国間の事務レベル協議、日米豪印を始めとする多国間協議などを通じて、二国間の協力関係及び両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済協力案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での二国間協力も推進する。また、経済分野においては、これまで進めてきた地域連結性の強化にかかる二国間の取組を進めるとともに、インド進出日本企業に対する支援等を継続させていくことにより、進出日本企業数の増加を始め、二国間の結びつきを強化する。また、RCEP 協定への将来的な復帰への働きかけを今後も継続する。
- 4 自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドの IT 人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水際措置により停滞していた日印間の人的交流を再活性化させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレーヤーであることを踏まえ、地域的な包括経済連携（RCEP）協定への将来的な復帰に向けた働きかけを年度目標に加筆した。

測定指標 7-2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進（インドを除く）*

中期目標（令和 7 年度）

要人往来とそれに伴うハイレベル会談や事務レベル協議など、様々なレベルで対話を推進するとともに、各国との人的交流を促進する。

令和5年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベル協議を継続的に実施し、各国との間で実践的な協力を推進する。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカとの間では、同国の経済・財務状況も注視しながら、同国に対する経協案件の着実な実施を目指し、様々なレベルでの対話・交流を推進していく。パキスタンとの間では、ハイレベルの往来を再活性化し、二国間関係の更なる強化に繋げる。ネパールとの間では同国の持続可能な経済発展を後押ししつつ、令和7年の万博や令和8年の国交70周年に向け人的交流や往来を再活性化していく。
- 3 招へいプログラムの活用等を通じ、人的・文化交流を一層押し進め、各国との友好関係の強化を図る。南アジア地域連合（SAARC）のオブザーバー国として南西アジア地域の青少年を対象とした招へい事業を実施し、日本への理解増進及び信頼感の醸成を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（令和7年度）

南西アジア地域各国に対し、法の支配の原則を堅持することの重要性を強調していくとともに、民主主義を始めとする基本的価値の普及を図る。また、各国に対するインフラ支援及び能力構築支援等を通じて南西アジア地域内及び域外の連結性を強化する。さらに、各地域枠組みを活用し、南西アジア地域ひいてはインド洋地域の包括的な成長に貢献する。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和5年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - （1）各国との間で、法の支配、航行の自由等の基本的原則を堅持することの重要性を確認するとともに、民主主義等の基本的価値の共有を推進する。また、各国との間で、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を実施していくことを確認する。
 - （2）港湾、鉄道などのインフラ整備等を通じ、沿岸部・内陸部問わず地域の連結性を強化する。また、各国との間で、ビジネス環境整備等を通じた経済連携の強化を図り、経済的繁栄を追求していく。バングラデシュとの関係では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、各国に対する社会経済開発にかかる支援も継続していく。また、あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究を推進していく。ネパールとの関係では、引き続き生活インフラの整備・強化を支援するなど南アジア最貧国の一つであるネパールの持続可能な経済発展を後押しする。
 - （3）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力を推進する。モルディブとの関係では、同国及びインド洋地域の安定の維持に貢献するため、必要な支援・協力を実施していく。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。
- 2 環インド洋連合（IORA）を始めとする地域枠組みを活用し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。IORA に対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 7-4 要人往来数		
外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議 院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣 政務官の外国訪問。相手国は国家元 首、王族、首相、国会議長、外相、外 相より上位の閣僚、国際機関の長で、 日本の外務大臣、外務大臣より上位の 閣僚と会談のあったもの。	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、 他の主要国との比較等を踏まえた、各国 との関係促進等の観点から適切な水準
評価結果を踏まえた変更点及びその理由 評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。		

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）	
（出典：財務省貿易統計）	実績値
	令和4年度
	30,324

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する 測定指標	行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①南西アジア諸国と の友好関係の強化	38 (3)	38 (4)	53 (38)	48	7-1, 7-2, 7-3, 7-4	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定)
 - VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ
 - 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
 - (1) ア、イ、カ
- ・ 第211回国会外交演説（令和5年1月23日）

測定指標 8－1 豪州及びNZ との関係強化 *

中期目標（令和7年度）

日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」、日NZの「戦略的協力パートナーシップ」の下、様々な分野における二国間関係及びインド太平洋地域における同志国連携を一層推進・強化する。

令和5年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
- (2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 日豪円滑化協定を早期に発効させ、日豪間の共同訓練等の具体的な協力を促進する。
- (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
- (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日NZ関係

- (1) 令和4年度に実施したハイレベルの意見交換を土台に、ハイレベルを含む各レベルでフォローアップを実施し、「戦略的協力パートナーシップ」の下、具体的な協力を進める。
- (2) 安全保障分野での協力拡大に資する情報保護協定の締結に向け交渉を加速化する。
- (3) 令和5年は、NZが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の議長国であるところ、同協定のハイスタンダード維持のため、各レベルにおいて様々な機会を使い、緊密な連携を確認する。
- (4) 太平洋島嶼国における、日NZ両国を含めた同志国連携を推進する。特に、令和4年度に外相間で発出した太平洋島嶼国における協力についての共同宣言の実現を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、情報保護協定締結交渉の加速化という方向性を令和5年度目標に反映した。また、令和5年は、NZがCPTPP議長国であることを踏まえ、同協定のハイスタンダード維持のための連携も年度目標に加えた。

測定指標 8－2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標（令和7年度）

- 1 太平洋・島サミット（PALM）のプロセスや二国間の対話を通じ、太平洋島嶼国の安定と繁栄のための優先課題について認識を共有するとともに、これらの課題解決に向けて共に取り組むことにより、日・太平洋島諸国関係を更に強化する。
- 2 同志国との連携強化を通じ、太平洋島嶼国との協力をより効率的に展開する。

令和5年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）中間閣僚会合の開催等を通じ、PALM9以降の日本の地域への貢献を太

太平洋島嶼国と共有するとともに、令和6年度に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）以降の3年間で重点的に取り組むべき課題について共通認識を形成することにより、PALM10に向けたモメンタムを醸成する。

- 2 令和4年に立ち上がった「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」や豪NZ米等の同志国との連携を活用し、太平洋島嶼国との協力をより効果的に展開していく。
- 3 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、PBPや豪NZ米等の同志国との連携の活用という方向性を令和5年度目標に反映した。

測定指標 8-3 要人の往来数

（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ及び太平洋島嶼国について、「各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準」という目標を維持することとした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①太平洋諸国との友好関係の強化	12.2 (3)	7.4 (6)	7.7 (14.4)	9.6	8-1, 8-3	
②太平洋・島サミット開催経費	24.3 (4)	248 (23)	16.3 (3.2)	22.6	8-2	
③南太平洋経済交流支援センター（義務的拠出金）	47 (47)	47 (47)	47 (47)	47	8-2	
④南太平洋経済交流支援センター（任意拠出金）	5.7 (5.7)	5.3 (5.3)	5.1 (5.1)	5.1	8-2	
⑤太平洋諸島フォーラム拠出金（任意拠出金）	4.7 (4.7)	4.4 (4.4)	154.3 (154.3)	4.2	8-2	

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。